

# フランス法における保険金受取人の法理(1)

加瀬 幸喜

## 目次

### はじめに

#### 一 問題の所在

#### 二 本稿の目的と構成

### 第一章 保険金受取人の権利の形成と展開

#### 第一節 一九世紀末までの生命保険の歴史

##### 一 アンシャン・レジウム期から第一帝政期まで

##### 1 総説

##### 2 生命保険契約の禁止とトンチン年金の普及

##### 3 フランス最初の生命保険会社

##### 4 大革命の勃発とロワイヤル生命保険会社の解散

##### 5 法典編纂と生命保険

#### 二 王政復古および七月王政期

##### 1 総説

##### 2 商法典に基づく生命保険会社の設立

### フランス法における保険金受取人の法理(1)

##### 3 低迷する生命保険事業

##### 4 生命保険契約の適法性

#### 三 第二共和制から一九世紀末まで

##### 1 トンチン年金の衰退と生命保険の発展

##### 2 生命保険契約の適法性

#### 四 小括

##### 1 生命保険の普及

##### 2 生命保険契約の適法性

#### 第二節 判例法による保険金受取人の権利の形成

##### 一 総説

##### 1 生命保険契約の適法性および法源

##### 2 他人のためにする生命保険契約の法的性質

##### 3 第三者のためにする契約の意義

##### 4 民法典一一二一条と他人のためにする生命保 険契約

二 判例法の展開

1 序説

2 判例法の考察

第一期 一八六〇年から一八七三年まで

第二期 一八七三年から一八八四年まで

第三期 一八八四年から一八九六年まで

第四期 一八九六年以降

三 小括

1 他人のためにする生命保険契約の有効性

2 保険金受取人の特定性

3 保険金請求権の直接取得性

4 保険金請求権の固有権性

5 保険金請求権発生の時期

6 保険金受取人の保険金請求権取得の時期

7 保険金受取人の承諾の意義

8 保険金受取人指定の効力(以上本号)

第三節 保険金受取人の保険金請求権取得の根拠

第二章 保険金受取人の指定

第三章 保険金受取人の地位

むすび

はじめに

一 問題の所在

(1) 生命保険契約では、被保険利益の有無が問題とされないから、保険契約者は自由に保険金受取人を指定することが可能である。そして、保険契約者が自己以外の第三者を保険金受取人に指定する契約を他人のためにする生命保険契約とよんでいる。

ところで、保険契約者は自由に保険金受取人を指定することが可能であるから、だれが・いかなる割合で保険金を取得するかは、保険契約者の意思次第である。しかし、大多数の生命保険契約では、保険契約者と被保険者とは同一人であるから、保険事故発生後に受取人の指定(または変更)に関し疑問が生じたときは、保険契約者の意思を探究することが困難である。そのため、保険契約者の意思の解釈に関して、次のような問題点が提起されている。<sup>(1)</sup>

① 保険金受取人を「被保険者の相続人」と抽象的に指定した場合に、その指定はいかなる趣旨であるか。<sup>(2)</sup>

② 保険金受取人の死亡後に受取人が再指定されないまま保険事故が発生した場合において、保険契約者兼被保険者が当初の受取人の相続人であるときは、保険契約者兼被保険者は保険金を取得することができるか。<sup>(3)</sup>

③ 保険金受取人が相続人と指定されていた場合に、各受取人の受取割合は、均等であるかまたは相続割合によるか。<sup>(4)</sup>  
また、受取人の指定・変更方法は法定されていないから、次のような問題が生じる。

④ 受取人の指定・変更は、相手方のある意思表示であるか。そして、相手方のある意思表示であるとすれば、だれに対して意思表示をしなければならないか。<sup>(5)</sup>

⑤ 遺言による受取人の指定・変更は有効であるか。<sup>(6)</sup>

(2) 保険金受取人は、自己固有の権利として原始的に保険金請求権を取得する（最判昭和四〇年二月二日民集一九卷一号一頁）。他人のためにする生命保険契約は、第三者のためにする契約（民法五三七条以下）の一種であると解されているからである。したがって、保険契約者の債権者および相続人は、受取人が取得した保険金請求権に干渉することはできない。しかし、生命保険契約の保険料は、保険契約者の財産から支払われており、そして、保険金受取人の指定は、法律的形式的にはともかく、経済的実質的には受取人への贈与であると解される。<sup>(7)</sup> そのため、次のような問題点が生じる。

⑥ 保険契約者の債権者は、詐害行為取消権または否認権に基づいて、保険契約による利益を取り戻すことができるか。<sup>(8)</sup>

⑦ 保険金請求権は、特別利益の持戻ないし遺留分減殺の対象となるか。<sup>(9)</sup>

⑧ 右の⑥および⑦が肯定される場合、取り戻す（持ち戻す）財産の価値はどのように定めるのが妥当であるか。

⑨ 保険契約者の債権者は、債権者代位権に基づき生命保険契約を解約し、解約返戻金を取得することができるか。<sup>(10)</sup>

## 二 本稿の目的と構成

フランス法における保険金受取人の法理(1)

以上の問題点は、①保険金受取人指定・変更行為自体の性質および保険契約者の意思解釈に関する問題と②保険契約者の債権者および相続人と保険金受取人との利益調整に関する問題とに大別することができるが、本稿は、それらの問題を研究する基礎作業として、フランス法を対象とする考察を行うものである。

フランスでは、一九三〇年七月一三日の陸上保険契約法が制定される以前には、生命保険契約を直接規律する法令が存在せず、したがって、民法典の規定がそれに適用されていた。しかし、民法典の第三者のためにする契約に関する規定はわずかに一カ条で（一一二一条）、しかもその内容は不完全なものである。そのため、判例法が保険金受取人の権利を確立し、これが一九三〇年陸上保険契約法（六三条以下）に法文化され、現行法（保険法典L一三二―八条以下）となっている。

そして、右に掲げる問題点についていえば、(i)「被保険者の相続人」と抽象的に指定した場合でも、保険金受取人は自己固有の権利として保険金を取得すること、相続を放棄した場合でも保険金を取得することが可能なこと（六三条二項、四項）、(ii)相続人という指定の場合には、各受取人は相続分の割合で保険金を取得すること（同条四項）、(iii)受取人の指定・変更の方法は、遺言、保険契約修正書 (avenant)、民法典一六九〇条に定める債権譲渡手続、または保険証券が指図式のときは裏書のいずれかの方法によらなければならないこと（同条五項）が法定されている。また、(iv)受取人が無償で保険金を取得する場合には、保険金の支払時にその受取人が生存していることが条件であると推定されるから（六四条五項）、右の②の問題については、当初の受取人の相続人である保険契約者兼被保険者は保険金を取得することができないと解される。さらに、(v)保険金受取人が取得した保険金は、詐害行為取消権、否認権、受益財産の持戻または遺留分減殺の対象とならないこと（六八条、六九条）を定めている。

そこで、本稿は、一九世紀後半以降の、保険金受取人の指定およびその地位に関する判例・学説を精査することにより、上述の保険金受取人に関する諸問題を考察する手掛かりを得ようとするものである。本稿は三章で構成される。第一章保険金受取人

の権利の形成と展開において、総論として、判例法が保険金受取人の権利を確立する過程を考察し、第二章保険金受取人の指定では、保険金受取人指定・変更行為の性質および趣旨を検討し、第三章保険金受取人の地位においては、保険金受取人と保険契約者の債権者・相続人との関係を考察する。

(1) 大森忠夫「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」大森三宅・生命保険契約の諸問題（有斐閣、一九五八）七一—一〇四頁、山下友信「保険金受取人指定・変更」ジュリスト七四七号（一九八一）二七九—二八九頁。

(2) 最判昭和四〇年二月二日（民集一九卷一号一頁）は、保険金受取人を、保険期間満了のときは被保険者、被保険者死亡のときはその相続人と指定した養老保険契約について、「右指定は、被保険者死亡の時における、すなわち保険金請求権発生当時の相続人たるべき者個人を受取人として特に指定したいわゆる他人のためにする保険契約と解するのが相当」であると判示する。通説もこれを支持するが、保険金請求権は相続財産に属すると解する説、保険契約締結時または保険金受取人指定時の相続人と解する説などがある（服部栄三・星川長七編・基本法コンメンタール商法総則商行為法（日本評論社、第三版、一九九一）二七五頁（金沢理執筆））。

また、「妻X」と身分と氏名を併記する場合において、保険事故発生時にその妻と離婚していたときは、どのように解するかという問題もある。最判昭和五八年九月八日（民集三七卷七号九一—八頁）は、氏名による指定が優先することを明らかにした。

(3) 最判平成四年三月一三日（民集四六卷三号一八八頁）は、保険事故発生時における指定受取人の法定相続人または順次の法定相続人で、生存する者と解し、保険契約者兼被保険者は保険事故発生時に死亡しているから、保険金受取人ではないと判示する。最判平成五年九月七日（民集四七卷七号四七四〇頁）も同様に解する。なお、これらの判決については、多数の判例批評が発表されている。最近の研究として、野村修也「死亡保険金受取人をめぐるとの最高裁判決」民商一一四卷四・五号（一九九六）六九二—七三〇頁。

(4) 最判平成四年三月一三日（民集四六卷三号一八八頁）および最判平成五年九月七日（民集四七卷七号四七四〇頁）は均等割合と解する。しかし、最判平成六年七月一八日（民集四八卷五号一二三三頁）は相続割合と解する。学説も、均等割合説と相続割合とが対立する（甘利公人「保険金受取人を被保険者の『相続人』とした場合の相続人の権利割合」ジュリスト一〇六八号（平成六年度重要判例解説）一〇九頁）。

(5) 最判昭和六二年一〇月二九日（民集四一巻七号一五二七頁）は、相手方のある意思表示であることを前提とし、その相手方は保険者であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対してもよいと解する。しかし、通説は、保険金受取人指定・変更は相手方のない意思表示であると解する。

- (6) 学説には、保険金受取人の指定は相手方のない意思表示であり、そして遺言作成時に受取人指定の効力が生じると解し、遺言による受取人の指定を有効とする説がある。裁判例には、これを否定する判決（東京高判昭和六〇年九月二六日金法一一三八号三七頁）と肯定する判決（大阪高判昭和六三年二月二一日・文研生命保険判例集五卷三八八頁）とがある。大塚英明「遺贈による保険金受取人の変更」別冊ジュリスト九七号生命保険判例百選（増補版）二一六頁参照。
- (7) 大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森三宅・生命保険契約の諸問題（有斐閣、一九五八）五五頁、金沢・前掲注（1）二七六頁など。
- (8) 大森・前掲注（7）五六―59頁、山下友信「保険契約と詐害行為取消権・否認権（上）」金法一四五二号（一九九六）三〇―三六頁、一四五三号二四―三二頁、糸川厚生「生命保険契約上の権利に関する破産法上の否認・詐害行為取消権についての一考察」文研論集一一八号（一九九七）一七五―二〇五頁。
- (9) 大森・前掲注（7）五九―六〇頁、中村敏夫・生命保険契約法の理論と実務（保険毎日新聞社、一九九七）九〇―一〇六頁、遠藤浩「生命保険金請求権と相続」学習院大学政経学部研究年報七号（一九九九）四一―六二頁、山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性（1）（2）」民商八三卷二号（一九八一）二〇六―二二九頁、四号五七一―五八四頁、藤田友敬「保険金受取人の法的地位（1）（7）」法協一〇九卷五号（一九九二）七一―七九頁、一一〇卷八号（一九九三）一一七三―一二三三頁など。
- (10) 大阪地判昭和五九年五月一八日（判時一一三六号一四六頁）など、裁判所は、いずれも債権者の解約権の行使を容認している。山野嘉朗「解約返戻金請求権の差押と差押債権者による解約権行使」別冊ジュリスト一一二一号商法（保険・海商）保険判例百選（第二版）一三〇頁および古瀬村邦夫「生命保険契約者の債権者が債権者代位により右契約を解約することの可否」私法判例リマックス一九六九下一一二頁参照。

## 第一章 保険金受取人の権利の形成と展開

### 第一節 一九世紀末までの生命保険の歴史

フランスにおいては、保険金受取人の権利は一九世紀後半に形成されるが、本節では、その背景として、フランスにおける、一九世紀末までの生命保険の発達を概観する。生命保険は、アンシャン・レジウム期には禁止されていたが、それが、どのようにしてフランス社会に受容され適法なものとなり、そして普及したかを中心にして考察する。

一 アンシアン・レジウム期から第一帝政期まで…一六世紀末から一八一四年まで

## 1 総説

生命保険の原初的形態は、ヨーロッパ各地において行われた様々な相互扶助組織に見ることができ、古代ローマのコレギア・テヌイオルムは、組合員から掛金を徴収し、組合員が死亡した場合には埋葬費用を給付する組織である。また、中世ヨーロッパ諸都市に発達したギルドやイギリスの友愛組合 (friendly society) には、組合員が死亡した場合に、共同の醸金をもって葬儀費用を支出し遺族を扶助する制度が存在した<sup>(1)</sup>。しかし、これらの組織および制度は、人の生死に関する数理統計に基づいて運営されたものでないから、保険制度というより、むしろ扶助制度である<sup>(2)</sup>。

生命保険契約の最古の記録は、今日までの研究によれば、一四二二年一月一日、イタリアのフィレンツェで、Matteo di Michele Rondinelli が、銀行家である Palla di messer Palla および Giovanni Lioni の依頼を受け、ピオンのビノの知事である Jacopo di Gherardo d'Apiano の生命に保険を付け、これを一人の保険者が引き受けた契約である。また、保険証券の形式で保存されている最古の契約は、一五一五年二月一日、フィレンツェで、Charlo Strozzi が自分の娘で Francesco Benvenuti の妻である Francesca の生命に保険を付け、これを二人の保険者が引き受けたものである。公証人が作成した公正証書による記録としては、一四五三年十二月七日、スペインのバルセロナで、Pere Augusti Alba が Pedro de Linya の生命に保険を付け、これを四人の保険者が引き受けた契約がある。イギリスにおける最古の契約は、一五八三年六月一日、ロンドン市会の長老議員である Richard Martin が屋根屋の William Gibbons の生命に保険を付け、これを一六人の保険者が引き受けた契約であるといわれている<sup>(3)</sup>。

しかし、これらの契約は、いずれも他人の生命の保険であり、かつ生死に関する統計が未発達な時代におけるもので

フランス法における保険金受取人の法理(1)

あるから、それらには自ずから賭博的要素が内在していた。事実、その後、生命保険という名称で人の生死を賭ける賭博的取引が行われるようになった。例えば、イギリスにおいては、ジョージ二世の治下に首相を務めたウォルポールのような有名な政治家の生存を賭ける契約がなされ、さらには、オーストリア継承戦争に際しライン河畔のデッチンゲンに出陣したジョージ二世が生還するか否かを賭ける契約さえ行われるようになった。<sup>(4)</sup>そこで、ヨーロッパ諸国は、生命保険を禁止する法令を定めた。一五七〇年のオランダのフィリップ二世の勅令や一五八八年のジェノアの法典、一六〇〇年のロッテルダムの法典などがその例である。<sup>(5)</sup>ただし、イギリスにおいては、一七七四年の賭博法の制定まで特に制限がなされなかった。

## 2 生命保険契約の禁止とトンチン年金の普及

(一) 生命保険契約の禁止 (1) 法令 フランスにおいても、生命保険契約は禁止された。ギドン・ド・ラ・メール (Guidon de la mer) は、一六世紀末にルーアンにおいて作成された、海事に関する商慣習法令集であるが、その第一章第五条には、生命保険契約は「良好な風俗および慣習によって非難されるべき契約であり、限りない濫用と詐欺行為に至るものである」と記載されている。<sup>(6)</sup>また、一六八一年の海事勅令 (ordonnance de la marine) は、この趣旨を踏襲し、第三編第六章 (保険) 第一〇条において「人の生命保険は、すべてこれを禁ずる」と規定する。<sup>(7)</sup>

(2) 学説 アンシャン・レジウム期の学説も、生命保険契約の禁止を支持する。Pothier は、その理由を次のように述べる。「その理由は、人の生命に値段を付けることは礼節と信義とに反するものだからである。その上、保険契約の性質は、保険者が保険の目的物の評価額を支払うことを引き受けることにあるが、自由人の生命は、金銭的に評価することが不可能であるから、人の生命は保険契約の対象とならない<sup>(8)</sup>」。自由人の生命とは、奴隷でない者の生命という趣旨である。というのは、当時、奴隷は普通の商品と同じものであると解され、これに保険を付けることが可能であつ



たからである<sup>(9)</sup>。また、Emerigonも生命保険契約の禁止を主張する。Emerigonの論拠は、①生命保険は、本来の意味の保険ではなく、その実質は賭博であること、②ギドン・ド・ラ・メールおよび一六八一年の海事勅令が生命保険を禁止していること、③人は経済的評価の対象外であること、④人の生命は商取引の目的とすることができず、また人の死亡が商業的投機となることは忌まわしいことであること、および⑤犯罪を誘発するおそれがあることである<sup>(10)</sup>。

(3) 身代金保険　ところで、一六八一年の海事勅令は、ギドン・ド・ラ・メールと同様に、身代金保険 (liberte des personnes) を容認しているが、以下では、この身代金保険について略述する。身代金保険を生命保険の萌芽と考える説があるからである<sup>(11)</sup>。

身代金保険とは、地中海や大西洋を航海する船長や船員などが、海賊や異教徒に捕らわれ人質となった場合に、身代金相当額の給付を受けることができる保険である<sup>(12)</sup>。一六八一年の海事勅令は、二つの形態の身代金保険について定めている。その第一は、同勅令第三編第六章(保険)第九条に定めるものである。同条の身代金保険は、航海者、旅行者およびその他の者の身代金およびその帰国費用を担保するものである。この保険契約を締結する場合には、保険証券に、被保険者(人質となる危険のある者)の氏名、国籍、住所、年齢および職業、ならびに船舶の名称、出発港および最終寄港地を記載する必要がある<sup>(13)</sup>。

保険金額は、保険証券に約定する場合(定額給付)とこれを約定しない場合(不定額給付)とがある。保険金額を約定している場合には、被保険者が人質となったときは、約定の保険金額が支払われる。被保険者が人質である時に死亡した場合には、その相続人に保険金が支払われる。他方、保険金額を約定していない場合には、実際に支払った身代金相当額が支払われるが、その額が著しく過当なときは、保険者は、被保険者の身分および職業に基づき予測することが可能であった金額までにそれを減額することができる。また、保険金額を約定していない場合において、保険者が人質

の積放を交渉するよう請求を受ける以前に、被保険者が脱走し自由の身となりまたは死亡したときは、保険金は支払われない。なぜなら、保険金額を約定していない場合の保険者の債務は、被保険者を拘束している相手方と交渉しこれを積放させることであるので、被保険者が脱走しまたは死亡したときは、人質状態が解消しているからである。ただし、この場合でも、保険者が積放交渉を行うよう請求を受けた以後に、被保険者が脱走しまたは死亡したときは、保険金は支払われる。この場合には、保険者が請求を受けたこと<sup>(14)</sup>によって具体的債務が発生し、そして、その不履行によって損害賠償債務に転化する、と解されるからである。

身代金保険の第二の形態は、同勅令第一条に定めるものである。同条に定める身代金保険は、身代金を支払い積放された者が、帰国途上に被るおそれのある危険を担保するものである。すなわち、身代金を支払い積放された者が、帰国途上に再び人質となった場合には、積放に必要な身代金相当額が給付される。また、積放された者が、帰国途中に、殺害され、海難などにより溺死し、その他自然死 (mort naturelle) 以外の原因で死亡した場合には、すでに支出した身代金の填補を受けることができる。<sup>(15)</sup>

(二) トンチン年金の普及 フランス生命保険史の特徴の一つは、一七世紀以降、この国では、トンチン年金の普及が見られることである。トンチン年金は、イタリア人 Lorenzo Tontu が考案したものであり、その最も単純な仕組みは次のようなものである。トンチン年金主催者は、例えば一口五万フランで合計二〇〇口 (掛金総額一〇〇〇万フラン) の年金を募集し、応募者は、希望する口数を申込み、それに応じた掛金を払い込み、年金受取人を指定する。年金主催者は、毎年、約定の利率 (例えば年五パーセント) の利息総額 (この設例では、五〇万フラン) を支払う。ただし、この利息は、生存する年金受取人のみが取得することが可能であり、したがって、受取人の死亡に比例して、受取人一人当たりの受給額は年々増加し、年金受取人が一人になったときは、その受取人は利息の全額を独占することができる。

そして、年金受取人全員が死亡したときは、払い込まれた掛金は年金主催者が取得する。<sup>(16)</sup>

フランスにおける最初のトンチン年金は、一六八九年に政府が発行したトンチン年金型の公債（公営トンチン年金）である。当時、フランスの財政は危機的状況にあったので、政府は、公債の募集を容易にするために、Lottの発案を採用し公営トンチン年金を募集した。その後、公営トンチン年金の募集は、一六九六年および一七三四年に行われたが、一七七〇年にはすべての公営トンチン年金が廃止された。<sup>(17)</sup> 公営トンチン年金の廃止後は、民営トンチン年金が販売されるようになった。トンチン年金は、大革命中も活発に募集が行われ、一八三〇年代には、大衆の人気を博する魅力的な商品を開発し、生命保険をしのぐ勢いであった。しかし、一八五〇年代に入ると、経済不況などの原因により年金運営が破綻し、これを契機に大衆のトンチン年金に対する人気は退潮した。その後、トンチン年金は、第一次世界大戦によるインフレによって致命的な打撃を被ったが、今日でも二社がそれを引き受けている。<sup>(18)</sup>

トンチン年金は、生命保険の発達にとって功罪相半ばするものと評価することができる。その功績は、トンチン年金の経験が *Deparcieux* や *Beauvisage* の作成した死亡表に基礎データを提供し、これらの死亡表が生命保険発達の基礎となったことである。<sup>(19)</sup> しかし、その反面、トンチン年金の破綻は生命保険に悪い印象を与え、これが生命保険の発達を阻害する要因となった。<sup>(20)</sup>

### 3 フランス最初の生命保険会社

フランス最初の生命保険会社は、一七八八年八月に開業したロワイヤル生命保険会社（*Compagnie Royale d'assurances sur la vie*）である。同社は次のような経緯で設立された。一七八六年一月六日の国務顧問会議裁決（*arrêt du conseil d'état*）<sup>(21)</sup>により、火災保険会社（*Compagnie des assurances contre les incendies*）という商号の火災保険事業を営む会社が設立許可を受けたが、同社は、翌八七年十一月三日の国務顧問会議裁決により、一五年間生命保険事業を

独占的に営業する特権を与えられ、かつ、その商号をロワイヤル保険会社 (Compagnie Royale d'assurances générales) に変更することを認められた。<sup>(22)</sup>

生命保険について独占的な営業権を取得したロワイヤル保険会社は、火災保険についても独占的な営業権が認められるよう、國務顧問會議に働きかけた。その結果、國務顧問會議は、一七八八年七月二七日の裁決により、ロワイヤル保険会社の独占的な営業権を確認し、同社を火災保険会社と生命保険会社とに分割することを許可した。<sup>(23)</sup> ロワイヤル保険会社は分割され、一七八八年八月二日に、ロワイヤル生命保険会社の創立總會が開催された。そして、同月四日、同社の事務所がパリ市リシュリュー街一一五番地に開設された。<sup>(24)</sup> ロワイヤル生命保険会社の開業は、イギリス最初の生命保険会社であるアマカブル社 (Amicable Society) の設立 (一七〇六年) から八二年後、最初の近代的生命保険会社であるエクイタブル社 (Equitable Society) の設立 (一七六二年) から二六年後であった。<sup>(25)</sup>

ロワイヤル生命保険会社は、合理的な保険料率による保険の引受を行い、その経営は健全なものであったと思われる。なぜなら、同社の資本金は八〇〇万リーヴルで、同社を經營する Clavière は、ロンドンに一年間滞在し保険事業について知識を習得した実業家であった。そして、同社は、フランス最初のアクチュアリーである Duvillard を保険数理人に登用し、その経営については、パリ市の監督に服したからである。<sup>(26)</sup>

ロワイヤル生命保険会社の業務内容は、その設立趣意書によれば、今日の生命保険実務に類似するものである。すなわち、①引き受ける保険の種類には、据置年金型の生存保険 (annuités différées)、単生または連生の終身払込終身保険、生存保険、定期保険などがある。②保険引受の業務では、最初に疾病 (ただし、天然痘に限る) について告知をさせ、次に医的診査を受診させ、最後に保険証券を作成する。③保険証券には、被保険者の同意を要すること、悪意の有無をとわず不告知がある場合には契約は無効となること、免責条項が定められ例えば自殺または天然痘による死亡の場合

合には保険金が支払われないこと、フランス国外に旅行する場合または出征する場合のように危険が増加するときは保険会社の責任が停止することなどが規定されている。④保険料については、生命表に基づいて純保険料が算定され、これに保険者の費用を上乗せすべきであること、保険金支払いの安全を確保するために、払い込まれた保険料は確実に積立てるべきことなどが記されている。<sup>(27)</sup>

ところで、ロワイヤル保険会社に生命保険事業の営業を許可する一七八七年一月三日の国務顧問会議裁決は、生命保険の効用を的確に理解し、次のように述べる。「国王陛下は、ヨーロッパ諸国において生命保険の名称で創設されている様々な制度の性質およびその原理について説明をうけ、これが貴重な利点をもつものであり、フランスにおいてそれを採用するときは、大いに有用であることを理解なされた。また、この制度では、老若男女をとわず、多数の個人があるいは自分の死後に遺族に資産または利益を残すために、あるいは自分自身の老後のために、自分の寿命または生存期間に保険を付け、保険金または年金を受け取ることができるとも理解なされた。そして、あらゆる種類の年金 (rent de toute espèce) や終身年金は、一般に高利であるが、生命保険が節度を保ちかつ公正に運営がなされるときは、それを適正な利率とし、遺族も保険金を受け取ることが可能なことを理解なされた。さらに、種々の生命保険契約は、現在と将来とを有益に結び付けることにより、一人一人に相互の親愛と好意の情をよみがえらせ、そして、これらの心情は社会の構成員に幸福をもたらし社会の活力を強化するものであることを理解なされた。国王陛下は、これらの検討によって、生命保険制度が有用なものであることを認識なさり、もはやその創設を遅延すべきでないことを決断なされた」。<sup>(28)</sup>

この裁決は、フランスの公的機関が生命保険を容認する最初の見解である。<sup>(29)</sup> なお、国務顧問会議裁決は、「あらゆる種類の年金や終身年金は、一般に高利であるが、生命保険が節度を保ちかつ公正に運営がなされるときは、それを適正

な利率とし」と述べているが、それは次のような事情を指しているものと思われる。すなわち、当時、国は、終身年金債 (rent viagère) や永遠年金債 (rent perpétuelle) を発行し、財政の赤字を補填していたが、国債残高が増大し国の信用力が低下するとともに、終身年金債・永遠年金債の金利は、五ないし一〇パーセントに上っていた。<sup>(30)</sup>そこで、同裁決は、信用力のある生命保険会社が生命保険を公正に運用する場合には、その利率を適正な水準に下げることが可能である、と理解したものと思われる。

#### 4 大革命の勃発とロワイヤル生命保険会社の解散

ロワイヤル生命保険会社は、設立の翌年に大革命の嵐に巻き込まれた。大革命初期の指導者である Mirabeau は、火災保険会社の株式が投機的売買の対象になりその株価が高騰していることを非難したが、憲法制定国民議会 (Assemblée nationale constituante) は生命保険会社を敵視する態度を示さなかった。<sup>(31)</sup>ロワイヤル生命保険会社は、経営陣の努力により何事も生じなかったかのように営業を続け、むしろ、顧客である貴族階級からは好意をもって迎えられていた。しかし、同社の経営環境は、決して良好なものではなかった。革命の嵐により社会が混乱し、人々は、生命保険のような老後保障について考える余裕をもつことができず、また、顧客である貴族階級は革命によって打撃を受けていたからである。<sup>(32)</sup>

大革命の勃発から三年余りが経過し一七九三年に入ると、フランス内外の危機は深刻化する。外国との関係においては、第一次対仏大同盟が結成され、フランスはヨーロッパ諸国との戦争に突入した。国内においては、アシニャ紙幣の下落、物価の高騰が深刻な問題となった。そして、国民公会 (Convention nationale) は、一七九三年六月二日のパリ民衆の蜂起を契機として、左派であるモンターニュ派が主導するところとなった。<sup>(33)</sup>

一七九三年八月二四日、国民公会議員 Cambon は、財政委員会を代表して、国民公会において金融資本家を非難す

る次のような演説を行った。「金融資本家は共和国を転覆させる陰謀を抱いている。アシニャ紙幣の価値は、すでに憂慮すべき程度にまで下落しているが、会社が発行する証券は、アシニャ紙幣と競争関係にある」。また、彼は「自由の支配 (régne de la liberté) が確立することを願うのならば、公的信用を破壊するすべての団体 (association) を解散させなければならぬ」と述べている。<sup>(34)</sup> つまり、Cambon は、アシニャ紙幣の価値が下落しているにもかかわらず、株式会社などが発行する有価証券の価値は下落していないから、アシニャ紙幣に対する不信が一層増大し、ひいては共和国の体制が転覆するに至るであろう、そこで、有価証券を発行する会社などの団体を解散させ、その証券の流通を停止させ、アシニャ紙幣の流通を回復させる必要がある、と主張するのである。<sup>(35)</sup>

国民公会は、Cambon の意見を採用し、一七九三年八月二四日のデクレを可決した。同デクレによれば、①割引銀行 (comptoir d'escompte) または生命保険会社という商号を用いる団体 (association)、②持分について無記名株式または流通証券を発行する団体、および③持分を出資者名簿に登録し (inscription sur un livre)、かつ、当事者の意思によりそれを譲渡することが可能な団体は、その設立および活動が禁止された。<sup>(36)</sup> ロワイヤル生命保険会社は、このデクレの適用を受け清算されることとなった。同社の存続期間はわずか七年たらずであった。<sup>(37)</sup>

ところで、注意すべきことは、一七九三年八月二四日のデクレの立法目的が生命保険自体を禁止するものではないことである。すなわち、同デクレの立法目的は、無記名株式、流通証券などの流通を禁止し、それによって、価値が下落し続けるアシニャ紙幣 (九三年八月には券面額の二二パーセントまで下落した)<sup>(38)</sup> の流通を回復させることであると解されている。<sup>(39)</sup> 当時、フランスはヨーロッパ諸国と戦争を行っており、政府は莫大な戦費を賄うためにアシニャ紙幣を増発したので、その価値が下落し続け、そのため、例えば作物を売り渡す農家はその代金としてアシニャ紙幣の受領を拒絶する事態さえ生じた。<sup>(40)</sup> それゆえ、同デクレが立法されたものと思われる。事実、同デクレを可決する四ヵ月前の一七九

三年四月一日には、国民公会は、アシニャ紙幣を強制的に流通させる法令を決議した。<sup>(41)</sup>

## 5 法典編纂と生命保険

(一) 民法典 民法典編纂事業は、国民公会時代から行われていたが、第一統領ナポレオン・ボナパルトは、これを引き継ぎ強力なリーダーシップを発揮し、民法典を成立させた。<sup>(42)</sup> 一八〇四年三月二日に成立した民法典は、一九六四条において射倖契約の定義を定めている。

民法典一九六四条「①射倖契約とは、契約当事者のすべてまたはその一人もしくは複数の者にとって、利益および損失に関する効果が不確実な出来事にかかる相互的合意をいう。

②次に掲げるものは射倖契約である。

- 一 保険契約。
- 二 冒険貸借。
- 三 博戯および賭事。
- 四 終身定期金契約。

③前項の第一号および第二号は海法によって規律される。<sup>(43)</sup>

民法典一九六四条三項によれば、生命保険契約は同条二項一号に定める保険契約に含まれないが、その理由は、民法典起草委員の一人である Portalis の次の発言に明らかである。「われわれは、商業的な卑しい精神が道徳上の健全な観念を麻痺させ衰退させている国があることを知っている。そして、その国では人の生命の保険が容認されている。／＼かし、フランスでは、そのような契約は常に禁止されてきた。その証拠には、一六八一年の海事勅令があり、これは従来からの禁止をあらためて規定したにすぎない。／＼人に値段を付けることは不可能である。人の生命は商取引の目的と



することができず、その死亡は商業的投機の対象たりえないものである。／人の生存または死亡に関するこの種の契約は忌まわしいものであり、危険を伴わずにそれを契約することは不可能である。市民の生命を投機の対象とする金銭欲は、往々にして、生命を縮める犯罪と隣り合わせである。／生存する者の相続財産を売買することは、その者の生命を目的とする不確定な契約である。したがって、そのような売買にはすべて瑕疵があり、また生命保険契約を禁止させる危険がある<sup>(44)</sup>。J. Portalisの主張は、Emerigonの所説(本稿四五頁)と同じ趣旨である。

(二) 商法典 一八〇七年九月一五日に成立した商法典には、海上保険に関する規定が定められている。その三三四条は、海上保険の目的物を規定するものである。

商法典三三四条「次の各号に掲げるものは、これを保険に付すことができる。

一 船体。運送品が船積されているか否か、艤装済みであるか否かを問わない。船体のみまたはその従物と共に付保することができる。

二 艤装品 (agrès et appareils)。

三 艤装 (armement)。

四 食料。

五 冒険貸付金。

六 船積された運送品、および航海の危険にさらされている、金銭的価値をもって評価しうるその他一切のもの。」

商法典三三四条六号に定める「金銭的価値をもって評価しうるその他一切のもの」には、人の生命は含まれないと解されている。商法典の立法理由書に、Corvetの次の見解が引用されているからである。「商法典三三四条の草案は、

海事勅令九条および一〇条の精神に極めて正確に相応するものである。海事勅令は、身代金保険 (liberté des

hommes) を認めるが、人の生命の保険を禁止する。人の自由は金銭に評価することができ、人の生命は評価することができない<sup>(45)</sup>。つまり、Corvett によれば、商法典三三四条は一六八一年の海事勅令を踏襲するものであり、したがって生命保険は認められないというのである。なお、金銭に評価することが出来る人の自由とは、人質の解放と引き換えに支払う身代金のことであると思われる。

## 二 王政復古および七月王政期…一八一四年から一八四八年まで

### 1 総説

一八一四年にブルボン家の王政が復活し、社会が一応の平静を取り戻すとともに、生活資力の確保、相互扶助制度および保険といった問題に、人々の関心が寄せられるようになった<sup>(46)</sup>。そして、保険会社を設立する気運も高まりをみせた。政府は、火災保険を営む保険相互会社 (société d'assurances mutuelles) の設立を歓迎し、多数の保険相互会社が設立された<sup>(47)</sup>。一八一六年には、ロワイヤル海上保険会社 (Compagnie royale d'assurances maritimes) の設立が許可された<sup>(48)</sup>。そして、生命保険を営む株式会社の設立も許可されるようになり、王政復古期には三社が設立され、七月王政期には五社が設立された<sup>(49)</sup>。しかし、いずれの会社も不振で、生命保険事業はこの時期低調であった。

### 2 商法典に基づく生命保険会社の設立

商法典に基づいて設立された最初の生命保険会社は、一八一九年に設立されたジェネラル生命保険会社 (Compagnie d'assurances générales sur la vie des hommes) である。同社の設立経緯は次のようなものである。

一八一七年末に、海上保険、火災保険および生命保険を営む株式会社の設立許可が申請された。その計画は、同社の商号をジェネラル保険会社 (Compagnie d'assurances générales)、その資本金を一〇〇〇万フランとするものであ

た。当時、株式会社を設立するには、政府の許可が必要であったが（商法典三七条）、この申請について審議を委任されたコンセイユ・デタ（conseil d'état）は、火災保険および生命保険については道徳的な問題があるとの理由でその営業を認めなかった。そこで、ジェネラル生命保険会社は、海上保険および運送保険を営む株式会社として設立許可を受け、営業を開始した（一八一八年五月一日）。しかし、同社の社長（directeur）に就任した de Gourcuff は、火災保険および生命保険の営業が認められるように政府に働きかけ、火災保険を営業する会社については、一八一九年二月一四日にその設立許可を得た。生命保険を営業する会社については、一八一八年五月二八日に、コンセイユ・デタがその設立許可に賛同する見解を表明し、政府は、その見解を採用し、同年七月一日に政府通達（instruction ministérielle）を公示した。そして、一八一九年二月二二日に生命保険株式会社の設立を許可する王令（ordonnance royale）が公布され、ジェネラル生命保険会社が設立された。<sup>(50)</sup>

ジェネラル生命保険会社は、同社の社長に就任した de Gourcuff を始めとする八名の発起人で設立され、de Gourcuff 以外の発起人は、取締役に就任した。同社の資本金は三〇〇万フランで、それは券面額七五〇〇フランの株式三〇〇株と券面額七五〇〇フランの株式一〇〇〇株とで構成されている。券面額七五〇〇フランの株式は記名株式で、これを譲渡するには取締役会の承認が必要である。また、券面額七五〇〇フランの株式は、分割払込制が採用され、その五分の一は現金または公債で払い込み、残りの五分の四は会社設立後五年以内に払い込めばたりとされた。<sup>(51)</sup>

### 3 低迷する生命保険事業

(一) 王政復古期 ジェネラル生命保険会社の設立後、一八二〇年二月一日にロワイヤル生命保険会社（Compagnie royale d'assurances sur la vie）が、そして一八二九年六月二二日にユニオン社（Union）が生命保険株式会社の設立許可を受けた。<sup>(52)</sup>しかし、生命保険事業は低調であった。それは次の二つの事実によって例証することができる

能である。その第一は、ロワイヤル生命保険会社が資本の総額について株式の引受が確定し（資本確定の原則）営業を開始したのは、設立許可を受けてから一〇年後の一八三〇年であった。すなわち、同社は資本金三〇〇万フランで設立する予定であったが、株式の全部について引受が確定しなかった。そこで、資本金額を一五〇〇万フランに減少したが、それにもかかわらず、直ちにはその全部について引受が確定せず、同社が資本の総額について出資者が確定し営業を開始したのは一八三〇年であった。<sup>(53)</sup> 第二には、ジェネラル生命保険会社が設立五年後の一八二五年に引き受けた終身保険の契約金額は、わずかに三一七〇〇〇フランであった。<sup>(54)</sup>

(二) 七月王政期 一八三〇年から一八四〇年までの一〇年間は、生命保険事業は既存の三社が営業するのみであり、しかもその営業成績は依然として低迷するものであった。その原因は次の三点に要約することができる。①トンチン年金が嫁資組合 (association dotale) のような魅力的な商品を販売し、人気を得たことである。ロワイヤル生命保険会社は、トンチン年金人気に屈しこの年金を販売する許可を受けた。ジェネラル生命保険会社およびユニオン社は、トンチン年金販売の許可を受けなかったが、両社の業績は振るわなかった。例えば、ジェネラル生命保険会社が一八四〇年に引き受けた終身保険の契約金額は二三万一〇〇〇フランである。<sup>(55)</sup> ②オート・バンクと呼ばれる七月王政期の銀行家は、主に国債・鉄道に投資し、生命保険への投資はなされず、そのため生命保険会社は設立されなかった。<sup>(56)</sup> ③生命保険に関する立法が未整備で、その適法性についてさえ実定法の根拠を欠いていた。<sup>(57)</sup>

しかし、一八四〇年代半ばに転機が訪れた。一八四五年に発行された国債の利率は三・五パーセントに低下し、銀行家は、生命保険会社を有利な投資先と考えるようになったからである。<sup>(58)</sup> そして、この時期、次の五社の生命保険株式会社が設立された。すなわち、一八四三年三月一八日にフランス社 (France)、一八四四年六月九日にフェニックス社 (Phénix)、同年一月六日にプロヴィダンス社 (Providence)、一八四五年二月一〇日にユルベージュ社 (Urbaine)、

同年四月一〇日にメリュジーヌ社 (Melusine) がそれぞれ設立許可を得た。しかし、これらの会社は、一八四七年の恐慌および翌年の二月革命の荒波に翻弄された。プロヴィダンス社は、この荒波を乗り切ることができず清算された。そして、フランス社、ユルベールヌ社およびメリュジーヌ社もその後相次いで姿を消した。結局、この時代を生き残り存続した生命保険会社は、ジェネラル生命保険会社、ユニオン社、ナショナル社 (Nationale) と商号を変更したロワイヤル生命保険会社およびフェニックス社の四社である。<sup>(59)</sup>

#### 4 生命保険契約の適法性

生命保険契約の適法性については、当時実定法に根拠がなく、また、学説においてもこれを公序良俗に反すると解する説が有力であったが、次に掲げる見解は、生命保険契約を適法と解するものである。

(一) コンセイユ・データの一八一八年五月二八日の見解 ジェネラル生命保険会社が設立を申請した際に、コンセイユ・データは、その申請について審議し一八一八年五月二八日に見解を表明した。同見解は次のように述べる。「この種類の契約〔引用者注…生命保険契約〕は、民法典が法認する射倖契約と同一視することができる。そして、それは終身定期金契約以上に保護すべきであると思われる。なぜなら、終身定期金契約は、多くの場合、利己主義と金銭欲とを動機とするものであるが、生命保険契約は、保険契約者の博愛的な思いやりの心情からのみ生まれるものだからである。すなわち、保険契約者は、自分が愛する者が、自分の死亡によって失うおそれのある幸福とゆとりとを確保することができるようにするために、毎年保険料を支払うのである。……(中略)……ある者から毎年出捐を受け、その者の死亡した場合に約定の金額を支払うことを引き受ける債務は、許可されるべきである。ただし、第三者の生命を保険に付すときはその者の同意が必要である」。<sup>(60)</sup>

この見解は、生命保険契約を民法典が法認する射倖契約の一種と位置づけ、しかもそれを博愛的な行為であると考え

ている。つまり、それは、生命保険を犯罪を誘発する賭博の一種であるとするアンシャン・レジウム期および法典編纂期の学説を否定するものである。また、他人の生命の保険の場合に被保険者の同意でたりとする、本見解の解釈は、フランスにおける同意主義の起源であると考えられる。

(二) リモージュ控訴院一八三六年一月二日判決　リモージュ控訴院一八三六年一月二日判決 (S. 1837. 2. 182.) は、フランスにおいて生命保険契約の適法性を争点とする最初の事案である。<sup>(61)</sup> 同判決は、他人の生命の保険の適法性が争点となった事案であるが、生命保険契約の適法性については、「生命保険契約は、それを約定する当事者双方に双務的債務を発生させるものである。危険を被るおそれがあり、それが具体化する可能性がある場合には、保険契約は真正の射倂契約になるのであり、民法典一一〇四条および一九六四条はこれらの契約の性質を定めている。／これらの条文は、保険契約一般を容認するものであるが、個々の保険については、規定していないのである。商法典のみに、海上保険という表題の規定がおかれている。しかし、一六八一年の海事勅令以後、わが国には生命保険を禁止する法令は制定されていない。生命保険を禁止する法令が制定されていないという事実からは、むしろ生命保険は容認されているとする結論を導き出すべきである。そして、生命保険は、一八一九年一月二二日、一八二〇年二月一日および同年七月一二日の王令 (ordonnance royale) によって、繰り返し許可されている。したがって、当裁判所は、生命保険契約の条項に法律および良俗に反する規定が定められていない場合には、これを無効と解することはできない」と判示する。そして、他人の生命の保険契約の適法性については、「わが国の法令には生命保険に関する規定は定められていないから、保険金受取人は、契約締結時または保険事故発生時に被保険者である第三者の生命について利益を有することを証明する義務を課せられていない。コンセイユ・データの二八一八年七月一日の意見および本件保険会社の約款は、この利益を有することの証明ではなく、被保険者の同意のみを求めている」と判示し、被保険者の同意がなされていれば、

他人の生命の保険契約は公序良俗に反しないと解釈している。

なお、一八一九年一月二二日、一八二〇年二月一日および同年七月一二日の王令は、それぞれ、ジェネラル生命保険会社、ロワイヤル生命保険会社および生命保険相互会社 (*société d'assurance mutuelle sur la vie*) の設立を許可するものである。

(三) 生命保険契約適法説の台頭 王政復古期には、生命保険契約を適法とする学説が公表されるようになった。例えば、王立学士院 (*société royale académique des sciences*) 会員である *de Juvigny* は、一八一八年に発行した「生命保険に関する考察 (*coup d'oeil sur les assurances sur la vie*)」と題する小冊子において、生命保険が老後保障等に有用であることを述べた上で、①一六八一年の海事勅令および商法典は、海上保険のみに適用すべきであるから、生命保険は現行法令に反するものでない、②現行法令には生命保険についてあまり好意的でない規定がみられるが、そのよ<sup>(62)</sup>うな法令は、文明国を自認する国の法令に値しないと考えられるから、それらの法令を速やかに廃止すべきであると主張する。また、*Pardessus* は、一八二一年に出版した商法概説書において、身代金保険が容認されているということは、<sup>(63)</sup>保険の目的は、必ずしも金銭的に評価することが可能なものに限られるわけではないと解することが可能であり、そして、<sup>(64)</sup>人質が死亡した場合には、相続人に保険金が支払われるが、これは生命の保険 (*assurance de la vie*) と呼ばれると述べている。そして、内務省商務局長である *Vincens* やパリ大学法学部長である *Delvincourt* も同趣旨の見解を表明している。

### 三 第二共和制期から一九世紀末まで…一八四八年から一九〇〇年まで

#### 1 トンチン年金の衰退と生命保険の発展

フランス法における保険金受取人の法理(1)

トンチン年金は、二月革命後、予定通りに年金を給付することが不可能になった。その原因は、①年金加入者の平均余命が予測以上に上昇したこと、②営業費用が払込金額の五パーセントに達し、また早期死亡した年金加入者の遺族に対する払込金の償還<sup>(65)</sup> (contre assurance) が払込金額の八パーセントを占めたこと、および③二月革命後の株式取引所の閉鎖など経済危機の影響を被ったことなどである。この年金運営の破綻を契機に、トンチン年金に対する人気は退潮し、トンチン年金会社が相次いで清算された。一八五〇年代には、トンチン年金を営業する目的で設立された会社が、設立後直ちに業務内容を変更し生命保険を営業する事態さえ見られるようになった<sup>(66)</sup>。

生命保険事業は、一八六〇年代半ばから発展期を迎える。次に掲げる年次別契約高表が示すように、一八六四年には年間契約件数が一万二〇〇〇件を超え、また契約金額も一億フランに達し、その後契約件数・契約金額ともに順調に増加する(ただし、普仏戦争の影響を受けた一八七一年を除く)。その原因は次のような点にあると思われる。

まず、生命保険事業に内在する要因であるが、第一に、魅力的な新商品を発売したことである。それは、一八六〇年頃に発売された養老保険である。生命保険会社は、従来は定期保険を販売していたが、養老保険は、満期に生存保険金を給付するので、保険契約者の利己心を満足させ、また、死亡保険金の給付によって遺族保障も可能であるから、人気を博し、これ以後これが生命保険のうちで最も普及した商品となった<sup>(67)</sup>。第二には、生命保険会社が多数設立されたことである。一八四八年に営業中の生命保険会社は四社であったが、五〇年代には三社、六〇年代には三社、七〇年代には七社、八〇年および八一年の二年間で九社がそれぞれ設立された。生命保険会社の設立件数が急増した背景には、この時期保険会社の株価が急騰し、銀行家が保険会社設立に関心を寄せるようになった状況がある<sup>(68)</sup>。第三には、生命保険に関する研究が発展したことである。そのうちで最も重要なものは、保険数理技術が進歩発展したことである。死亡表は Deparcieux が作成したもの(一七四六年)が有名であるが、一九世紀に入ってからは、Duvillard の死亡表(一八〇



六年)、de Monferrandの死亡表(一八三八年)、Beauvisageの死亡表(一八六七年)などが公表された。<sup>(69)</sup>

次に、生命保険事業を取り巻く経営環境的要因としては、第一に、生命保険の強力な競争相手であったトンチン年金が一八五〇年代に衰退したことである。第二には、交通・通信網の発達によって生命保険の地方への普及が促進されたことである。一八四二年に鉄道法が制定され、これ以降鉄道の建設が促進され、そして鉄道に沿って敷設された電信網は一八五八年以降一般の用に供され、一八六〇年代にはフランスの通信量はイギリスに次ぐ実績を誇るものとなった。<sup>(70)</sup> 生命保険会社は、これらの交通・通信網を利用することにより地方の代理店との交渉・連絡が緊密になり、これによって生命保険の地方への普及が促進された。<sup>(71)</sup> 第三には、一八六四年のLa Pommerais事件が生命保険の効用を宣伝する効果をもっていたことである(破毀院刑事部一八六四年六月四日判決)。この事件は、La Pommeraisという医師が死亡保険金を詐取しようとしてPauw夫人という患者を毒殺したものである。すなわち、La PommeraisはPauw夫人が彼女自身を被保険者とし彼女の子供を保険金受取人に指定する終身保険契約を締結していることを知り、保険金受取人をLa Pommeraisに変更させ、そしてPauw夫人を毒殺し生命保険金を詐取しようとした事件である。破毀院検事長Dupinは、破毀院における論告のなかで、Portalisの前記の所説(本稿五二頁)を引用し生命保険の反公序良俗性を強調した(D. P. 1864. 1. 499)。しかし、この事件は、生命保険の普及に悪影響を及ぼすどころか、むしろ一般大衆に死亡保険の有用性を知らしめる宣伝的效果をもっていた。<sup>(72)</sup> 第四には、法令および破毀院判決が生命保険を容認したことである。これについては、次項で述べることにする。

## 2 生命保険契約の適法性

(一) 生命保険を容認する法令 生命保険契約が適法であることを直接認める法令は、この時期も立法されなかった。しかし、次の四件の法令は、それが適法であることを前提とするものと解することができる。その第一は、生命保険証

年次別契約高

年次	契約件数	契約金額(単位千フラン)
1819~1859	40,258	354,000
1860	5,268	44,300
1861	5,520	46,700
1862	6,691	60,000
1863	8,338	72,200
1864	12,441	106,900
1865	15,549	134,900
1866	19,826	172,200
1867	15,327	145,400
1868	14,670	198,600
1869	14,124	201,800
1870	10,162	141,400
1871	6,782	89,000
1872	13,140	170,600
1873	13,250	187,000
1874	17,100	237,000
1875	24,240	254,600
1876	28,164	284,250
1877	29,678	278,370
1878	33,414	315,060
1879	36,792	337,075
1880	47,323	455,377
1881	44,608	556,424
1882	42,707	589,855
1883	41,448	519,000
1884	40,611	514,756
1885	38,622	441,130
1886	37,944	435,288
1887	36,719	406,880
1888	37,804	420,635
1889	37,266	392,841

出典：Lefort, Traité théorique et pratique du contrat d'assurance sur la vie, t. 1, p. 59, 三好義之助・フランスの保険事業69頁。

券を作成する場合に、印紙税納付義務が課せられたことである。一八五〇年三月七日—六月一四日の法律は、商業証券、商取引明細書、保険証券などを作成する場合には、法定の印紙税を納付すべきことを定めるものであるが、その第三章は保険証券に関する規定で、生命保険の保険証券を作成する場合も同法律の適用を受ける旨が規定されている<sup>(73)</sup>（三三条、三七条三項）。この法律は、間接的にはあるが、生命保険を容認した最初の法律である。

第二には、生命保険株式会社の設立および監督に政府が関与することである。会社に関する一八六七年七月二四日の法律（以下、会社法という）は、一般の株式会社設立については準則主義を採用するが<sup>(74)</sup>（二二条一項）、生命保険会社を設立する場合には政府の許可が必要で、かつ設立後は政府の監督に服する旨を定めている<sup>(74)</sup>（六六条一項）。

生命保険会社の設立については、商務大臣およびコンセイユ・デタが審査したが、その主要な審査基準は次の六項目であった（ただし、以下の基準は一九世紀末のものである<sup>(75)</sup>）。①その会社が生命保険業務のみを行うこと。②割増保険料を請求する場合でも、その額は標準保険料を若干上回る程度とすること、また、保険料率を一〇パーセント以上引き上げるときは、政府の承認を受けること。③数理的準備金の積立がその会社が採用する料率表と一致していること。④死亡保険の保険証券には被保険者が自殺、死刑の執行、決闘または保険金受取人の故殺によって死亡したときは、保険金を支払わない旨が記載されていること。⑤会社財産の四分の三以上を不動産またはフランス政府が発行しまたは保証する債券に投資すること。⑥商務大臣が定めるひな型にしたがって、毎年、会社の経営状態を記載する書類を作成すること。生命保険会社は、これらの基準を遵守していないときは、設立許可が取り消される。

第三には、生命保険株式会社の設立および運営に関する規則が法定されたことである。すなわち、一八六八年一月二二日のデクレは、生命保険株式会社の最低資本金、準備金、資産の構成などについて、次のような特則を定めている<sup>(76)</sup>。

①生命保険株式会社を設立するには、五万フラン以上の保障資本（capital de garantie）が必要である（同デクレ二条）。会社法には最低資本金の規定はないが、生命保険株式会社については、この保障資本が最低資本金であると思われる。また、会社法は株式の分割払込制を採用し、会社設立時には券面額の四分の一を払い込めばたりと定めているが（同法一条二項）、生命保険株式会社を設立する場合には、その会社の資本が二〇万フラン未満のときでも、五万フラン以上（保障資本）の払込みがなされなければならない（同デクレ二条）。②生命保険株式会社は、資本の五分の一に達するまで毎年度純利益の二〇分の一以上を準備金として積み立てなければならない（同デクレ四条）。なお、一般の株式会社の場合には、資本の一〇分の一に達するまで毎年度純利益の二〇分の一以上を準備金として積み立てなければならない（会社法三六条一項二項）。③生命保険株式会社の株式は、準備金の積立額が未払込の資本の額以上である

場合および資本の全額が払い込まれている場合に限り、これを無記名株式に転換することができる（同デクレ二条）。なお、一般の株式会社の場合には、株主総会の決議をもって、半額払込済の株式を無記名株式に転換することができる旨を原始定款に定めることが可能である（会社法三条一項）。④生命保険株式会社の資金は、日常業務に必要な額を除き、不動産、国債、国庫証券または国が発行したまたは保証するその他の債券、フランス銀行の株式、政府が最低利息を保証する県および市町村が発行する債券、もしくはフランス不動産銀行またはフランス鉄道会社が発行する債券の取得に使用しなければならぬ（同デクレ五条）。⑤保険証券には、会社の資本金額、会社が一種類の危険について保障する最高額などを記載しなければならぬ（同デクレ六条）。⑥保険契約者は、その会社の最終の財産目録を閲覧しその写しの交付を請求することができる（同デクレ七条）。

第四には、国营簡易生命保険の創設である。一八六八年七月一日―一五日の法律は、国の保証に基づいて死亡保険金庫（Caisse d'assurance en cas de décès）を創設したが、これは、フランスにおける最初の簡易生命保険である。<sup>(77)</sup>この死亡保険金庫の概要は、同法によれば、次の通りである。①保険料の支払いは一時払いまたは年払いとし、保険料の算定は、予定利率を年利四パーセントとし、死亡率については、Départieuxの死亡表に基づいてこれを行う（二条一項二項）。②保険金額は被保険者一人につき三〇〇〇フランを限度とする（四条一項）。③被保険者は一六歳以上六〇歳以下の者に限られる（五条）。④死亡保険金は被保険者の相続人または権利承継人に支払う（一条一号）。保険金の二分の一まではこれを譲渡しまたは差し押さえることができない。そして、この譲渡または差し押禁止の金額は、六〇〇フランを下ることができない（四条二項）。⑤保険契約締結後二年以内に死亡した場合には、保険金は支払われない。この場合には、払い込まれた保険料は、年利四パーセント（単利）の利息を付して権利承継人に払い戻される。保険証券に定める免責事由によって死亡した場合も同様とする（三条）。⑥死亡保険金庫の運営は、預金供託金庫（Caisse des

dépôts et consignations) の所管とする(一七条一項)。

(二) 生命保険を容認する破毀院判決 (イ) 事実の概要 破毀院民事部一八五三年一月四日判決(D. P. 1854. 1. 368) は、生命保険契約の適法性を認める最初の破毀院判決である。<sup>(79)</sup> 事実の概要は次の通りである。Xは、Y保険会社との間で訴外Aを被保険者とする死亡保険契約を締結した。保険金額は二万フランで、保険金受取人はXである。ところで、同契約の他に、A自身が保険契約者で自己を被保険者とする死亡保険契約が二件あり(保険金額の合計三万フラン)、さらに訴外BがAを被保険者とする死亡保険契約を締結していた(保険金額一万フラン)。Aが死亡し、Xが保険金の支払いを請求したところ、Y保険会社は、XはAの生存について利益をもたないから、この契約は賭博にすぎないとして、保険金の支払いを拒絶した。第一審判決は、保険金受取人が被保険者の生存について利益を有する場合に限り、生命保険契約は適法であると解し、Y保険会社の主張を認めた。

第二審判決は同契約を適法と解した。その理由は次の通りである。すなわち、本件契約の保険金額は危険によって生じる損害の填補額を表示するものでないし、かつ、Xは訴外Aの生存について利益を有するものでないから、この契約には保険の本質的要素が欠如しており、したがってこれを保険と呼ぶことは不正確である。しかし、生命保険という名称の本件契約は、コンセイユ・データの審査および許可を受けたものであるから、これを直ちに法令に反すると解することはできない。また、他人の生命の保険の適法性については、被保険者の同意のみでたりると解する。

(ロ) 判旨 上告棄却。「生命保険契約における保険の目的は人の生命であるが、それは被保険者が遺族に与える利益という点に注目しこれを考慮するものである。生命保険は、この利益を付保するものであり、その利益は、人の生命の通常の可能性において危険にさらされているものである。／予測される危険、およびこの危険が具体化することによって引き起こされる損害の填補は、たしかにすべての保険契約の本質である。したがって、他人の生命の保険が有効

であるためには、この保険の保険契約者は、その他人の生存について利益を有するものでなければならない。本件では、この利益の証明は、(1)両当事者自身が保険証券において約定した保険金額二万フランという評価、および(2)被保険者である訴外Aの存在およびその同意によってなされている。」

本判決の趣旨は、①生命保険は、損害保険と同様に損害填補性をもつものであり、したがって保険金受取人（本事案では、保険契約者と保険金受取人は同一人である）は被保険利益を有しなければならないこと、②生命保険は評価済保険の一種であること、③保険金受取人が被保険利益を有することの証明は被保険者の同意でたりること、したがって、被保険者の同意がなされている場合には、その生命保険契約は適法であることであると思われる。①および②は、当時の学説が生命保険と損害保険とを同一視していたことの影響を受けたものと解される。<sup>(80)</sup>

#### 四 小括

##### 1 生命保険の普及

フランスにおける生命保険事業は、一七八八年八月に開業したロワイヤル生命保険会社によって開始したが、一八六〇年代半ばまでは不振であった。不振の原因は多岐にわたるが、その主たるものは、トンチン年金が人気を得ていたことにあると思われる。事実、生命保険が普及し始めたのは、トンチン年金の人氣が退潮した一八六〇年代以降である。その後、生命保険は、一九世紀末に景気後退の影響を受け一時停滞するが、着実に発展を遂げている。具体的には、引き受けた契約金額は一八九〇年には約四億二八〇〇万フランに達し、一八九五年から一九〇五年までは約三億五〇〇〇万フラン前後であったが、一九〇八年には約五億六五〇〇万フランに回復した。<sup>(81)</sup>

##### 2 生命保険契約の適法性

(一) 判例など フランスでは、國務顧問會議およびコンセイユ・デタが生命保険契約適法説の原動力であった。國務顧問會議は、大革命前の一七八七年に、生命保険の有用性を理解し生命保険会社の設立を許可した。また、コンセイユ・デタは、一八一八年に、生命保険を、民法典が容認する射倖契約の一種であると解し、生命保険株式会社の設立を許可した。リモージュ控訴院は、一八三六年に、一八一八年のコンセイユ・デタの見解などを論拠として、生命保険締約が適法であることを判示し、そして、破毀院は、一八五三年に、生命保険契約の適法性を認める判決を下した。

(二) 法令 生命保険を規律する法令は、一九三〇年に陸上保険契約法が制定されるまで立法されなかった。しかし、一九世紀半ばには、生命保険が適法であることを前提とする各種の立法がなされ、これは生命保険に対する信頼感をフランス国民に与えたものと解される。<sup>(82)</sup>

(三) 学説 アンシャン・レジウム期および法典編纂期の学説は、生命保険を禁止するものであった。しかし、生命保険禁止説は必ずしも定着しなかった。例えば、Lefortによれば、一八三〇年代までに刊行された著書のなかで、Pardessusの他約一〇名の著者が生命保険適法説を支持している。<sup>(83)</sup> 生命保険適法説が浸透した原因は、生命保険事業がコンセイユ・デタの承認を受け実際に行われていたからであると思われる。

(1) 大森忠夫・保険法(有斐閣、補訂版、一九八五)一九頁、小島昌太郎・保険学総論(日本評論社、一九四三)三三三頁—三三五頁、生命保険新実務講座編集委員会他編・生命保険新実務講座第一卷(有斐閣、一九九〇)三頁(安井信夫執筆)。ただし、フランスでは、生命保険は近代になってから開始した制度であることが強調される(Couteau (E.), *Traité des assurances sur la vie*, t. 1, n° 39, p. 42, 1881, Picard (M.) et Besson (A.), *Traité général des assurances terrestres en droit français*, t. 4, n° 11, p. 24, 1945)。

(2) Picard et Besson, *supra* note 1, n° 11, p. 24.

(3) 近藤文二「生命保険の原型」末高信博士古稀祝賀論集『保険学の論理と現実』(成文堂、一九六五)一九頁—二二頁、木村栄一

「奴隷保険と生命保険」生命保険文化研究所論集三号（一九六六）二八頁—四五頁、近見正彦「一四五三年一月七日付バルセロナの生命保険契約」文研論集八四号（一九八八）一〇六頁—一一八頁、安井・前掲注（一）五頁—六頁。

- (4) Couteau, supra note 1, n° 43, p. 45, Picard et Besson, supra note 1, n° 11, p. 25, Lefort (J.), *Traité théorique et pratique du contrat d'assurance sur la vie*, t. 1, p. 34, 1894, Pouget (A.), *Assurance sur la vie au profit d'un tiers*, thèse, Bordeaux, p. 23, 1906.

- (5) 大森・前掲注（一）二三頁、Lefort, supra note 4, p. 38, Picard et Besson, supra note 1, n° 11, p. 25.

- (6) Couteau, supra note 1, n° 43, p. 46, 1881, Tournan (I.), *L'assurance sur la vie en France au XIX<sup>e</sup> siècle*, thèse, Paris, p. 11, 1906.

- (7) Couteau, supra note 1, n° 43, p. 47.

- (8) Pothier (J.), *Traité du contrat d'assurance*, n° 27, p. 266, *Oeuvres complètes de Pothier*, nouvelle éd., t. X, 1821.

- (9) Pothier, supra note 8, n° 28, pp. 266-267.

- (10) Émérigon (B. M.), *Traité des assurances et des contrats à la grosse*, nouvelle éd., t. 1, par P. S. Boulay-Paty, p. 200, 1827.

- (11) 近見・前掲注（三）九三頁—一〇四頁によれば、生命保険の萌芽については、これを①身代金保険（旅行保険）に求める説（Braunなど）と②女奴隷の出産危険の保険に求める説（Bensaなど）とがある。なお、Pothierによれば、付保されているものは、身代金を支払ったことによる損害である（Pothier, supra note 8, n° 29, p. 267.）。

- (12) 小島・前掲注（一）三四三頁、近見・前掲注（三）九九頁。なお、Pothierによれば、例えば、イェルサレムへの巡礼のように陸上を旅行する場合にも、この保険を付保することができる。ただし、この場合には、保険期間は三年を限度とする（Pothier, supra note 8, n° 174, p. 377.）。

- (13) Pothier, supra note 8, n° 30, p. 267, Émérigon, supra note 10, p. 201.

- (14) Pothier, supra note 8, nos 171-172, pp. 373-375, Émérigon, supra note 10, pp. 202-204.

- (15) Pothier, supra note 8, n° 29, p. 267, Émérigon, supra note 10, pp. 205-207.

- (16) 安井・前掲注（一）七頁—八頁、松崎健「トンチン制度の研究」生命保険経営五九巻四号（一九九二）一三頁—二〇頁。

- (17) P. J. リシャル（木村栄一・大谷孝一共訳）・フランス保険制度史（明治生命一〇〇周年記念刊行会、一九八三）二六—二七頁、三好義之助・フランスの保険事業（千倉書房、一九九六）五二—五四頁。一六八九年のトンチン年金は、総額一四〇万リーヴルで、一〇万リーヴルごとに一四のクラスに区分され、払込金は三〇〇リーヴルで一〇パーセントの利息が付いた。このトンチン年金が終了したのは一七二六年であった。最後の年金受取人は九六歳で、受領した年金額は七万三五〇〇リーヴルであった（Lefort, supra note 4, p. 43.）。



- (18) リシャルル・前掲注(17)三五頁、三好・前掲注(17)五七頁以下。J. Bigot (sous la direction de), *Traité de droit des assurances entreprises et organismes d'assurance*, 2<sup>e</sup> éd. 1996, n° 279, p.174.
- (19) リシャルル・前掲注(17)一五二頁、三好・前掲注(17)五九頁。
- (20) リシャルル・前掲注(17)一〇頁。Picard et Besson, *supra* note 1, n° 11, p. 26, Lefort, *supra* note 4, p. 50.
- (21) 国務顧問会議については、オリヴィエーマルタン(鳩浩訳)・フランス法制史概説(創文社、一九八六)六六四頁—六六九頁を参照。
- (22) リシャルル・前掲注(17)一九—二二頁。Picard et Besson, *supra* note 1, n° 11, p. 27, Lefort, *supra* note 4, p. 48, Pouget, *supra* note 4, p. 26.
- (23) リシャルル・前掲注(17)二二頁。Tournan, *supra* note 6, p. 14, Dupuich (P.), *L'assurance-vie théorique et pratique jurisprudence*, n° 2, p. 2, 1922.
- (24) リシャルル・前掲注(17)二二頁。
- (25) 安井・前掲注(1)二二—二三頁。
- (26) リシャルル・前掲注(17)一五—二〇頁。Lefort, *supra* note 4, p. 48, Tournan, *supra* note 6, pp. 16-17. Dupuich, *supra* note 23, n° 2, p. 2.
- (27) Dupuich, *supra* note 23, n°s 3 et 4, pp. 3-7.
- (28) Couteau, *supra* note 1, n° 47, p. 53, Tournan, *supra* note 6, pp. 14-15, Picard (M.) et Besson (A.), *Traité général des assurances terrestres en droit français*, t. 1, n° 1, p. 5, 1938.
- (29) Couteau, *supra* note 1, n° 47, p. 53.
- (30) 森恒夫・フランス資本主義と租税(東大出版会、一九六七)一四頁。
- (31) Picard et Besson, *supra* note 1, n° 11, p. 27, Tournan, *supra* note 6, p. 19.
- (32) リシャルル・前掲注(17)二三頁、Tournan, *supra* note 6, p. 19.
- (33) 柴田三千雄他編・世界歴史大系フランス史<sup>2</sup>(山川出版社、一九九六)三七四—三七九頁(松浦義弘執筆)。
- (34) Lefort, *supra* note 4, p. 49, Tournan, *supra* note 6, p. 20.
- (35) 小林良彰・フランス革命の経済構造(千倉書房、一九七二)三四八頁。
- (36) Lefort, *supra* note 4, p. 49, Tournan, *supra* note 6, p. 20.
- (37) Lefort, *supra* note 4, p. 49, Dupuich, *supra* note 23, n° 5, p. 7, Pouget, *supra* note 4, p. 27.

- (38) 松浦・前掲注(33)三八〇頁。
- (39) Tournan, *supra* note 6, pp. 21-22.
- (40) サイモン・シャーマ(榎木泰訳)・フランス革命の主役たち下(中央公論社、一九九四)二〇一頁。
- (41) 松浦・前掲注(33)三七八頁、小林・前掲注(35)三三八頁。
- (42) 山口俊夫・概説フランス法上(東大出版会、一九七八)六二頁。
- (43) 法務大臣官房司法法制調査部編・フランス民法典―物権・債権関係―(法曹会、一九八二)二六九頁参照。
- (44) Fenet (P. A.), *Recueil complet des travaux préparatoires du code civil*, t. 14, p. 119, réimpression de l'édition 1827, 1968. ただし、この発言は、共和暦一二年風月七日(一八〇四年二月二七日)に行われた、売買の目的に関する審議においてなされたものである。また、ポルタリスは、共和暦一二年風月一四日(一八〇四年三月五日)に行われた、終身定期金契約に関する審議において、「当然にも、生命保険および生存する者の相続財産の売買は禁止された。なぜなら、これらの契約はそれ自体反道徳的なものであり、かつ、これらの契約には瑕疵がありまた濫用されるおそれがあるが、それらの契約はこれらの欠点を補うような実質的に有用な目的をもっていないからである」と述べている(Fenet, *ibid.*, p. 544.)。なお、Lefortは、生命保険が民法典に規定されなかった背景として、①大革命中に創設されたトンチン年金の多数が破綻したこと、および②ロワイヤル保険会社が、生命保険を独占的に営業する特権を与えられていたにもかかわらず、消滅したことを指摘する(Lefort (J.), *Nouveau traité de l'assurance sur la vie*, t. 1, p. 57, 1920.)。
- (45) Locre (J. G.), *Esprit du code de commerce*, 2<sup>e</sup> éd., t. 2, p. 339, 1829.
- (46) Lefort, *supra* note 44, p. 58.
- (47) リシャル・前掲注(17)四五―五〇頁。Tournan, *supra* note 6, p. 33. 株式会社形態の保険会社の設立については、政府は慎重であった。株式会社形態の保険会社の保険契約者は、相互会社の場合と異なり、誰がその会社の保険契約者であるかを知らないから、保険契約者が相互に監視することが不可能であり、したがって、この形態の保険会社においては、故意の事故が頻発するおそれがあると、政府は考えたからである(リシャル・前掲注(17)五一頁、三好・前掲注(17)三三頁)。
- (48) 同社の設立は、Delessertが中心となつてなされたが、彼は、一七八七年のロワイヤル保険会社の設立に参画した者の子息である。リシャル・前掲注(17)五四頁、三好・前掲注(17)三四頁。Tournan, *supra* note 6, pp. 33-34.
- (49) なお、一九世紀前半に設立された、相互会社形態の生命保険会社は、一八二〇年七月一二日の王令に基づき、生命保険相互会社(Société d'assurance mutuelle sur la vie)のみである。相互会社形態の生命保険会社が多数設立されるのは、一九世紀フランスにおける相互会社の憲章というべき、一八五二年三月二六日のデクレの制定後である(Tournan, *supra* note 6, pp. 219-234.)。

- (50) リンシャル・前掲注(17)五〇—五四頁、三好・前掲注(17)三四—三五、六二頁。Picard et Besson, supra note 1, n° 12, pp. 28-29, Couteau, supra note 1, n° 49, p. 56, Lefort, supra note 4, pp. 51-52, Dupuich, supra note 23, n° 6, pp. 8-9, Tournan, supra note 6, pp. 34-41. シェネラル生命保険会社の設立を許可する王令等の日付については、異説がある。例えば、Picard et Besson は、コンセイユ・デタが一八一八年三月二三日に生命保険会社設立に賛成する見解を表明し、政府が同年七月一日にその見解を採用する通達を公示し、翌一九年九月二二日の王令がその設立を許可したと述べている。また、Tournan は、設立許可の王令の日付のみ Picard et Besson と同じである。しかし、ここでは、Couteau, Richard などの多数説にしたがう。
- (51) Tournan, supra note 6, p. 42.
- (52) ロワイヤル生命保険会社の資本の約二分の一は、ロワイヤル火災保険会社の取締役が出資している。ユニオン社の資本金は一〇〇万フランであるが、それを引き受けた株主数は、六五名である。シェネラル生命保険会社の発起人であった者三名およびロワイヤル生命保険会社の発起人であった者七名が、ユニオン社に出資している(リンシャル・前掲注(17)五五、五八頁、三好・前掲注(17)六二頁。Tournan, supra note 6, pp. 42-46)。
- (53) 三好・前掲注(17)六五頁。Picard et Besson, supra note 1, n° 12, pp. 28-29, Tournan, supra note 6, p. 43. ただし、リンシャル・前掲注(17)五八頁は、ロワイヤル社の取締役の人数(一八人)が多過ぎて、全員一致の同意が困難であったため、営業を開始するまでに一〇年を要したと解する。
- (54) Lefort, supra note 5, p. 54.
- (55) 三好・前掲注(17)五七—五八頁。Lefort, supra note 4, p. 54, Tournan, supra note 6, pp. 53-54.
- (56) 井上幸治編・フランス史(山川出版社、新版、一九九一)三六〇頁(喜安朗執筆)。
- (57) Tournan, supra note 6, p. 54.
- (58) Tournan, supra note 6, p. 57. 七月王政期の永久年金債の表面利率は、三ないし五パーセントであった(森・前掲注(30)一〇六頁)。
- (59) Tournan, supra note 6, pp. 57, 63-65.
- (60) Picard et Besson, supra note 1, n° 12, p. 28, Couteau, supra note 1, n° 49, pp. 56-57, Dupuich, supra note 23, n° 6, p. 9.
- (61) Couteau (E.), *Traité des assurances sur la vie*, t. 2, n° 282, p. 84, 1881.
- (62) Tournan, supra note 6, pp. 36-38.
- (63) Pardessus (J.), *Cours de droit commercial*, 2<sup>e</sup> éd., t. 2, n° 588, p. 678, 1821.
- (64) Tournan, supra note 6, p. 48.

- (65) Charre-Serveau (M.) et Landel (J.), *Lexique juridique et pratique des termes d'assurance*, p. 70, 1992. 神戸大学外国法研究会編・現代外国法典叢書(19) 佛蘭西商法 I 保険契約法 (有斐閣、復刻版、一九九一) 一一九頁 (大森忠夫執筆) によれば、一般に、満期前に被保険者が死亡したときは、すでに払い込んだ保険料を無利息で払い戻す旨の約定がなされているとのことである。
- (66) 三好・前掲注 (17) 五八一―五九頁、六七頁。
- (67) リンシャル・前掲注 (17) 八五頁、三好・前掲注 (17) 六七頁。Tourman, supra note 6, p. 70.
- (68) リンシャル・前掲注 (17) 一二二頁、三好・前掲注 (17) 六八―七〇頁。
- (69) リンシャル・前掲注 (17) 一五二―一六九頁。Tourman, supra note 6, pp. 91-95. の他、一八四九年、保険数理研究所がロンドンに設立され、同年フランスでは、Pouget 弁護士が保険新聞 (*Journal des assurances*) を創刊した。また、高い評価を得ているトゥールーズ立法協会 (*Academie de legislation de Toulouse*) が、一八六〇年に生命保険に関する研究を行い、六四年に発表された研究報告では、生命保険は適法であるとされた (Tourman, supra note 6, pp. 68-69.)。
- (70) 服部春彦 II 谷川稔編・フランス近代史 (ミネルヴァ書房、一九九三) 一三九―一四〇頁 (中島俊克執筆)。
- (71) 三好・前掲注 (17) 六七頁。Tourman, supra note 6, p. 67.
- (72) リンシャル・前掲注 (17) 八四―八五頁、三好・前掲注 (17) 六七頁。Tourman, supra note 6, p. 70, Couteau, supra note 61, n. 283, pp. 86-90, 1881.
- (73) Loi du 7 mars-14 juin 1850 relative au timbre des effets de commerce, des bordereaux de commerce, des actions dans les sociétés, des obligations négociables des départements communes établissements publics et compagnies, et des polices d'assurances, D. P. 1850. 4. 114. 同法三七条三項によれば、生命保険会社は、払い込まれた保険料一〇〇〇フランにつき二フランの印紙税を納入しなければならない。
- (74) Loi du 24 juillet 1867 sur les sociétés, D. P. 1867. 4. 98. この監督は、保険会社が提出した書類の検査に限られていたが、一八七七年五月一五日のデクレは、検査官が保険会社の本店に立入検査を行うことを定めた。そして、立入検査費用の一部は保険会社に負担させた (一年に二〇〇〇フランを限度とする)。そこで、保険会社六社がコンセイユ・データに異議を申立て、コンセイユ・データ一八八〇年三月一四日判決は、政府の決定を破毀した。したがって、同判決後は、保険会社に対する監督は再び書類の検査のみとなった (Tourman, supra note 6, p. 89.)。
- (75) Tourman, supra note 6, p. 87-88.
- (76) Décret impérial du 22 janvier 1868 portant règlement d'administration publique pour la constitution des sociétés d'assurances, D. P. 1868. 4. 15.

(77) Loi du 11-15 juillet 1868 portant création de deux caisses d'assurances, l'une en cas de décès et l'autre en cas d'accidents résultant de travaux agricoles et industriels, D. P. 1868. 4. 93.

(78) リシャル・前掲注(17)二〇七頁、三好・前掲注(17)七一頁。ただし、リシャルおよび三好説によれば、この保険は、保険料が分割払いでないから、厳密な意味では簡易保険ではない。

(79) Couteau, supra note 61, n° 282, p. 85.

(80) 生命保険契約の定額保険性 フランスでは、一九世紀には、生命保険契約を損害填補契約と解する説が多数説であった。例えば、de Montlucによれば、人保険とくに死亡保険は、被保険者の死亡によって保険金受取人が被る損害を填補することを目的とするものである。そして、その損害とは、保険金受取人が被保険者に対してもっている扶養に対する期待が消滅したことをいうのであり、損害の填補は、その人の生命が経済的価値をもっていることで説明することが可能である、というものである (Picard et Besson, supra note 1, n° 2, p. 2)。

しかし、損害填補契約説には難点がある。それは、損害額の多少をとわず約定の保険金額が支払われることをどのように説明するかという点である。損害填補契約説は、損害填補性を柔軟に解することによりこの難点を克服しようとするものである。例えば、Labbéは、これを損害の評価が困難であるから保険価額を協定したもの (評価済保険) と解する (Labbé, note sous l'arrêt Cass. req. 19 janvier 1880, S. 1880, 1. 441. Lyon-Caen & Labbéと同説である。そして、協定保険価額が過大であるとの理由でそれを請求することが可能な場合は、生活保障という目的を逸脱した場合に限られると解する (Lyon-Caen, Journal des assurances, 1905, p. 110.)。また、Couteauは、保険契約者は、遺族が生活するに十分な金額を残しておきたいと考えて生命保険に加入するのであり、その金額を支払うことが損害の填補である、と解する (supra note 1, n°s 195-200, pp. 252-259.)。つまり、Couteauによれば、保険契約者は遺族に残したいと考える保険金額を自由に約定することが可能であり、被保険者が死亡したときは保険金受取人は実損害額の多少にかかわらず約定保険金額全額の給付を受けることができるのである。そうだとすると、Couteauの損害填補契約説は、事実上定額保険説と同じであると思われる。

一九〇四年に公表された保険契約法草案は、損害填補契約説と定額保険説とを折衷するものであり、そして、それは、損害填補契約説から定額保険説へ移行する過渡的状況を示すものと解することができる (Journal des assurances, 1905, pp. 104-105, 109 et 215.)。同草案一条は、損害保険・生命保険をとわず保険契約を次のように一元的に定義する。「保険とは、保険者が、保険料または掛金という名称の報酬を收受し、被保険者の財産または身体に一定の危険が生じることによって、被保険者が被ることあるべき損失または損害 (perte ou dommage) を填補することを約する契約をいう」。つまり、同条によれば、すべての保険契約は損害填補契約である。しかし、同草案一〇条によれば、人保険は定額保険である。すなわち、「①第八条の規定にかかわらず、生命保険 (死亡

保険および生存保険)においては、保険金額は、保険証券によってこれを確定的に定める。ただし、第四八条に定める他人の生命の保険については、この限りでない。②保険証券において定めた保険金額は、傷害保険においてもこれに異議を申し立てることはできない。

他方、同草案四八条は、他人の生命の保険について被保険利益が必要であることを次のように規定する。「①第三者が被保険者の生命について死亡保険を締結する場合には、その契約は、被保険者が保険金額を表示する書面をもって同意を与えない限り、これを無効とする。②保険契約者が契約締結時に被保険者の生存について利益を有していなかったことを、保険者が被保険者の死亡時に証明した場合も、その契約は無効とする。③第三者が被保険者の生命について締結する保険契約による利益を譲渡する場合には、その譲渡は、被保険者が書面をもって同意を与えない限り、これを無効とする。④被保険者は、保険契約者または保険契約を譲り受けた者が自己の生存について利益を有していないことを証明したときは、その契約の解約をいつでも請求することができる。ただし、保険契約を継続する適法な理由がある場合には、この限りでない」。つまり、第四八条二項および三項は、被保険者の書面による同意という形式的要件のほかに、保険契約者または保険金受取人が被保険者の生存について利益を有するという実質的要件をも必要としたのである。

結局、定額保険説が通説となったのは一九一〇年代以降であった。すなわち、破毀院民事部一九一四年一月六日判決(D. P. 1918. 1. 57, S. 1921. 1. 217.)は、生命保険会社の保険代位が争点となった事案において、支払われた生命保険金は損害賠償額の算定に当たってはこれを考慮しないと解する原審判決を容認し、定額保険説を支持した。また、一九三〇年に制定された保険契約法(この草案は一九二五年に公表された)も、生命保険契約が定額保険(非損害填補契約)であることを定めている。すなわち、同法には、一九〇四年草案と異なり、保険契約を一元的に定義する規定がなく、同法第五四条(現行保険法典I第一三二―一条第一項)は、「生命保険(死亡保険および生存保険)および人の身体を傷害する傷害保険においては、保険金額は、保険証券によってこれを定める」と規定する。他人の生命の保険については、一九〇四年草案第四八条第二項および第四項が削除されている(一九三〇年法第五七条(現行保険法典I第一三二―一条)参照)。

(81) Hémond (J.), *Théorie et pratique des assurances terrestres*, t. 1, n° 149, p. 265, 1924.

(82) Lefort, *supra* note 44, p. 78.

(83) Lefort, *supra* note 4, pp. 52-53.

## 第二節 判例法による保険金受取人の権利の形成

本節では、保険金受取人の権利が判例法によって形成される過程を考察する。フランスでは、一九三〇年に陸上保険契約法（一九三〇年七月一三日の法律。以下、同法を一九三〇年法とよぶ）が制定されたが、それ以前には、生命保険契約を直接規律する法令は存在しなかった。それゆえ、その当時は、生命保険契約は民法典の適用を受け、したがって、他人のためにする生命保険契約には、民法典の第三者のためにする契約の規定が適用された。しかし、民法典のこれに関する規定はわずかに一カ条で（一一二一条）、しかもその内容は不完全なものである。<sup>(1)</sup>そこで、裁判所は、他人のためにする生命保険契約を素材として、第三者のためにする契約に関する法理を確立し、裁判官による法の創造（*création prétorienne*）を行ったのである。<sup>(2)</sup>破毀院裁判官 Crépon は次のように述べている。「法律が沈黙している間に、破毀院の判決は特に重要性をもつものとなった。これらの判決は、法規的判決（*arrêt de règlement*）<sup>(3)</sup>のようであった。それらは、形式的には生命保険契約に適用する規定を明確にし法律を解釈しているが、実質的には法律を制定するものである。……（中略）……破毀院は、生命保険契約が提起した様々な問題に解決を与え、その法的性質および効果に関する、学説集（*corps de doctrine*）と呼ぶに値する一連の見解を表明した<sup>(4)</sup>」。

### 一 総説

#### 1 生命保険契約の適法性および法源

生命保険契約の適法性は、すでに述べたように、破毀院民事部一八五三年二月一四日判決によって確認された（本稿六五頁）。そして、その法源については、破毀院民事部一八七三年二月一五日判決（D. P. 1874. 1. 113, S. 1874. 1.

199.) が次のように判示する。「生命保険契約は、生活保障という当然の感情を動機とするものであり、まったく適法な原因 (cause) をもつものである。この契約の効果およびこの契約によって生じる権利の譲渡方法は、特約が定められていない場合には、民法典の一般規定によってこれを規律しかつ決定しなければならない」。つまり、当時、商法典三三二条以下には、海上保険に関する規定が設けられていたが、この七三年判決は、生命保険契約には商法典の規定を適用せず、民法典の規定をもってこれを規律することを判示したのである。

## 2 他人のためにする生命保険契約の法的性質

他人のためにする生命保険契約の法的性質について、判例は、これを第三者のためにする契約 (stipulation pour autrui)<sup>(5)</sup> と解している。例えば、リオン控訴院一八六三年六月二日判決 (D. P. 1863. 2. 119.) は、保険契約者兼被保険者である夫が妻および子を保険金受取人に指定する生命保険契約について、「この契約は、民法典一一二一条に定める場合に該当し、かつその性質は適法な第三者のためにする契約であることを示すものである」と判示する。また、破毀院民事部一八八八年一月一六日判決 (D. P. 1888. 1. 77, S. 1888. 1. 121.) は、右のリオン控訴院判決と同様の事案について、「生命保険契約は、保険契約上の利益が特定されている第三者のために約定されているときは、民法典一一二一条すなわち第三者のためにする契約を規律する規定の適用を本質的に含むものである」と判示する。

しかし、一九世紀の学説には、他人のためにする生命保険契約を事務管理と解する、少数説があつた。<sup>(6)</sup> 事務管理説は、Labbeによれば、次のようなものである。すなわち、生命保険契約には、保険契約者自身が保険金を取得する目的でこれを締結する場合と保険契約者の死亡により損害を被るおそれのある第三者のためにそれを締結する場合とがある。後者の場合には、保険契約者は単なる事務管理者にすぎず、保険金を取得する第三者が実質的な保険契約者である。保険契約は、第三者との関係においては、第三者が追認 (ratification) をすることにより完全なものになる。そして、



第三者の追認がなされたときは、その第三者が保険者に対する債権者となり、保険契約者は、この債権関係から離脱し、指定を撤回する権限を有するにすぎないと、Labbéは述べている。<sup>(7)</sup>

しかし、事務管理説には、欠点がある。その第一は、事務管理説は、契約当事者の意思に反するからである。すなわち、保険契約者は自己の名においてその契約を締結し、保険者もその契約者と契約を締結する意思であると、解されるからである。また、判例によれば、事務管理の意思については、書証または少なくとも書証の端緒 (commencement de preuve par écrit) によって証明される必要があるが、他人のためにする生命保険契約の場合には、その保険証券には、そのような記載はなされていないからである。<sup>(8)</sup> 欠点の第二は、事務管理者の管理継続義務を定める民法典一三七二条一項の適用に関してである。同項によれば、事務管理者は、いったん事務管理を開始したときは、任意にこれを中止することは許されず、それを継続・遂行する義務を負うが、この義務を保険契約者に適用する場合には、保険契約者は、他人のためにする生命保険契約を途中解約することが許されず、それは妥当性を欠くと解されるからである。<sup>(9)</sup> したがって、一九世紀においても、大多数の学説は、他人のためにする生命保険契約を第三者のためにする契約と解した。<sup>(10)</sup> そして、今日の学説でも、これに異論を唱えるものはない。<sup>(11)</sup>

### 3 第三者のためにする契約の意義

(一) 緒言 第三者のためにする契約とは、契約から生じる権利を、契約当事者以外の第三者に直接に帰属させる内容を有する契約である。この場合に、第三者に対して債務を負担する者を諾約者 (promettant)、その相手方を要約者 (stipulant)、そして第三者を受益者 (beneficiaire) という。<sup>(12)</sup> これを他人のためにする生命保険契約にあてはめると、保険者が諾約者、保険契約者が要約者、そして保険金受取人が受益者である。

(二) フランス民法典の特徴 第三者のためにする契約に関する、フランス民法典の特徴は、第一に、民法典が、原

則として、第三者のためにする契約を禁止していることである。すなわち、民法典一一一九条は、「何人も他人のために約することを得ず (Alteri stipulari nemo potest)」とするローマ法の原則を踏襲し、原則として、第三者のためにする契約を禁止している。

民法典一一一九条「人は、一般に、自分自身のためにするほかは、自分の名において義務を負うことも、負わせることもできない。<sup>(13)</sup>」

そして、この原則の例外として、同法典一一二一条は、次の二つの場合に限り第三者のためにする契約を認めている。民法典一一二一条「人は、それが自分自身のためにする約定 (stipulation) の条件または他人に対してなす贈与の条件であるときは、同様に第三者のために約定することができる。この約定をなした者は、第三者がそれにつき利益を受ける意思を表明した場合には、その約定を撤回することができない。」

また、同法典一一六五条は、一一二一条の場合に限り契約の効力が第三者に及ぶことを、次のように規定する。

民法典一一六五条「約定は、契約当事者の間でなければ、効果を有しない。約定は、第三者をなんら害さない。約定は、一一二一条に定める場合のほかは第三者の利益とならない。」

特徴の第二は、第三者のためにする契約を定める民法典の規定がわずかに一カ条で、しかもその内容が不完全なものであることである。すなわち、これを定める民法典の規定は一一二一条のみで、同条には、例えば、①第三者は諾約者に対する権利を取得するか否か、②第三者の権利はいつ発生するか、などは定められていない。そのため、これらについては、学説および判例法によって解決しなければならない。

(三) 第三者のためにする契約と間接贈与 第三者のためにする契約は、要約者と第三者との間に存する法的原因(例えば、贈与契約)に基づいて約定されるが、日本では、この要約者・第三者間の関係を対価関係とよび、これと第

三者のためにする契約自体とを峻別している。そして、近年は、対価関係に則して、要約者（またはその財産の利害関係者）と第三者との間の利害関係を調整すべきであるとする説が主張されている。すなわち、例えば、対価関係が贈与である場合には、それに則して、遺留分減殺・持戻の計算を行い、または要約者の債権者に債権者取消権の行使を認めると主張されている。<sup>(14)</sup>

しかし、フランスにおいては、第三者のためにする契約自体とその原因関係とは未分化であり、第三者が無償で利益を受ける場合には、その第三者のためにする契約自体の性質は、間接贈与 (donation indirecte) と解されている。<sup>(15)</sup> 間接贈与とは、例えば、債権者が債務者に対しその債務を免除する場合や生命保険契約の保険契約者が第三者を無償で保険金受取人に指定する場合のように、贈与以外の法律行為によって贈与と同様の経済的効果を得られるものをいう。間接贈与には、贈与に関する規定が適用され（ただし、贈与の要式性に関する規定を除く）、<sup>(16)</sup> したがって、第三者が無償で利益を受ける場合には、その第三者のためにする契約には受益財産の持戻 (rapport) および遺留分の減殺 (réduction) の規定が適用される。事実、民法典八四三条一項は、間接贈与についても、持戻を適用することを定めている。また、同法典一九七三条二項但書は、第三者が定期金を無償で受け取る終身定期金契約について、減殺の規定を適用することを定めている。

#### 4 民法典一一二一条と他人のためにする生命保険契約

(一) 他人のためにする生命保険契約の有効性 他人のためにする生命保険契約は、第三者のためにする契約と解されているが、それが、第三者のためにする契約として有効であるためには、民法典一一二一条に定める要件、すなわち「自分自身のためにする約定の条件であるとき」または「自分が他人に対してなす贈与の条件であるとき」に該当する必要がある。

しかし、他人のためにする生命保険契約がこれらの場合に該当すると解することは困難である。まず、前者の要件の用例についていえば、*Gaudent* は、第三者のためにする契約に過怠条項 (*clause pénale*) が付帯されている場合を挙げている。すなわち、*Gaudent* によれば、アンシャン・レジウム期の第三者のためにする契約には過怠条項が付帯されており、例えば、要約者と諾約者との間で、諾約者が自分の所有する不動産を第三者に贈与すること（第三者のためにする契約）を約定し、かつ、諾約者がそれを履行しない場合には諾約者が要約者に一万フランを支払うこと（過怠条項）を約定したときは、第三者のためにする契約は、要約者自身のためにする約定（過怠条項）の条件であるから、この場合に該当するという。<sup>(17)</sup> また、*Colin et Capitant* などは、前者の場合の具体例として、買主（諾約者）が売買代金の一部を売主（要約者）に支払い、他の一部を第三者に支払うことを売主と約定する場合を挙げている。<sup>(18)</sup> しかし、他人のためにする生命保険契約はこれらの用例とは異なるものである。次に、後者の要件についていうと、負担付贈与において受贈者がその負担を第三者に給付すべきことを約する場合は考えられる。しかし、保険契約者が保険者に支払う保険料は、保険者に対する贈与ではないから、他人のためにする生命保険契約を後者の場合に該当すると解することはできない。

いずれにせよ、他人のためにする生命保険契約は、これらの用例には該当しない。<sup>(19)</sup> そこで、裁判所は、他人のためにする生命保険契約の有用性およびその社会的必要性を考慮し、民法一一二一条の有効要件を拡張的に解釈することにより、他人のためにする生命保険契約の適法性を承認することとなる。

(二) 申込説と他人のためにする生命保険契約 第三者のためにする契約において、第三者が権利を取得する根拠については、種々の説明がなされている。例えば、一九世紀のドイツでは、①要約者および諾約者が共同で第三者に申し込み、第三者がこれを承諾することによって第三者の権利が発生すると解する承諾説、②要約者が第三者を代理して諾

約者と契約を締結すると解する代理説または③第三者のためにする契約によって要約者が一旦権利を取得しそれを第三者に譲り渡すと解する伝來說などによって、それを説明する試みがなされた。<sup>(20)</sup>

一九世紀中葉のフランスにおいては、第三者は、要約者との合意に基づいて諾約者に対する権利を取得すると解する説が通説であった。<sup>(21)</sup>この説が申込説 (théorie de l'offre) とよばれるものである。申込説は、例えば、Demolombeによれば、要約者がなした第三者のためにする契約はその第三者に向けた申込であり、そして、第三者は、自己のためになされた申込を承諾することによって、諾約者に対する権利を取得するというものである。<sup>(22)</sup>また、Laurentが主張する申込説は次のようなものである。すなわち、Laurentは、第三者のためにする契約を、要約者・諾約者間の契約と要約者・第三者間の契約とに分解し、後者の契約は、要約者が第三者に申し込み第三者がこれを承諾することによって成立すると解する。そして、第三者は、要約者・第三者間の契約による債権者代位権に基づき (民法典一一六六条)、要約者が諾約者に対して有する権利を取得すると考える。<sup>(23)</sup>いずれにせよ、申込説によれば、第三者は、諾約者に対する権利を要約者から承継取得すると解されるのである。

申込説は、他人のためにする生命保険契約に関する初期の裁判例においても採用された。<sup>(24)</sup>しかし、申込説をこの契約に適用する場合には、次のような不都合が生じる。<sup>(25)</sup>その第一は、第三者が諾約者に対する権利を要約者から承継取得すると解することに由来する不都合である。すなわち、申込説によれば、第三者は、承諾 (受益) の意思表示をすることによって、諾約者に対する権利を要約者から取得するのであるから、第三者の承諾前は、諾約者に対する権利は要約者に帰属し、したがって、例えば、保険金受取人の承諾前に保険契約者が破産したときは、保険金請求権は保険契約者の破産債権者に供されることになる。その第二は、要約者の申込が失効する以前に第三者が承諾の意思表示をしなければならぬことに基づく不都合である。すなわち、申込説によれば、第三者の承諾は、要約者の生存中になされなければ

ならないが（第三者の承諾前に要約者が死亡したときは、その申込は失効する<sup>(26)</sup>）、しかし、保険金受取人が受取人に指定されていることを知るのは、大多数の場合、保険契約者（兼被保険者）の死亡後であるから、申込説によれば、保険金受取人は、もはや有効な承諾の意思表示を行うことが不可能であり、それゆえ、保険金は保険契約者（兼被保険者）の相続財産に帰属することになる。

しかし、これらの結果は、保険契約者が他人のためにする生命保険契約を締結した意図に反するものである。そこで、裁判所は、第三者は、承諾の有無にかかわらず、諾約者に対する権利を第三者のためにする契約自体から直接取得すると解する法理（以下、これを直接取得説という）を確立することになる。

(三) 保険金受取人の特定性 破毀院民事部一八七三年一月五日判決 (D. P. 1874. 1. 113, S. 1874. 1. 199.) は、第三者が特定されている場合に限り、民法典一一二一条の適用を受けるとする法理を確立した。すなわち、同判決は、死亡保険金の受取人について、「A〔保険契約者兼被保険者〕の相続人、またはAが保険証券の裏書による保険金請求権の譲渡を行った場合にはその譲受人、もしくはAが留保している受取人指定変更権を行使した場合にはその指定を受けた受取人である」と約定されている事案について、「民法典一一二一条によれば、確かに、要約者は、当該契約の利益を第三者に与えることができる。しかし、同条は、その利益を特定されている第三者に与える場合に限り適用するものである」と判示した。つまり、この法理によれば、保険金受取人が特定されていると判断されたときは、保険金は保険金受取人がそれを取得することができるが、他方、それが特定されていないと判断されたときは、保険金は、保険契約者兼被保険者の相続財産に帰属することになる。したがって、保険金受取人が特定されているか否かは、保険金の行方を左右する重要な基準である。

では、なぜ、保険金受取人は、特定されていないののだろうか。破毀院一八七三年判決はその理由を明ら

かにしないが、学説では、それについて相対立する二つの説が主張されている。第一説は、第三者の特定性は申込説に由来すると主張する、Balleydier et Capitantの所説である。すなわち、申込説によれば、第三者は、要約者の申込が効力を有する間に、すなわち要約者の生存中に承諾をしなければならぬ。しかし、例えば、被保険者の相続人が受取人に指定された場合には、被保険者が死亡するまでは、その相続人は確定せず、したがって、受取人が被保険者の死亡前に承諾の意思表示をすることは不可能である。それゆえ、第三者は特定されていることを要するとする要件が必要であると、彼らは説明する。そして、第三者のためにする契約が効力を生じると同時に、かつ、第三者の承諾とは無関係に、第三者が諾約者に対する権利を直接取得すると解する直接取得説を採用する場合には、第三者の承諾は、諾約者に対する権利の取得に関しては不要であり、それゆえ、第三者の特定性の問題は生じないと、Balleydier et Capitantは主張する。<sup>(27)</sup>

第二説は、第三者の特定性は、直接取得説を採用することの帰結であるとする、Deslandresなどの解釈である。<sup>(28)</sup> Deslandresは、直接取得説によれば、諾約者に対する権利は、一瞬たりとも要約者に帰属することはないのであるから、その権利の発生と同時に、それ取得する者が特定されていなければならないと主張する。そして、第三者が特定されないときは、その権利は要約者に帰属すると解釈する。<sup>(29)</sup>

ところで、第三者の特定性が問題となる事例としては、次の二つの場合が考えられる。<sup>(30)</sup> その第一は、第三者は現存しているが、氏名をもって特定されていない場合である。第二は、第三者たるべき者が指定時にまだ存在していない場合である。これを他人のためにする生命保険契約にあてはめると、前者は、例えば、保険金受取人を保険契約者兼被保険者の妻と表示して指定する場合であり、後者はそれをその将来誕生する子供(enfant à naître)と表示して指定する場合である。前者と後者とは、性質の異なる問題である。すなわち、前者は、保険金受取人を指定した保険契約者の意

思を解釈する問題（先の設例でいえば、保険契約締結時の妻かあるいは保険事故発生時の妻か）であり、後者は、指定時に存在していない者（これを将来の者（person future）という）が指定を受けることが可能であるかという権利能力に関する問題である。後者の問題については、例えば、民法典九〇六条一項・二項は、生前贈与または遺贈を受ける能力を有するためには、贈与の時または遺言者死亡の時に懐胎されていることと定めている。

（四） 保険金受取人の保険金請求権取得の時期 申込説によれば、第三者は受益（承諾）の意思表示をした時に諾約者に対する権利を取得するから、申込説を他人のためにする生命保険契約に適用すると、保険金受取人は受益の意思表示をした時に保険金請求権を取得する。したがって、すでに述べたように、保険金受取人が受益の意思表示をする前に保険契約者が破産した場合には、保険金請求権は保険契約者の破産債権者に供されることになる。しかし、これは、保険契約者が他人のためにする生命保険契約を締結した意図に反するものである。それゆえ、裁判例は、このような事態を回避するために、保険金受取人の権利は、他人のためにする生命保険契約の効力が生じると同時に発生すると解するようになる。

（五） 保険金受取人による承諾の意義 保険金受取人による承諾（受益）の意義については、次の二つの論点がある。すなわち、①受取人はいつまでに承諾をしなければならないか、および②承諾の効果はどのようなものであるかである。申込説は、第三者の承諾は要約者の申込に対する意思表示と位置づけ、①については、第三者は、要約者の申込の効力が消滅する以前に承諾をしなければならないとし、②については、その承諾（要約者と第三者との合意）によって、第三者は、諾約者に対する権利を取得する（権利取得の要件）と解している。

しかし、申込説を他人のためにする生命保険契約に適用する場合には、例えば、大多数の他人のためにする生命保険契約では、受取人が自分が指定を受けていることを知るのは保険契約者の死亡後であるから、保険契約者の申込の効力



は消滅し、受取人は有効な承諾をすることが不可能である。そこで、裁判所は、直接取得説を採用し、保険金請求権は、保険金受取人の承諾の有無にかかわらず受取人に直接帰属するものと解し、そして、承諾の意義を、保険金請求権の取得要件から保険契約者の受取人指定撤回権を消滅させる事由へ変更するのである。

(六) 保険金受取人と相続債権者等との利害調整 被相続人である保険契約者が、保険金額が高額の他人のためにする生命保険契約を締結し、多額の保険料を支出した場合には、相続財産は著しく減少し、相続債権者および保険金受取人以外の相続人などの利益が害されるおそれがある<sup>(31)</sup>。そのため、相続債権者等と保険金受取人との利害を調整する必要があるが、その方法としては、①相続債権者に詐害行為取消権の行使（民法典一一六七条）を認め、保険契約者が破産したときは否認権の対象とする（当時の商法典五五九条など）、および②保険金受取人が取得する保険金に持戻または遺留分減殺を適用する、の二つの方法が考えられる。

ところで、申込説は、保険金受取人は保険金請求権を保険契約者から承継取得すると解するから、同説による場合には、保険金受取人が取得する保険金は、詐害行為取消権、否認権、持戻または遺留分減殺の適用を受けると解される。しかし、直接取得説を採用する場合には、その保険金は、保険契約者の財産から逸出するものでなく、保険金受取人が直接取得したものであるから、詐害行為取消権などの適用を受けないと考えられる<sup>(32)</sup>。そこで、裁判例は、直接取得説を採用し、それらの適用を除外するようになる。

## 二 判例法の展開

### 1 序説

(一) 裁判例の時期的限定とその区分 前節で述べたように、フランスでは、生命保険の普及は一八六〇年代に開始  
フランス法における保険金受取人の法理(1)

し、それとともに保険金受取人の権利に関する訴訟が提起されるようになる。そして、保険金受取人の権利の内容は、一九〇〇年頃までに一応確定する。そこで、以下においては、一八六〇年代から一九〇〇年頃までの裁判例を検討する。<sup>(33)</sup> また、裁判例は、Picard et Besson の所説にしたがって、これを次の四つの時期に区分して考察する。<sup>(34)</sup>

第一期 一八六〇年から一八七三年まで…模索期

第二期 一八七三年から一八八四年まで…直接取得性否定期

第三期 一八八四年から一八九六年まで…直接取得性確立期

第四期 一八九六年以降…直接取得性展開期

(二) 判例法を考察する視点 一九世紀中葉のフランス民法学は、第三者のためにする契約において、第三者が諾約者に対する権利を取得する根拠を申込説によって説明する。しかし、申込説を他人のためにする生命保険契約に適用する場合には、すでに述べたような様々な問題が生じ、保険契約者が他人のためにする生命保険契約を締結した意図に反するおそれがある。そこで、破毀院は、保険金受取人が保険金請求権を直接取得すると解する法理を確立しようとする。つまり、判例法の展開は、破毀院が、当時の支配的学説である申込説を克服し、直接取得説を確立する過程と考えることができる。したがって、以下においては、保険金請求権の直接取得説の確立に視点を定めて判例法を考察する。

## 2 判例法の考察

第一期 一八六〇年から一八七三年まで…模索期

(一) 緒言 保険金受取人の権利に関する最初の裁判例は、セーヌ民事裁判所一八五〇年三月二三日判決 (Journal des Assurances, 1851, p. 61) である。<sup>(35)</sup> 同判決は、保険金受取人が氏名をもって指定されている事案であるが、①保険金は、保険金受取人のみがこれを取得し、保険契約者兼被保険者の相続財産には帰属しない、したがって、保険契約者

の相続人または債権者は、保険金について権利を有しない、②他人のためにする生命保険契約は、生前贈与、遺言または現実贈与 (don manuel) のいづれにも該当しない、③保険契約者の債権者は、保険契約者が支払った保険料が非常に多額である場合、およびそれが生計費 (dépense d'entretien) または保険金受取人を扶養する性質の支出と解されない場合に限り、自己の権利を害したとの理由に基づき、保険料相当額の返還を請求することができる、と判示する。

第一期に属する裁判例は、控訴院または民事裁判所の判決のみであり、この時期には破毀院の判決は存在しないようである。ダロズ判例集に掲載されている裁判例は、筆者の検索によれば、以下に掲げる五件である (ただし、受取人の指定が撤回されたと解するルーアン控訴院一八七一年五月一二日判決〈本稿九五頁〉を除く)。一件の裁判例のみが保険金受取人敗訴であり、それ以外の裁判例では、保険金受取人は勝訴している。

(二) 保険金受取人勝訴の裁判例

(1) リオン控訴院一八六三年六月二日判決 (D. P. 1863. 2. 119.)

(イ) 事実の概要 訴外Aは、訴外B保険会社との間で、一八六二年六月一日、A自身を被保険者とする終身保険契約 (死亡保険金二万フラン) を締結した。同契約によれば死亡保険金二万フランはAの妻または子に支払う旨が約定されている。Aの相続財産の係争物管理人 (sequestre) が、相続債権者を代表して、Aの妻らに対して本件訴えを提起した。争点は、死亡保険金がAの相続財産を構成するか、またはそれが契約締結の時から保険金受取人に帰属するかである。

原審であるリオン民事裁判所一八六三年二月六日判決は、次のような理由をもって、死亡保険金は保険金受取人が取得する旨を判示し、Aの妻らが勝訴した。すなわち、①本件契約は、これを保険契約者と保険者との関係、および保険契約者と保険金受取人との関係に分解することが可能であり、前者は有償かつ双務の射替契約であるが、後者は無償の

関係であり、このような契約は、民法典に定められていない無名契約である。②それゆえ、一般原則にしたがって、保険契約者の意思を解釈すれば、それは保険金を保険金受取人に与えることと解される。③相続債権者らは、債権者取消権を主張するが、保険契約者に詐害の意思は認められない。④また、相続債権者らは、贈与の場合には、受贈者は贈与者の生存中に承諾をしなければならないが、本件ではそれがなされていないと主張するが、本件契約は、特殊な無名契約であるから、贈与の規定の適用を受けない。

(ロ) 判旨 原審判決維持。「生命保険契約は、被保険者<sup>(36)</sup>の突然の死亡によってその愛情 (affection) または財産全体に生じるおそれのある損害を保険に付すものであるが、この契約は、民法典一一二一条に定める場合に該当し、かつその性質は適法な第三者のためにする契約であることを示すものである。／同契約は、契約締結時に、保険金受取人のために権利を発生させ、かつ、それと同時に、保険会社に対して約定の時期に保険金を支払う債務を負担させる。この権利の行使は、被保険者が死亡するまで停止されている。／したがって、保険金は、保険契約者の財産を構成する価値ではないし、また、そこから逸出したものでもない。／保険金は、本件約定によって第三者のために直接作り出された利益である。／保険契約者の財産から逸出したものは、保険会社に支払った保険料に限られる」と判示する。そして、同判決は、債務者である保険契約者が保険料を支払うことによってその財産が逸出し債権者の権利を害する場合には、民法典一一六七条（詐害行為取消権）の適用を受けるが、本件では、債務者の詐害について主張がなされていないから、この取消権は適用されないと述べている。

(2) コルマール控訴院一八六五年二月二七日判決 (D. P. 1865. 2. 93.)

(イ) 事実の概要 商人である訴外Aは、Y1保険会社との間で、一八五〇年七月三〇日、A自身を被保険者とする生命保険契約（死亡保険金一万フラン）を締結した。同契約によれば、死亡保険金は、Aの相続人またはAが保険証券の

裏書による保険金請求権の譲渡を行った場合にはその譲受人に支払う旨が約定されている。Aは、保険証券裏書による保険金請求権の譲渡を行わずに死亡した。Aの相続人は、Aの二人の息子（Y2）である。ところで、Aは、死亡当時多額の債務を負っていたので、破産宣告を受け、Xが破産管財人に任命された。XはY1保険会社に死亡保険金の支払いを請求し、Y2らに対して訴訟参加を通知した。本件の争点も、前掲リオン控訴院判決と同じである。

原審であるコルマール商事裁判所一八六四年一月九日判決は、死亡保険金はAの相続財産に帰属すると判示し、破産管財人が勝訴した。その理由は、Aの二人の息子は、Aの相続人たる資格を有するが、相続を放棄したため、相続人には該当しない。したがって、本件では、保険金受取人の指定がなされていないと解されるから、本件保険金はAの相続財産に帰属する、というものであった。

(ロ) 判旨 原審判決取消。判決は、生命保険契約は、民法典に規定されていない無名契約であるから、それを解釈する場合には、当該契約の趣旨および契約当事者の意思を探究して解釈すべきであるとする。そして、「この契約は、一般に思慮深い生活保障の行為であり、保険金が第三者に支払われる場合には、同時に真の無償譲与(liberalite: 贈与 (donation) と遺贈 (legs) とを一括して無償譲与といふ<sup>(37)</sup>)の性質を有する。……(中略)……したがって、保険金は、相続人がその地位に基づいて分配を請求することができる相続財産を構成する財産ではない。保険契約において指定を受けた保険金受取人のみがそれを請求することができる」と判示する。

次に、判決は、「民法典一一五六条以下に定める契約解釈の基準にしたがって、本件契約を約定したAの意思はいかなるものであるか、すなわち、相続人という文言を使用して保険金受取人を指定したAの意思は、保険金を自己の相続財産に帰属させるものであるか否かを検討すべきである」と判示し、そして、本件契約締結当時のAの家族状況に基づいて、Aの意思は本件保険金を相続人に取得させることであると認定する。結局、判決は、本件契約の性質に基づいて

も、また保険契約者の意思を解釈しても、死亡保険金は保険金受取人が取得すると解する。そして、「保険契約に使用されている相続人という表示は、疑問が生じる余地のない地位をもって保険金受取人の個性を指定することのみを目的とするものである。すなわち、被保険者の死亡時に法律により相続人たる地位にある者が保険金受取人であり、その者が相続を承認すると放棄するとを問わない」と判示し、保険金受取人に指定されているAの相続人を勝訴させた。

(3) パリ控訴院一八六七年四月五日判決 (D. P. 1867. 2. 221.)

(イ) 事実の概要 訴外Aは、一八六二年に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする生命保険契約（死亡保険金一万フラン）を締結した。同契約によれば、死亡保険金はAの権利承継人に支払われる旨が約定されている。

当時の民法典七三一条によれば、Aの法定相続人は、Aの父母および兄弟姉妹（Xら）である。しかし、Aは、Aの妻（Y）に包括遺贈をする遺言をしていた（ただし、Aの父母には、遺留分が認められている）。Xらが、Yに対して、本件保険金は保険金受取人に指定されているXらが取得するとの理由で、本件訴訟を提起した。

本件の争点は次の二点である。その第一は、死亡保険金はA夫妻の共有財産に帰属し、したがってAの相続財産を構成する財産であるか、あるいは、受取人であるAの権利承継人がそれを直接取得するか、である。その第二は、Aの権利承継人が保険金を直接取得すると解する場合に、遺留分が認められないAの兄弟姉妹も保険金受取人に含まれるか、である。原審であるセーヌ民事裁判所一八六六年七月一七日判決は、第一の争点について、共有財産を管理する夫が契約した生命保険契約の保険金は、夫婦の共有財産に帰属すると判示する。

(ロ) 判旨 原審判決取消。第一の争点について、「保険料支払債務を負担する保険契約者が自分の指定する者のために締結する契約は、民法典一一二一条に定める契約である。それは、被保険者の死亡後に保険金の支払いを受ける者のためにする契約であって、保険契約者自身のための契約ではない。そして、保険金の支払いを受ける者は、将来給付

される保険金に関する権利を保険契約締結時に取得する。したがって、被保険者が死亡した場合には、保険の利益を表す保険金は、保険契約者の相続財産に帰属しない。なぜなら、この利益は、保険契約者が享受するものでないので、保険契約者の財産に帰属しないからである。また、この利益は、保険契約を締結した夫が得た収益と解することはできないので、夫婦の共有財産にも帰属しない」と判示した。そして、保険料は、夫婦の共通財産から支出されているので、無償譲与に該当するが、それは民法典一四二二条が容認する限度内であると解する。

第二の争点については、「保険契約に定める保険金受取人は、記名式または資格 (qualite) をもって指定することができる。権利承継人という資格には、死者を包括名義で (a titre universel) 承継するすべての者が含まれる。」と判示する。そして、本件では、Aが遺言によって妻に包括遺贈を行っているから、遺留分が認められるAの父母および包括遺贈を受けたAの妻が権利承継人に該当し、遺留分が認められないAの兄弟姉妹は権利承継人でないと解した。

(4) ブザンソン控訴院一八七二年七月二三日判決 (D. P. 1872. 2. 220)

(イ) 事実の概要 訴外Aは、一八六七年に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする生命保険契約(死亡保険金一万五〇〇〇フラン)を締結した。同契約によれば、死亡保険金はAの相続人または権利承継人に支払われる旨が約定されている。Aの相続債権者が、本件死亡保険金はAの相続財産を構成するとして、本件訴訟を提起した。争点は、前掲の事案と同様である。

原審ロン・ル・ソニエ民事裁判所は、相続人または権利承継人を保険金受取人に指定したAの意思は、相続人のほか相続債権者など相続財産に対し権利を有する者に保険金を受け取らせるものであったと解し、本件死亡保険金はAの相続財産を構成すると判示した。

(ロ) 判旨 原審判決取消。「Aは、自己の債権者の利益ではなく、妻および二人の子供の利益を念頭において、本

件死亡保険金が自己の相続人または権利承継人に支払われることを約定したのである。／二人の子供は、本件契約締結時にはすでに誕生している。本件保険金はAの死亡後に支払われ、そしてA自身はこの利益を享受することが不可能であるのだから、Aには、本件保険金をもって自己の財産を増大し相続財産の項目を増加させる意図はなかった。／本件約定は、生活保障の行為であり、民法典一一二一条に基づき、適法なものである。／……（中略）……Aは、相続人または権利承継人という文言を使用することにより、自己の遺族を指定しようとしたのであり、自己の相続財産の運命については関心をもっていなかったのである。Aは、相続財産によるのではなく、本件契約自体に基づく直接的でかつ固有の権利を彼らに与えた。保険契約に基づく利益は、Aの死後、直ちにAの妻および子供の財産に帰属し、A自身の相続財産と混同することはない。」

(三) 保険金受取人敗訴の裁判例

エクス控訴院一八七一年五月一六日判決 (D. P. 1872. 2. 218.)

判例集には、「原審判決維持。原審判決の判決理由を採用する。」と記載されるのみであるから、原審であるマルセイユ民事裁判所一八七〇年七月一六日判決 (D. P. 1872. 2. 218.) を紹介する。

(イ) 事実の概要 訴外Aは、一八五七年八月二七日に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする生命保険契約（死亡保険金五万フラン）を締結した。同契約によれば、死亡保険金はAの相続人または権利承継人に支払われる旨が約定されている。

ところで、Aは、Yから金銭の貸付を受けていたから、その担保として、本件契約の保険証券をYに交付した。同証券を所持するYは、その後Aが死亡するまで保険料を支払い続けた。Aの相続人であるAの子供Xが、保険金は保険金受取人が直接取得すると主張して、Yに対して本件訴訟を提起した。



(ロ) 判旨 判決は、先ず、本件契約が民法典一一二一条の適用を受けるか否か、すなわち同条に定める有効要件に該当するかを検討する。そして、本件契約には、保険契約者は、保険証券を売却もしくは譲渡しまたは契約を解約し、その対価または解約返戻金を得ることが可能であると定められているから、本件契約は保険契約者自身のためにする約定であると解することができる。したがって、本件契約は民法典一一二一条に定める有効要件に該当すると判示する。

次に、判決は、Aが相続人または権利承継人という文言を使用して受取人を指定したことは、保険金をAの子に取得させる趣旨であるのか、またはそれをA自身の相続財産に帰属させる趣旨であるのかを検討し、次のように判示する。すなわち、「民法典一一二一条は、例外的に第三者のためにする契約を許容し、そして、要約者は第三者が受益の意思を表示したときはその指定を撤回することができない旨を定めることにより、氏名または少なくとも個性 (personnalité) をもって受取人を指定すべきことを黙示的に命じている。「受益者の」承諾がなされたときは、「要約者は、受益者に与えた」利益を撤回することができないが、承諾は、指定があいまいな表現もしくは多義的である場合、または個性が明確に特定されていない場合には、これを行うことができない。／本件では、保険契約者は、子という文言の代わりに、相続人という文言を使用するが、相続人という文言は、遺産 (hérité)、被相続人の人格の継承 (continuation de la personne) および相続財産 (succession) に対応する表現である。／保険契約者は、相続人という文言の後、権利承継人という文言を付け加えている。権利承継人は、包括名義および特定名義 (à titre universel et à titre particulier) で相続財産を承継するすべての相続人を含む名称であるから、権利承継人という文言を付け加えたことは、子供を受取人に指定する趣旨から一層乖離するものである。／したがって、本件保険証券の文言は、Aが自己の子を受取人に指定する意思を表示するものではない。そして、本件保険証券には、印刷された一般条項に追加して、保険証券を売却もしくは譲渡し、または契約を解約し、その対価または解約返戻金を得ることが可能である旨が特に書き加え

られているから、保険契約者は、保険金を相続財産に帰属させる意思であったと、判決は解する。そして、判決はXの請求を棄却した。<sup>(38)</sup>

#### (四) 第一期裁判例のまとめ

(1) 他人のためにする生命保険契約の法的性質　　コルマール控訴院判決以外の判決は、いずれも、他人のためにする生命保険契約を民法典一一二一条に定める第三者のためにする契約であると解している。ただし、他人のためにする生命保険契約が同条に定める有効要件を具備するか否かを検討するのは、エクス控訴院判決のみである。なお、コルマール控訴院判決は、生命保険契約自体を民法典に規定されていない無名契約と解し、そして、当該契約の契約条項の趣旨および契約当事者の意思を探究することによって、当該契約の効果を定めている。

(2) 保険金請求権の直接取得性　　他人のためにする生命保険契約を第三者のためにする契約の一種であると解する四件の判決のうち、三件の判決は、直接取得説を採用している。すなわち、①リオン控訴院判決は、「保険金は、保険契約者の財産を構成する価値ではないし、また、そこから逸出したものでもない。／保険金は、本件約定によって第三者のために直接作り出された利益である」と判示する。②パリ控訴院判決は、「保険金の支払いを受ける者は、将来給付される保険金に関する権利を保険契約締結時に取得する。したがって、被保険者が死亡した場合には、保険の利益を表す保険金は、保険契約者の相続財産に帰属しない」と判示する。③ブザンソン控訴院判決は、「A〔保険契約者〕は、本件契約自体に基づき直接的でかつ固有の権利を彼ら〔受取人〕に与えた」と判示する。しかし、エクス控訴院判決は、この点について触れていない。

(3) 保険金受取人の特定性　　保険金受取人(第三者)は特定されていなければならぬと解する判決は、エクス控訴院判決のみである。この解釈は、後述するように、破毀院一八七三年一月五日判決に継承され、そして今日にま

で及んでいる。なお、エクス控訴院判決が申込説を採用するものであるか否かは、判決文からは不明である。

## 第二期 一八七三年から一八八四年まで…直接取得性否定期

一八七三年から一八八四年までの第二期では、保険金受取人の保険金請求権の直接取得性は否定された。そのリーディング・ケースが次に掲げる破毀院一八七三年判決である。

(一) 破毀院民事部一八七三年一月五日判決 (D. P. 1874. 1. 113, S. 1874. 1. 199.)

(イ) 事実の概要 訴外Aは、一八三三年五月一日および一八四六年八月一日に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする終身払込終身保険契約（死亡保険金合計四万フラン）を締結した。これらの契約には、死亡保険金受取人は、「Aの相続人、またはAが保険証券の裏書による保険金請求権の譲渡を行った場合にはその譲受人もしくはAが留保している受取人指定変更権を行使した場合にはその指定を受けた受取人である」旨が定められている。Aは、後得財産共通制 (*régime de la communauté réduite aux acquêts*) を契約してYと結婚した。

ところで、Aは、一八六六年九月一日に遺言をし、同遺言には本件死亡保険金を自己の債務の弁済に充てる旨が記載されている。また、Aが自己の債務の詳細を記した自筆のメモ（ただし、Aの署名はない）にも、遺言と同趣旨の記載がある。Aの相続財産を分割する際に、本件紛争が生じた。すなわち、訴外Aの相続人Xら（Aの父母）は、本件死亡保険金はXらが直接取得すると主張し、他方、Yは、右の遺言により受取人の指定が撤回され、それは、後得財産としてA・Yの共有財産に帰属すると主張する。

原審であるルーアン控訴院一八七一年五月一二日判決 (D. P. 1872. 2. 203, S. 1871. 2. 279.) は、Xらの請求を棄却し第一審判決を維持した。すなわち、同判決は、本件契約を第三者のためにする契約と解し、したがって、第三者が承諾（受益）の意思表示をするまでは、要約者は第三者に与えた利益を撤回することが可能であると判示する。また、本件

契約自体においても、保険証券の裏書による保険金請求権の譲渡が可能であること、および受取人指定変更権を留保する旨が約定されているのであるから、保険契約者は、保険金受取人の承諾前には受取人の指定を撤回することが可能であると判示する。そして、Aの前記一八六六年九月一日付の遺言（本件死亡保険金を債務の弁済に充てるとする）をXらに保険金を与えることを撤回する意思表示と解し、しかも、Xらは利益付与の撤回を承認していると事実認定をした上で、Xらの請求を棄却した。Xらが上告した。

(四) 上告理由 原審判決は本件死亡保険金をA夫妻の後得共有財産に帰属すると解するが、本件死亡保険金は、保険金受取人の指定を受けたAの相続人が取得するものであるから、原審判決は民法典一一二一条に違反する。その他の上告理由は省略する。

(イ) 判旨 上告棄却。「〔本件契約は終身払込終身保険契約であるから〕保険料を支払う期間は不確定なものであるが、このことを別にすれば、保険会社が保険金を支払う債務は確定的な債務である。／保険金請求権は、要約者が保険契約締結時にこれを確定的に取得し、要約者の財産の一部を構成する。ただし、保険金の履行期のみは、被保険者の死亡時まで猶予されている。／民法典一一二一条によれば、確かに、要約者は、当該契約の利益を第三者に与える権利を有する。しかし、同条は、その利益を特定されている第三者に与える場合に限り適用するものである。死亡保険金が発定されている第三者に与えられる場合と異なり、要約者の相続人、または要約者が保険証券の裏書による保険金請求権の譲渡を行った場合にはその譲受人もしくは要約者が留保している指定変更権を行使した場合にはその指定を受けた受取人に支払う旨が約定されているときは、当該契約は、民法典一一二一条ではなく一一二二条の適用を受け、保険金請求権は法令が認めるすべての譲渡方法によってこれを譲渡することが可能である。／要約者が保険金請求権を第三者に譲渡しない限り、保険契約によって生じた保険金は要約者の財産を構成する。／〔保険金受取人の指定について相続人

という」不明確で不確定な表示がなされている場合には、「相続開始前には」未確定である相続人は、要約者が生存している間は固有の権利を取得することができない。そして、相続人は、相続が開始したときは、相続人たる資格に基づいてかつその限度において保険契約の利益を取得することができる。／したがって、要約者が共通財産制 (régime de la communauté) のもとで結婚している場合には、生前処分により保険金請求権を第三者に譲渡しない限り、保険金は共有財産に帰属する」。

(二) 判決の意義 (i) 保険金請求権の直接取得性 本件判決は、死亡保険金の帰属に関する最初の破毀院判決である。本件判決は、申込説を採用し、保険金受取人の保険金請求権の直接取得性を否定した。すなわち、本件判決によれば、「保険金請求権は、要約者が保険契約締結時にこれを確定的に取得し、要約者の財産の一部を構成する」。そして「民法典一一二二条によれば、確かに、要約者は、当該契約の利益を第三者に与える権利を有する」のであるから、保険契約者は保険金受取人を指定することが可能であり、したがって、受取人が指定された場合には、保険金受取人は保険契約者から保険金請求権を承継取得する。そして、保険金受取人は、承諾の意思表示を行った時に保険金請求権を取得し、承諾 (受益) の意思表示は、保険金受取人が保険金請求権を取得する要件である。

(ii) 保険金受取人の特定性 本件判決は、第三者が特定されている場合とそうでない場合とを区別し、前者の場合に限り民法典一一二二条が適用され、第三者は諾約者に対する権利を取得すると判示する。そして、本件については、保険契約者が特定されていないから、保険金は保険契約者の相続財産に帰属すると解する。

ところで、第三者が特定されていることを要するとする、この判例法理は、<sup>(39)</sup> 民法典一一二二条に関する、今日の解釈においても維持されている重要な法理である。また、保険法典一三一一八条一項 (一九三〇年法六三条一項) は、「被保険者が死亡した場合には、保険金または保険年金は、一人または数人の特定された保険金受取人にこれを支払う

ことができる」と定めている。したがって、今日においても、保険金受取人が特定されているか否かは、保険金の行方を左右する重要な基準である。

(iii) 相続人という指定の表示 本件判決は、被保険者の相続人と表示して受取人を指定した場合について、その指定を不明確で不確定な指定（保険金受取人が特定されていない）と判示する。そして、本件判決は、相続人という指定がなされている場合には、相続人は、保険金受取人としてではなく、相続人たる資格に基づいてかつその限度において保険契約の利益を取得すると判示する。

(二) 一八七三年判決が影響を受けた判決 破毀院一八七三年判決は、破毀院民事部一八七二年二月七日判決（D. P. 1872. 1. 209.）の影響を受けたと指摘されている。<sup>(40)</sup> 同判決は、保険金受取人が取得した死亡保険金に相続税 (*droit de mutation par décès*) を課税することの可否に関する事案である。この事案では、保険契約者の権利承継人が死亡保険金の受取人に指定されていたが、保険契約者がその保険金を自分の妹に遺贈する旨の遺言をした。ところが、その妹がこの遺贈を放棄したので、保険契約者の相続人がそれを取得したというものである。税務当局が、この保険金の取得について相続税を課税したところ、右の相続人が、これに異議を申し立て本件訴訟を提起した。

破毀院民事部一八七二年二月七日判決は、「死亡保険金二万フランに関する権利は、射倖的性質を有する保険金の給付を受けるために、保険契約者が支払った保険料の代替物であり、それは保険契約者の財産に帰属する。保険契約者はその権利を処分することが可能であり、本件では、訴外A「保険契約者」がそれを「妹に」遺贈したが、「妹が」その遺贈を放棄し、保険契約に基づく利益は、被保険者死亡時には、Aの相続財産を構成しており、それをAの相続人が相続した。／したがって、保険金は、被上告人「Aの相続人」が行った相続税の申告に含まれるべきであり、保険金は相続税の適用を受ける。」と判示した。

本件判決は、申込説を採用し、「死亡保険金二万フランに関する権利は、……（中略）……保険契約者が支払った保険料の代替物であり、それは保険契約者の財産に帰属する。保険契約者はその権利を処分することが可能であり」と判示するが、一八七三年判決はこの解釈の影響を受けたものと思われる。なお、本件判決が本件保険金の取得について相続税を適用することは正当である。なぜなら、本件では、保険金の遺贈を受けた妹がこれを放棄したので、保険金は相続財産に帰属することとなり、相続人がそれを相続として取得したと解されるからである。

(三) 一八七三年判決以後の裁判例および法律 (1) 裁判例 破毀院は、一八七三年判決以後も、直接取得説を否定している。例えば、破毀院審理部一八八一年三月二日判決 (D. P. 1881. 1. 401, S. 1881. 1. 145.) は、被保険者の妻（または妻が保険事故発生前に死亡した場合には被保険者の子）が保険金受取人に指定され、したがって、受取人が特定されている事案である。同判決は、「訴外 A 「保険契約者兼被保険者」は、保険会社と本件契約を締結することにより、民法典一一二一条および一九七三条〔第三者のためにする終身定期金契約〕に定める原則にしたがって、まず保険金請求権を自ら取得し、次にこれを贈与として妻に譲渡したものである」と判示し、保険金受取人が特定されている場合でも、受取人は、保険金請求権を保険契約者から承継取得すると解している。そして、同判決は、本件保険金は商法典五六七条に定める否認権の適用を受け、破産管財人はそれを取り戻すことができると判示する。

(2) 死亡保険金と相続税 死亡保険金は被保険者の相続財産を構成すると解する立法がなされた。それが、各種登録税に関する一八七五年六月二一―二三日の法律 (D. P. 1875. 4. 107.) 六条である。すでに述べたように、破毀院一八七二年二月七日判決は、死亡保険金は被保険者の相続財産を構成し、保険金受取人がそれを取得した場合には、相続税の適用を受ける旨を判示するが、同条はこの解釈を立法化したものである。

**各種登録税に関する一八七五年六月二一―二三日の法律六条** ①被保険者の死亡によって保険者が支払う保険金、

年金または給付金は、相続税 (droit de mutation par décès) の徴収については、これを被保険者の相続財産を構成するものとする。ただし、配偶者が共有財産に対して有する権利 (droit de communauté) についてはこの限りでない。

② 保険金受取人は、前項の保険金、年金または給付金を無償で取得する場合には、普通法にしたがって、保険金受取人の資格の性質および被相続人との関係に応じて、相続税の適用を受ける。」

この規定は、一部改正がなされながら、登録税法典 (Code Enregistrement) 六五条、そして租税一般法典 (C. G. J.) 七六五条に受け継がれた。したがって、後に述べるように、保険金受取人の権利は、破毀院一八八四年七月二日判決以後、受取人固有の権利であると解されるようになるが、税制に関しては、それ以後も相続税が適用された。しかし、租税一般法典七六五条は、一九五九年一月二八日の法律五九条によって廃止され、今日では、保険金受取人が取得した死亡保険金には、原則として相続税は課税されない<sup>(41)</sup>。ただし、一九九一年一月二〇日以後に締結した生命保険契約については、被保険者が七〇歳に達した日以後に支払われた保険料の合計額が二〇万フランを超過する場合には、二〇万フランを超過する部分について相続税を適用する (租税一般法典七五七条B<sup>(42)</sup>)。

**第三期** 一八八四年から一八九六年まで…直接取得性確立期

(一) 緒言 破毀院一八七三年一月二五日判決は、申込説を採用し、保険金受取人の保険金請求権の直接取得性を否定した。すなわち、同判決は、「保険金請求権は、要約者が保険契約締結時にこれを確定的に取得し、要約者の財産の一部を構成する。……(中略)……民法典一一二一条によれば、確かに、要約者は、当該契約の利益を第三者に与える権利を有する」と判示し、保険金受取人は、保険契約者から保険金請求権を承継取得すると解する。しかし、この解釈によれば、例えば保険契約者が破産したときは、保険金請求権は否認権の対象となり (当時の商法典五五九条)、こ



これは、保険契約者が保険金受取人を指定した意図に反することになる。

そこで、破毀院一八七三年判決の解釈（申込説）を変更し、保険金受取人の権利の直接取得性を確立することが、第三期の課題である。なぜなら、保険金受取人は、他人のためにする生命保険契約により保険金請求権を直接的に取得すると解する場合には、保険金請求権は、一瞬たりとも保険契約者に帰属していかないものであるから、その債権者および相続人が保険金請求権に対して干渉することは不可能であるからである。以下では、保険金受取人の保険金請求権の直接取得性に焦点を合わせて裁判例を考察する。

## (二) 裁判例の考察

(1) 破毀院民事部一八八四年七月二日判決 (D. P. 1885. 1. 150, S. 1885. 1. 5.)

(イ) 事実の概要 訴外Aは、一八六七年一月二日および一八七四年四月八日に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする二件の生命保険契約を締結した。前者の契約には、Aが死亡した場合には、B保険会社は、死亡保険金五万フランを「Aの妻を用益権者とし、Aの子(Y1ら)を虚有権者として支払う」旨が、また後者の契約には、死亡保険金一万フランを「Aの子(Y1ら)に支払う」旨が定められている。Aには、前者の契約締結当時四人の子供がおり、その後、後者の契約締結前に五番目の子供が誕生した。Aの死亡後、Aの妻は共有財産および前者の契約（六七年契約）によって与えられた用益権を放棄した。Aの子(Y1ら)は、財産目録の限度において相続債務を負担することを条件として相続を承認した（限定承認）。Aの債権者を代表するXが、Aの子であるY1らに対し、本件保険金はAの相続財産に帰属すると主張して、本件訴訟を提起した。

第一審リュネヴィル民事裁判所一八八一年三月三〇日判決は、Xの主張を認め本件保険金はAの相続財産に帰属すると判示した。その理由は、①Aの子という受取人の指定は、受取人になりうる子の人数が契約締結時には不確定である

から、不特定の第三者のためにするものであり、②Aの妻を受取人とする指定は受取人が特定されているものであるが、Aの妻が本件保険金の用益権を放棄したから、保険金はAの相続財産に帰属するというものである。

原審であるナンシー控訴院一八八二年二月二五日判決は、第一審判決を取消し本件保険金はY1らが取得すると判示した。その理由は次の通りである。「Aは、自己の子を保険金受取人に指定する際に、「子という表示に」『誕生しているまたは将来誕生する』という文言または『相続人または権利承継人』という文言を付け加えていない。したがって、Aが本件各契約を締結する際に念頭においていたのは、契約締結当時すでに誕生していた子である。しかも、この点については、子の年齢および妻の年齢によって説明がなされている。そして、Aは、これらの子が相続人であるか否かを問わず、それを約定したのであるから、これらの子は、相続を放棄した場合であっても保険金受取人である。／Aが本件契約において使用する表示は、「受取人を」特定するに充分なものである。したがって、本件の受取人表示は、将来の者および不特定な者 (personne incertaine) に該当しない。むしろ、その表示は、贈与を受ける能力を有する受贈者を明確に示すものである」。Xが上告した。

(ロ) 上告理由 原審判決は、被相続人の債権者が相続財産特に生命保険金について有する権利を無視し、受益者が受益の意思表示をする以前であるにもかかわらず、受益者の権利を認めているが、これは、民法典一一二二条などに違反し同法典一一二一条の適用に誤りがある。

(イ) 判旨 上告棄却。「契約条項の解釈について専権的権限を有する原審判決は、Aは、自分自身のために約定したのではなく、一八六七年一月二日および一八七四年四月八日に訴外B保険会社と締結した保険契約に基づくすべての利益を特定されている者に与え、そして、この者に保険金を相続財産としてではなく、固有の財産として取得するよう欲したと認定した。／生命保険契約において、要約者が毎年約定の保険料を支払い、要約者死亡の場合には諾約者が

約定の金額を特に指定された者に対し支払うことを条件を付けずに (purement et simplement) 約定し、かつ、保険料の支払いが適法になされ保険契約が存続しているときは、その生命保険契約の効果は、一方において、要約者死亡時に、諾約者に対して、指定された第三者の手に保険金を支払う義務を負担させ、他方において、それと同時に第三者である受益者のために諾約者に対する権利を発生させるものである。／この権利は、受益者固有のものでありその個性に基づくものである。それ故に、その権利は「要約者の」相続財産を構成しない。／保険金請求権は、要約者の死亡という事実によって発生しその存続を開始するものであるから、要約者が生存する間は、それは要約者の財産に属するものではない。生命保険契約は、要約者に対し、固有の利益を与えていないし、また、この利益を処分する権利をも与えていない。要約者は、保険料の支払いを停止することによって保険契約の効果を消滅させる権利を有するにすぎない。ただし、受益者その他の者が要約者に代わって保険料を支払う場合には、保険契約の効果は存続する。／こうした状況においては、要約者の死亡後に諾約者が支払うべき金員は、要約者の死亡時に要約者に帰属せず、したがって要約者の相続財産を構成しない。

(二) 判決の意義 (i) 保険金請求権の直接取得性および固有権性 本件判決は、破毀院が保険金受取人の保険金請求権の直接取得性を認めた最初の判決である。すなわち、本件判決は、「保険契約の効果は、一方において、要約者死亡時に、諾約者に対して、指定された第三者の手に保険金を支払う義務を負担させ、他方において、それと同時に第三者のために諾約者に対する権利を発生させるものである。」と判示した。そして、「この権利は、受益者固有のものである。その個性に基づくものである。それ故に、その権利は「要約者の」相続財産を構成しない」と判示し、保険金受取人の権利は受取人固有のものであることを明らかにした。

(ii) 保険金請求権発生の時期 本件判決は、「保険契約の効果は、……(中略)……要約者死亡時に、……(中略)

…：第三者である受益者のために諾約者に対する権利を発生させるものである」と判示し、保険事故発生時に保険金請求権が発生すると解する。しかし、この解釈については、抽象的保険金請求権は契約締結時に発生しているのであるから、本件判決の保険契約に関する理解は表面的で不正確であるとの批判が加えられている。<sup>(43)</sup>

(iii) 保険金請求権取得の時期 本件判決は、保険金受取人が保険金請求権を取得する時期について直接判示していない。しかし、本件判決は、保険金受取人は保険金請求権を直接取得すると解するのであるから、保険金請求権が発生すると同時に、受取人はそれを取戻すものと考えられる。つまり、本件判決によれば、被保険者死亡時に保険金請求権が発生し、それと同時に、受取人は保険金請求権を取得すると解される。

(iv) 保険契約者の権利 本件判決は、保険契約者の権利について、「生命保険契約は、要約者に対し、固有の利益を与えていないし、また、この利益を処分する権利をも与えていない」と判示し、保険契約者は、保険金請求権およびそれを処分する権利（受取人指定変更権）を有していないと解している。たしかに、本件判決によれば、保険金請求権は被保険者死亡時に発生し、それと同時に受取人がそれを取戻すのであるから、その死亡前に、保険契約者が保険金請求権および受取人指定変更権を有しないことは当然である。<sup>(44)</sup>しかし、本件判決が「要約者は、保険料の支払いを停止することによって保険契約の効果を消滅させる権利を有するにすぎない」と判示する点については、疑問がある。民法典一一二一条によれば、要約者は、第三者が受益の意思表示をするまでは、指定を撤回することが可能であるのだから、保険契約者は、指定を撤回し、その生命保険契約を自己のためにする契約に変更することが可能であると思われる。<sup>(45)</sup>

(2) 破毀院民事部一八八八年一月一六日判決 (D. P. 1888. 1. 77, S. 1888. 1. 121.)

(イ) 事実の概要 訴外Aは、一八六八年六月二六日、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする生命保険契約（死亡保険金一万フラン）を締結した。同契約によれば、死亡保険金はAの妻および子に支払われる旨が約定され

ている。ところで、Aは、Yから金銭の貸付を受けたが、その際に担保の提供を求められた。Aは、右の受取人が受益の意思表示をしていなかったので、本件保険金をその担保として提供することとした。そこで、A、B保険会社およびYの三者は、一八八一年四月一二日に、保険金受取人をYに変更する保険契約修正書（*avenant*）を作成した。ただし、同修正書には、Aが貸付金の全部または一部をYに返済したときは、その限度において、当初の受取人であるAの妻および子が保険金を取得する旨が定められている。また、この修正書の作成後は、Yが自ら保険料を支払っていた。その後、Aは破産し死亡した。

破産管財人に就任したXは、Yに対し、Yが所持する本件保険証券の返還を請求し、本件訴訟を提起した。Xは、その理由として、①本件契約は、Aが自分自身のためになした契約であると解することができないから、民法典一一二一条の適用を受けることができない、したがって、本件保険金はAの財産に帰属し、Aの債権者全員の担保となるべきである、②保険契約修正書を作成することによって行った保険金受取人の変更は、民法典一六九〇条に定める債権譲渡の対抗要件を具備していないと主張する。

第一審であるルール商事裁判所一八八五年三月一七日判決は、①保険契約修正書の作成はYを新債権者とする契約の更改と解することができない、②Aは、Yのために約定したのであって、自己の利益のために約定したのでないから、民法典第一一二一条の適用を受けることができないと判示し、Xを勝訴させた。原審ドゥエ控訴院一八八五年六月三日判決も同様の理由でXを勝訴させた。Yが上告した。

(四) 上告理由 ①本件生命保険契約は、保険契約上の利益を特定されている第三者に与える契約であるが、原審判決は、その利益を保険契約者の相続財産に帰属させているから、民法典一一二一条に違反する。②保険契約修正書を作成して行う保険金受取人の変更は、同法典一二七一条に定める契約の更改であるが、原審判決は、その適用を拒否して

いるから、同法典一一三四条および一二七一条などに違反する。

(イ) 判旨 原審判決破毀、アミアン控訴院へ移送。上告理由①について、「生命保険契約は、保険契約上の利益が特定されている第三者のために約定されているときは、民法典一一二一条すなわち第三者のためにする契約を規律する規定の適用を本質的に含むものである。／生命保険契約が保険契約者自身の利益のために約定するものでない場合には、第三者たる受益者は民法典一一二一条の規定を援用することができないとの主張が、原審判決と同様になされているが、この主張は採用することができない。／実際、保険契約上の利益が要約者に帰属する場合もある。しかも、「第三者のためにする」契約における「要約者」自身の利益は、指定を受けた者に恩恵を与えることによって生じる精神的な利益があれば、それで十分である。／他方、要約者は、保険会社に毎年保険料を支払うことを約定しているのであるから、いかなる立場にたつてこれを解釈しようとも、要約者は自分自身のために約定するものではない、それゆえに民法典一一二一条の適用を受けることができないと主張することはできない。／保険証券において特に指定されている第三者が民法典一一二一条後段に基づき受益の意思表示をしたときは、第三者のための固有の権利は撤回不能なものとなる。したがって、要約者が死亡した場合において、要約者または第三者自身が保険料を適法に支払っているときは、諾約者は、保険金額をその第三者に支払わなければならない。／要約者が死亡前に破産した場合でも、第三者のこの権利は消滅しない。また、この場合には、破産管財人は、破産債権者の名において、保険金債権が条件を付けずに (purement et simplement) 破産者の財産に帰属し、破産債権者の担保に供されるべきであると主張することはできない。」

上告理由②について、「保険証券において氏名をもって (nommément) 第三者を指定しこの者に保険による利益を与えることを約定した場合には、この第三者が承諾〔受益〕の意思表示をなさず約定の効果がこの者に帰属しない限り、保険契約修正書を作成することにより、保険証券に記載されている当初の受取人から同修正書に氏名が記載されている

者へ受取人を変更することができ。保険契約修正書は、当該契約に保険契約としての特別な性質を付与するものであり、同修正書が適法であるためには、当該修正書において要約者および諾約者すなわち保険会社はその旨の意思表示をしなければならぬ。また、債権譲渡契約の場合には、第三者に対抗するためには、民法典一六九〇条および二〇七五条に定める通知 (signification) を行うことが必要であるが、保険契約修正書〔によって受取人が変更される場合〕を債権譲渡契約と同一視することはできない。

そして、保険証券をXに返還するようYに命じた原審判決は、民法典一六九〇条および二〇七五条ならびに生命保険契約の原理に違反すると判示した。

(二) 判決の意義 (i) 保険金請求権の固有権性 本件は、保険契約締結後に、保険契約者が保険契約修正書を作成することによって保険金受取人を変更した事実である。契約締結後に、保険契約者が受取人を変更することが可能であるということは、保険契約者は、受取人変更の時まで保険金請求権を有しているとの解釈が成り立つ。そうだとすると、まさに申込説が主張するように、保険金請求権は、保険契約者に一旦帰属し、保険金受取人がこれを承継取得すると解される。したがって、本件についていえば、保険金請求権は、破産者である保険契約者の財産から逸失した財産と解され、破産管財人はそれを取り戻すことが可能となる。

しかし、本件判決は、「保険証券において特に指定されている第三者が民法典一一二一条後段に基づき受益の意思表示をしたときは、第三者のための固有の権利は撤回不能なものとなる」と判示し、保険金受取人の権利は固有の権利であると解している。そして、破産管財人は、本件保険金を取り戻すことができないと判示する。

(ii) 保険金請求権発生の時期およびその取得時期 本件判決は、保険金請求権が発生する時期について直接判示していない。しかし、本件判決は、「要約者が死亡前に破産した場合でも、第三者のこの権利は消滅しない」と判示する

ので、保険金請求権は、保険事故発生前にすでに発生していると思われ。そうだとすると、この解釈は、保険事故時に保険金請求権が発生すると解する破毀院一八八四年七月二日判決を変更するものである。

また、保険金受取人が保険金請求権を取得する時期についても、判決文からは明らかでない。しかし、本件判決は保険金受取人の権利の直接取得性を認めているものと解されるのであるから、保険金請求権の発生と同時に保険金受取人がそれを取得するものと思われる。なお、本件では、保険契約修正書によって受取人が変更されたが、この場合に、新受取人は、契約締結時から保険金請求権を取得していると解するか、または指定を受けた時にそれを取得すると解するかについても、本件判決は触れていない。

(iii) 他人のためにする生命保険契約の有効性 他人のためにする生命保険契約が民法典一一二一条の適用を受けるには、同条に定める有効要件を具備する必要がある。その要件である「自分(要約者)自身のためにする約定の条件であるとき」について、本件判決は、要約者自身の利益は、受益者に恩恵を与えることによって生ずる精神的な利益があればたりると判示する。これは、他人のためにする生命保険契約が有する社会的有用性を考慮する解釈であると思われる。<sup>(46)</sup>

(iv) 保険契約修正書による保険金受取人の変更 本件判決は、保険契約者は、保険金受取人が承諾の意思表示をしない間は、保険契約修正書によって保険金受取人を変更することが可能であると判示するが、これは、次の二つの点について、破毀院の判例を変更したものと解される。判例変更の第一は、破毀院一八七三年一月一五日判決が「要約者が留保する受取人指定変更権を行使した場合には指定を受けた受取人に支払う旨が約定されているときは、民法典一一二一条でなく同法典一一二二条の適用を受け」と判示している点である。つまり、一八七三年判決によれば、受取人指定変更権が留保されている場合には、その契約は、不特定の第三者のためにする契約と解され、民法典一一二一条の適



用を受けることができない。しかし、本件判決は、この解釈を変更し、受取人指定変更権が留保されている契約についても、特定されている第三者のためにする契約で、民法典一一二一条の適用を受けることが可能であると解する。

第二の判例変更は、破毀院一八八四年七月二日判決が民法典一一二一条の適用を受ける他人のためにする生命保険契約について、「生命保険契約は、要約者に対し、固有の利益を与えていないし、この利益を処分する権利をも与えていない」と判示し、保険契約者は受取人変更権を有しないと解する点である。本件判決は、上述のように、保険契約者は、保険金受取人の承諾がなされる以前は、保険契約修正書によって受取人を変更することが可能であると判示し、一八八四年判決を変更した。

ところで、民法典一六九〇条および二〇七五条によれば、指名債権の譲渡および質入の対抗要件は、債務者に対してなされる移転の通知または債務者による公正証書での承諾であるが、この通知は、執達吏 (*huissier*) が送達証書 (*exploit*) をもって行う通知でなければならないと解されている<sup>(47)</sup>。しかし、本件判決は、保険契約修正書によって受取人を変更する場合には、この手続きは不要である旨を判示した。

(3) 破毀院民事部一八八八年二月六日判決 (D. P. 1888. 1. 193, S. 1888. 1. 127.)

(イ) 事実の概要 訴外Aは、一八八三年一〇月一五日および一七日に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とし、一九〇八年一〇月二二日を満期とする養老保険契約 (保険金合計二万五〇〇〇フラン) を締結した。満期保険金の受取人はもちろんA自身である。死亡保険金の受取人は、Aの妻またはAの権利承継人である。本件契約締結当時、Aには妻がいなかったが、契約締結直後の一八八三年一〇月二二日にAは結婚式を行いYと再婚した。Aが死亡し、Yは死亡保険金の支払いを保険会社に請求した。

Aの債権者であるXは、本件保険金はAの相続財産に属すると主張し、本件保険金の支払いを差し止めた。その根拠

は、本件契約締結時には、Aには妻がいなかったため、本件契約は、不特定でかつ将来の者を保険金受取人とする契約であるから、民法典一一二一条の適用を受けることはできない、それ故、本件保険金はAの相続財産に属すると主張するものである。原審であるアミアン控訴院一八八六年一月二十九日判決は、第一審判決を維持し、Xを敗訴させた。その理由は、①Aの権利承継人も保険金受取人であるが、これはAに妻がない場合の補充的な指定であるから、本件契約は、不特定でかつ将来の者を受取人とする契約と解することはできない、②AはYとの結婚式の直前に本件契約を締結しているから、Aの妻とは、Aの意思によればYを意味することは明らかである、と解するものであった。Xが上告した。

(ロ) 上告理由 本件契約は、Aの妻またはAの権利承継人を保険金受取人に指定し、また、本件約款一七条によれば、裏書による保険金受取人の変更が可能であるが、原審判決は、この保険金を被保険者の相続財産に帰属しないと解するから、民法典一一二一条の解釈に誤りがある。

(イ) 判旨 上告棄却。「原審判決は、確定した事実に基づき、Aの妻のためになされた本件契約は、Aが満期前に死亡することを停止条件として約定されたものと判示するが、この判決は正当である。そして、この条件が成就したものであるから、Aの妻は、本件契約の最初からの受益者 (*bénéficiaire ab initio*) であると解すべきである。したがって、Aの債権者は本件保険金を自己に支払うよう主張するが、この主張は当をえたものとはいえない。／上告人は、本件約款第一七条によれば、要約者は適法な裏書を行うことにより保険証券の所有権を譲渡する権利を有し、したがって、本件保険金は上告人の債務者の財産に属すると主張する。／たしかに、この主張は、Aは保険金を生存中に処分する権利を留保していないと解する原審判決と明らかに対立するものである。／しかし、上告人の主張を根拠づける本件約款第一七条〔に關する証拠〕は、破毀院に提出されていない。したがって、原審が採用する解釈が契約を変性するものであ

るか否かを確認することができない」。

(二) 判決の意義…保険金請求権の直接取得性 本件判決は、養老保険に関する事案である。周知のように、養老保険は、生存保険と死亡保険とが混合するものであり、前者の保険金受取人は保険契約者自身である。したがって、養老保険契約では、保険金請求権は保険契約者に一旦帰属し、被保険者が満期に生存しているときは、保険契約者自身が保険金を取得し、他方、満期前に被保険者が死亡したときは、保険契約者がその保険金請求権を保険金受取人に譲渡すると解することが可能である。<sup>(48)</sup> この解釈によれば、保険金受取人は保険契約者から保険金請求権を承継取得するのであるから、本件についていえば、相続債権者であるXが保険金を取得すると解する余地がある。

しかし、本件判決は、被保険者が満期前に死亡するという停止条件が成就したときは、「Aの妻は、本件契約の最初からの受益者である」と判示することにより、本件のような養老保険の場合についても、保険金受取人は、保険契約締結時から保険金請求権を直接取得していることを明らかにした。

(4) 破毀院民事部一八八八年二月八日判決 (D. P. 1888. 1. 199, S. 1888. 1. 129.)

(イ) 事実の概要 訴外Aは、一八七七年一月八日および一〇日、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする終身払込終身保険契約（保険金合計三万フラン）を締結した。同契約によれば、保険金は、Aの子であるX1ら三人に、また、Aが死亡する前に子が死亡したときはその子および相続人に支払うとするものであった。ところで、Aは、Yと再婚し、夫婦財産契約により自己の財産をYに贈与し、その後Aが死亡した。A死亡前に、Aの子のうち一人が死亡したので、実際の保険金受取人は、Aの生存する子二人と死亡した子の息子一人（一八七八年一月一日生まれ）の合計三人である。X1らは、A死亡後に承諾（受益）の意思を表示した。

X1らは、本件保険金は受取人であるX1らが取得しAの相続財産には帰属しないと主張し、本件訴訟を提起した。第一

審は、X1らの主張を認めず、X1らは敗訴した。原審であるドゥエ控訴院一八八六年六月一二日判決は、第一審判決を取り消し、X1らを勝訴させた。その理由は、本件契約は、Aの子三人が記名式で指定され、かつ、Aの子がA死亡前に死亡している場合については、補充的に (surrogatoirement) 指定するものであるから、特定されている受取人のための約定と解することが可能であり、したがって、民法典一一二一条の適用を受ける、と解するものである。Yが上告した。

(ロ) 上告理由 ①本件契約は、不特定の受取人のための契約と解すべきであるから、原審判決は、民法典一一二一条に違反し、同一一一二一条および一一七九条の適用に誤りがある。②原審判決は、受取人は、受益の意思表示を要約者の死亡後に行うことができると解するが、これは、民法典一一二一条に違反し、同一一一七九条の適用に誤りがある。③本件保険金は、Aがその相続財産から間接的に行った無償譲与であり、それ故に、処分可能分と遺留分とを算定する場合には、その譲与を相続財産を構成する財産とみなして算定すべきであるが、原審判決は、民法典八四三条以下(持戻)の規定の適用を拒絶した。

(イ) 判旨 原審判決一部破毀、アミアン控訴院へ移送。上告理由の①について、原審が認定した事実に基づき、本件契約は、特定の受取人のための契約と解し、次のように判示する。「たしかに、訴外P〔Aの子の一人〕は、被保険者の死亡前に死亡している。しかし、この事情はあまり重要でない。したがって、保険金受取人が受取人たる能力を有するか否かの判断は、被保険者の死亡時でなく、当該契約の締結時に遡って、それを行わなければならない。保険金受取人は、保険契約締結時に保険会社に対する債権を取得する。保険契約者がこの権利を撤回することが可能な場合でも、保険金受取人の保険会社に対する債権は、「保険契約者が」撤回権を行使しない限り存続する。被保険者の死亡後に限り「保険金の」支払いを請求することができるという約定は、保険事故時に受取人が生存することを条件とするものではない。また、その約定は、「保険金」債権の存続を停止させるものでもない。それ故、「A死亡前に死亡した」訴外P

は、Pの子が正当に代襲する (valablement représenté) ことによって、被保険者の死亡時に存在している。したがって、X1らは、保険金に対して直接かつ固有の権利を有する」。

上告理由の②について。「第三者のためにする契約は、これに条件が付されていない (purement et simplement) ときは、第三者のために発生した権利を、即時にその第三者に付与するものである。たしかに、要約者はこの権利を撤回することができる。しかし、第三者が承諾の意思表示をした時から、要約者はそれを撤回することができない。民法典一一二一条には、これ以外の有効要件は定められていない。それ故に、生前贈与は、贈与者の生存中にこれを受諾することを要すると定める民法典九三二条の規定、および、契約の申込と承諾を規律する契約の成立に関する一般原則をこの場合に適用すべき理由はない。したがって、一一二一条に定める承諾の意思表示は、要約者が「指定を」撤回しない限り、要約者の死亡後もこれを行うことができる」。

上告理由の③について。「本件保険契約には、二つの約定が含まれている。その一つは主たる約定で、「保険契約者が」支払期間が不確定な年払保険料を支払い、被保険者が死亡した場合には保険者が保険金三万フランを支払うとするものである。他の一つは付随的な約定で、保険金三万フランを、その約定において氏名をもって指定する被保険者の三人の子供に支払うとするものである。後者の約定がなされるときは、保険金は相続財産における積極財産となり、それに応じて相続財産は増加する。この債権が相続財産から除外されたのは、三人の子を保険金受取人に指定した保険契約者である父の意思によるものであり、支払期間が不確定である保険料の支払いはもっぱら父が負担したのである。／…… (中略) …… 保険金受取人は、保険契約者から保険金債権を付与されることによってこれを取得したのであるが、それは無償で取得したものである。民法典一一二一条の規定にしたがって、保険金受取人のためになされた約定は、実際には無償譲与に相当する。したがって、共同相続人間の遺産分割の平等を確保する場合、および、遺留分権利

者、受遺者および受贈者について処分可能分と遺留分とを算定する場合には、持戻に関する規定が適用される」。

(二) 判決の意義 (i) 緒言 本件判決は、保険金受取人の権利の性質を集大成する重要な判決と解することができ、以下に考察するように、本件判決は、保険金受取人の権利に関するほとんどすべての論点について、解釈を示しているからである。

(ii) 保険金請求権の直接取得性 本件判決は、「第三者のためにする契約は、……(中略)……第三者のために発生した権利を、即時にその第三者に付与するものである」と判示し、保険金受取人が保険金請求権を直接取得することを改めて明らかにする。

しかし、本件判決は、保険金への持戻の適用については申込説的に解釈する。すなわち、本件判決は、第三者のためにする契約を主たる約定と付随的な約定とに分解し、前者は保険契約者と保険者との間の生命保険契約、後者は保険契約者と保険金受取人との間の保険金請求権を付与する約定と解する。この解釈は Laurent の申込説と同趣旨である(本稿八一頁)。そして、本件判決は、後者について、「民法典一一二一条の規定にしたがって、保険金受取人のためになされた約定は、実際には無償譲与に相当する」と判示し、それゆえ、本件保険金には持戻に関する規定が適用されると解する。しかし、保険金に持戻に関する規定を適用する解釈については、保険金請求権の直接取得性を認めていることと矛盾するといった批判がなされている。<sup>(49)</sup> また、保険契約者が受取人に贈与した目的物は、保険金ではなく保険契約者が支払った保険料ではないかという疑問がある。

(iii) 保険金請求権発生の時期 本件判決は、「保険金受取人は、契約締結時に保険会社に対する債権を取得する」と判示し、保険金請求権は、保険契約締結時に発生することを明らかにした。

(iv) 保険金請求権取得の時期 本件以前の判決によれば、保険金受取人の保険金請求権取得の時期は必ずしも明らか

かでなかったが、本件判決は、「保険金受取人は、保険契約締結時に保険会社に対する債権を取得する」と判示し、保険金受取人は、保険契約締結時に保険金請求権を取得すると解した。そして、その当然の帰結として、「保険金受取人が受取人たる能力を有するか否かを評価するには、被保険者の死亡時でなく、当該契約の締結時に遡って、それを判断しなければならぬ」と判示する。本件では、保険金受取人の一人が保険事故前に死亡しているから、この解釈は、本件当事者にとっては特に重要なものである。

(v) 受取人の承諾の意義 申込説は、第三者の承諾は要約者の申込に対する意思表示と位置づけ、①第三者は申込の効力が消滅する以前に承諾をしなければならぬとし、また、②その承諾（要約者と受益者との合意）によって、受益者は、諾約者に対する権利を取得する（権利取得の要件）と解している。

本件判決は、①について「契約の申込と承諾を規律する契約の成立に関する一般原則をこの場合に適用すべき理由はない。したがって、一一二一条に定める承諾の意思表示は、要約者が「指定を」撤回しない限り、要約者の死亡後もこれを行うことができる」と判示し、申込説を否定している。<sup>(50)</sup> また、②については、「第三者のためにする契約は、……（中略）……第三者のために発生した権利を、即時にその第三者に付与するものである。たしかに、この権利は、要約者がこれを撤回することができる。しかし、要約者は、第三者が承諾の意思表示をした時からそれを撤回することができない」と判示し、保険金受取人は、受取人自身の承諾（受益）の意思表示の有無にかかわらず保険金請求権を取得すること、そして、受取人の承諾は、保険契約者の指定撤回権を消滅させる事由であることを明らかにした。

(vi) 保険金受取人指定の効力の存続 本件判決は、「被保険者の死亡後に限り「保険金の」支払いを請求することができるという約定は、保険事故時に受取人が生存することを条件とするものではない」と判示し、保険金受取人が保険事故前に死亡した場合でも、指定の効力は存続することを明らかにした。本件では、保険金受取人の一人が保険事故

前に死亡しているから、その権利は消滅しないと解釈は、受取人にとっては最も重要なものである。

(5) 破毀院民事部一八八八年二月二二日判決 (D. P. 1888. 1. 198, S. 1888. 1. 130.)

(イ) 事実の概要 原審であるブザンソン控訴院一八八七年三月二日判決 (D. P. 1888. 2. 1.) によれば、事実の概要は次の通りである。商人である訴外Aは、一八八五年六月一二日、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする生命保険契約(死亡保険金一万フラン)を締結した。同契約によれば、死亡保険金は、Aの妻、A死亡時にAに妻がなるときはAの子、またはA死亡時にAに妻および子がなるときはAの相続人に支払う旨が約定されていた。Aは一八八六年三月二一日に死亡したが、同年七月一日に判決によってAの破産が宣告された。

Aの妻であるYが訴外B保険会社に死亡保険金の支払いを請求したところ、Aの破産管財人であるXが、同保険金の支払いに異議を申立て、本件訴訟を提起した。Xは、Aが破産宣告を受けた場合には、商法典五五九条、五六四条などの適用を受け、本件保険金は破産財団を構成すると主張する。原審判決はXの主張を斥けたが、その理由は次の通りである。商法典五六四条は、夫が妻に無償贈与を行った場合に適用する規定であるが、本件保険契約は夫の死亡により妻が被るおそれのある損害を填補するための契約であるから、本件保険金には同条を適用することはできない。また、同法典五五九条については、本件保険契約は婚姻中の妻の名においてなされた財産取得契約ではないから、同様に同条を適用することはできない。ただし、判決は、夫の支払う保険料の額が夫の収入で賄うことができないう程度に多額である場合には、その保険料は、これを夫から妻になされた無償贈与と解することができる。Xが上告した。

(ロ) 上告理由 ①本件契約の保険金受取人指定方法は、死亡保険金を特定されている第三者に与えたものと解することができないが、原審判決は、民法典一一二一条の解釈を誤り、本件保険金は受取人であるAの妻Yが取得すると判示する。②Aは破産宣告を受けた商人であるから、Aの妻が本件保険金を取得することは商法典五五九条および五六四



条に反するが、原審判決は同条の解釈に誤りがある。

〔参照条文〕 商法典五五九条 「婚姻契約によりてなされたる財産制のいかんを問わず、前条に定むる場合を除き、破産者の妻の取得した財産はその夫に属し、夫の金銭をもってこれを支払い、夫の財団に復帰すべきものと法律上推定する。ただし、妻が反対の証明をなすことを妨げない。<sup>(51)</sup>」

五六四条 「結婚式の当時夫が商人であるとき、またはその当時商人以外の一定の職業を有せずかつ結婚式後一年以内に商人となったときは、妻は、夫婦財産契約によって得た利益について、破産手続きにおいてなんらの権利をも行使することができない。この場合においては、債権者も、夫婦財産契約において妻が夫になした利益を主張することができない。」

(イ) 判旨 上告棄却。上告理由の①について。「原審の認定した事実によれば、〔A死亡時にAに妻がいるので〕保険の利益を取得する者を補充的に調査する必要がない。したがって、本件契約の受取人指定の方法は、受取人を特定するに充分なものである」。

上告理由の②について。「上告理由が援用する商法典五五九条および五六四条の目的は、債権者の担保を保全し、かつ破産者の財産から逸出した財産を取り戻すことにある。／これらの規定は、破産者の妻に「保険金が」直接帰属する生命保険には適用しない。その保険金は保険契約者の財産を構成するものでないからである。／このように保険契約者がその妻に保険の利益を与えたときは、その利益は、保険契約者の債権者にもまた保険契約者自身にも帰属しない。ただし、保険契約者が自己の財産から支払った保険料の返還を請求する権利は、事情によっては (suivant les circonstances) の限りでない」。

(ニ) 判決の意義…保険金請求権の直接取得性

本件は、破産者の妻が取得した保険金が否認権の対象となるか否か

フランス法における保険金受取人の法理(1)

に関する事案である。本件判決は、「これらの規定は、破産者の妻に「保険金が」直接帰属する生命保険には適用しない」と判示し、商法典五五九条および五六四条の適用を受けないことを明らかにした。ただし、破産者が支払った保険料については、事情によっては、否認権の対象となると解している。

(6) 破産院民事部一八八八年三月二七日判決 (D. P. 1888. 1. 198, S. 1888. 1. 130.)

(イ) 事実の概要 商人である訴外Aは、一八八〇年一月に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする終身払込終身保険契約（死亡保険金二万フラン）を締結した。ところで、Aは、銀行家Yから貸付を受けていたので、本件死亡保険金をその債務の弁済に充てようとし、Yを保険金受取人に指定した。ただし、Yが取得することのできる保険金の額は、A死亡時にAがYに負っている債務の額と同額とし、保険金額が債務額を超えるときは、その超過する部分は、Aの妻、A死亡時にAに妻がいないときはAの子に支払う旨が約定された。

Aは一八八一年九月一六日に破産宣告を受け、破産手続きの開始は一八七九年六月三〇日に遡ることとなった（ただし、この理由は判決文には明らかでない）。したがって、本件保険契約が締結されたのは、破産手続き開始後である。Aは、破産宣告を受けた後に死亡した。A死亡時のAのYに対する債務は、二万三〇〇〇フランであったので、Yは、訴外B保険会社に死亡保険金二万フランの支払いを請求した。Aの破産管財人であるXが、同保険金は破産財団の一部を構成するものであると主張して保険金の支払いに異議を申立てた。原審であるポルドー控訴院一八八五年五月二一日判決は、民法典一一二一条を根拠として、本件保険金はYに帰属し、Xが主張する商法典四四六条および四四七条の適用については、本件保険金は破産者の財産に帰属するものでないから、同条を適用することはできない、と判示した。Xが上告した。

(ロ) 上告理由 本件保険金は、商法典四四六条および四四七条の適用を受けるものであるから、原審判決は同条の

解釈に誤りがある。

〔参照条文〕 商法典四四六条 「裁判所が確定した支払停止の時以後またはその前一〇日以内に、債務者が次に掲げる行為を行った場合には、その行為は、財団に対する関係においてはこれを無効とする。

一（省略）

二現金、譲渡、売却、相殺その他の方法をもって、弁済期の到来しない債務を弁済する行為、または現金または商業証券以外の方法をもって、弁済期の到来した債務を弁済する行為。

三（省略）

商法典四四七条 「支払停止の時から破産宣告判決の時までに、債務者が前条に定める方法以外の方法をもって弁済期の到来した債務を弁済した場合または前条に定める行為以外の行為を有償名義で行った場合において、その弁済を受領した者またはその行為の相手方が支払停止を知っていたときは、それらの弁済または行為は、これを無効とすることができる。」

(イ) 判旨 上告棄却。「商法典四四六条および四四七条は、破産債権者に担保となる財産を保障し、破産者から財産が逸出することによって破産債権者が損害を被ることを防止し、破産債権者の一人が他の債権者の負担において利益を享受することを禁止することを、その目的とするものである。したがって、これらの規定は、破産者に帰属する財産に限り適用することができる。……（中略）……本件保険は、保険会社に対する債権がYに直接かつ即時に帰属する効果をもつものである。この債権は、一瞬たりともAの財産に属せず、そして、この利益については、Aの債権者がそれを請求することはできない。これらの条項がYに金銭的利益を与える場合には、その利益は、Yが破産債権者の利益を害して取得するものではない。ただし、本件においては主張されていないが、訴外Aが支払った保険料については、破

産債権者はYにその返還を請求することができる。」

(二) 判決の意義…保険金請求権の直接取得性 本件は、破産宣告後に締結した生命保険契約に基づく保険金が商法典四四六条および四四七条の適用を受け、否認権の対象となるか否かに関する事案である。本件判決は、「本件保険は、保険会社に対する債権がYに直接かつ即時に帰属する効果をもつものである」と判示し、同条の適用を受けないことを明らかにした。ただし、破産者が支払った保険料については、否認権の対象となると解している。

(7) 破毀院民事部一八八八年八月七日判決 (D. P. 1889. 1. 118, S. 1889. 1. 97.)

(イ) 事実の概要 商人である訴外Aは、一八六五年八月二四日および二六日に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする生命保険契約（死亡保険金合計五万フラン）を締結した。同契約によれば、死亡保険金はAの相続人または権利承継人に支払う旨が約定されていた。Aは、契約締結後、一八七六年九月一二日、保険契約修正書を作成することに、Aの妻（X）を保険金受取人に指定した（ただし、XがA死亡前に死亡したときは、Aの相続人または権利承継人を保険金受取人とする）。その後、Aは、破産宣告を受け、その手続中に死亡した。

Xは、B保険会社に対し本件保険金の支払いを請求し、そして、Aの破産管財人であるYに対し本件保険金は自己が取得したと主張し、本件訴訟を提起した。原審であるドゥエ控訴院一八八六年六月九日判決は、一八七六年九月一二日に保険契約修正書を作成することによって保険金受取人をXに指定した行為は贈与であると解釈し、それ故に受贈者の承諾および贈与者の贈与物の処分権については、贈与に関する規定が適用されるが、本件では、Aは死亡前に破産宣告を受けかつXの承諾はA死亡後であるから、右贈与は効力を生ぜず、本件保険金はAの相続財産に属する、と判示する。Xが上告した。

(ロ) 上告理由 原審判決は、本件保険金は破産者の財産に帰属すると判示するが、これは、民法典一一二一条など

に違反し、商法典五六四条の解釈に誤りがある。

(ハ) 判旨 原審判決破毀、アミアン控訴院へ移送。「第三者のためにする契約が留保条件を付けずに (sans aucune réserve) か、第三者のために直接約定されたときは、その効果は保険金受取人が債権を直ちに取得するものである。ただし、これには解除条件が付されており、保険金受取人が被保険者の死亡前に死亡した場合にはその効果は消滅する。しかし、指定を受けた第三者は被保険者の死亡という事実のみによって保険金受取人となり、その承諾は被保険者の死亡後でもこれを行うことができる。／その上、保険金受取人の指定が保険契約修正書によってなされたということは、あまり重要なことではない。したがって、Aは、当初の契約においてAの相続人または権利承継人を保険金受取人に指定することにより、後日他の者を受取人に指定する権利を黙示的ではあるが当然に留保していた。／それ故に、Aは保険会社に対する債権を自ら有することはなく、この債権は、最初から常にA夫人に帰属していたとみなされる。／商法典五六四条の目的は、五五九条と同様に、債権者の担保を保全し、かつ破産債権者の利益に反して破産者の財産から逸出した財産を取り戻すことにある。この規定は、破産者の妻のために直接約定された保険契約には、適用しない。ただし、要約者が自己の財産から支払った保険料の返還を請求する権利は、事情によってはこの限りでない」。

(ニ) 判決の意義 (i) 保険金請求権の直接取得性 本件は、契約締結時に被保険者の相続人または権利承継人を保険金受取人に指定し、その後保険契約修正書を作成することにより、被保険者の妻を保険金受取人に指定した事案である。本件では、契約締結時に被保険者の相続人または権利承継人が受取人に指定されているが、破毀院一八七三年一月一五日判決によれば、この場合の受取人は特定されていないと解され、それ故に、保険金請求権は、保険契約者兼被保険者であるAの財産に帰属することになる(本稿九六頁)。したがって、本件契約締結後、Aが保険契約修正書を作成し受取人をAの妻に変更することは、自己に帰属する保険金請求権を妻に与えるものと解することが可能である。そ

うだとすると、この保険金請求権は、破産者であるAの財産から逸出したものであり、それゆえ、それは、商法典五六四条の適用を受け否認権の対象となると解することができる。

しかし、本件判決はこの解釈を否定した。すなわち、「第三者のためにする契約が留保条件を付けずにかつ第三者のために直接約定されたときは、その効果は保険金受取人が債権を直ちに取得するものである。……(中略)……Aは保険会社に対する債権を自ら有することはなく、この債権は、最初から常にA夫人に帰属していたとみなされる」と判示する。ただし、「要約者が自己の財産から支払った保険料の返還を請求する権利は、事情によってはこの限りでない」と判示し、保険料については、否認権の対象となる可能性があることを指摘する。

(ii) 新受取人の保険金請求権取得の時期 保険契約修正書を作成し受取人を変更した場合に、新受取人は、いつ保険金請求権を取得するか、すなわち、その変更がなされた時に保険金請求権を取得するか、または保険契約締結時に遡ってそれを取得すると解するかが問題である。本件判決は、この問題について、「Aは保険会社に対する債権を自ら有することはなく、この債権は、最初から常にA夫人に帰属していたとみなされる」と判示し、新受取人は保険契約締結時に遡ってそれを取得することを明らかにした。

(8) 破毀院審理部一八九一年六月二二日判決 (D. P. 1892. 1. 205, S. 1892. 1. 177.)

(i) 事実の概要 訴外Aは、一八七八年十一月二七日に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする生命保険契約(死亡保険金合計四万一二〇〇フラン)を締結した。同契約によれば、死亡保険金はAの子に支払う旨が約定されていた。また、Aは、一八七九年九月二七日に、訴外C保険会社との間で、A自身を被保険者とする生命保険契約(死亡保険金合計六二〇〇フラン)を締結した。同契約によれば、死亡保険金はAの娘であるYらに支払う旨が約定されていた(Yらは氏名をもって指定されていた)。Aは、カレー市登録税収納官 (receveur de l'enregistrement) であ

ったが、彼の死後、登録税収納状況を検査したところ、約一一万三〇〇〇フランの不足があることが判明した。そこで、国庫（X）は、Yらにその賠償を請求し、本件保険金の支払いを差し止めた。

Xが本件保険金の支払いを差し止める根拠は、AがB保険会社との間で締結した本件保険契約の一二条および一三条、ならびにC保険会社との間の保険契約一三条には、①保険証券の裏書により保険金請求権を譲渡する権利、②契約締結後三年目以降に契約を解約し解約返戻金の払戻を受ける権利および③保険証券に基づく契約者貸付権が規定されているから、これらの契約に基づく保険金は、相続財産に帰属するというものである。なお、これらの規定は、保険証券に活字で印刷されている。

原審であるドゥエ控訴院一八九〇年八月一四日判決は、民法典一一二一条によれば、保険金受取人の承諾前には、保険契約者は、受取人の指定を撤回することが可能であるから、本件契約の一二条および一三条等は、民法典一一二一条に抵触するものでない、それゆえ、本件保険金は、Aの相続財産に帰属せず、Yらがそれを直接取得すると判示した。Xが上告した。

(ロ) 上告理由 Xの上告理由は、右の保険金支払い差止の根拠と同趣旨で、原審判決は、民法典一一二一条および一一二二条に違反するというものである。

(イ) 判旨 上告棄却。判決は、①Aが、右の三つの権利のうち、契約者貸付権のみを行使し、保険料相当額の貸付を受け、これを保険料として払込み、失効するおそれのあった本件契約を存続させたこと、および②保険証券の裏書による保険金請求権の譲渡および本件契約の解約は行っていないから、民法典一一二一条にしたがってA自身が行った受取人の指定の効力は消滅していないことを指摘した後に、次のように判示する。

「これらの条項は、契約後の事情変更に対処するためのものであるが、大多数の生命保険契約において規定されてお

り、それは、当然に保険金を被相続人の財産に帰属させるものでない。また、それらの条項は、第三者のためにする契約となら矛盾するものでもない。／事実、これらの条項が規定されていない場合でも、受益者が承諾をしその約定が撤回不能にならない限り、要約者は、その無償譲与を失効させまたはこれを制限し、当初の受取人の代わりに他の者を受取人に指定することが可能である。同様に、受取人に独占的な利益を与えるために約定する契約においても、保険契約者は、民法典一一二一条に基づき、契約締結後受取人を指定する権利を黙示的ではあるが当然に留保している。

(二) 判決の意義…保険金請求権の直接取得性 本件は、保険約款に、①保険証券の裏書により保険金請求権を譲渡する権利、②契約締結後三年目以降に契約を解約し解約返戻金の払戻しを受ける権利および③保険証券に基づく契約者貸付権が規定されている事案である。破毀院一八七三年一月二五日判決によれば、保険証券の裏書により保険金請求権を譲渡することが可能な場合には、その保険契約は民法典一一二二条の適用を受け、それに基づく保険金は、保険契約者の財産に帰属する(本稿九六頁)。また、解約返戻金の払戻および契約者貸付を受けることが可能である場合には、保険契約者は保険契約による利益を留保しているとの解釈が成り立つ<sup>(52)</sup>。そうだとすると、申込説の主張と同様に、保険金請求権は、保険契約者に一旦帰属し、保険契約者がこれを保険金受取人に譲渡すると解される。

しかし、本件判決は、「これらの条項は、契約後の事情変更に対処するためのものであるが、大多数の生命保険契約において規定されており、それは、当然に保険金を被相続人の財産に帰属させるものでない。また、それらの条項は、第三者のためにする契約となら矛盾するものでもない」と判示し、保険証券の裏書による保険金請求権の譲渡などが規定されている場合でも、保険金受取人は保険金請求権を直接取得することを明らかにした。したがって、本件判決は、破毀院一八七三年判決を変更するものである。

#### 第四期 一八九六年以降…直接取得性展開期



(一) 緒言 第三期の八件の破毀院判決は、いずれも、保険金受取人の保険金請求権の直接取得性を承認するものであった。しかし、その中の一つである、一八八八年二月八日判決は、保険金受取人が取得した保険金に持戻の規定を適用するものであり、それゆえ、その限度において、受取人の権利の直接取得性を否定していると解される。持戻および遺留分減殺に関する規定の適用を除外し受取人の権利の直接取得性および固有権性を貫徹することが第四期の課題である。

(二) 裁判例の考察

(1) 破毀院民事部一八九六年六月二十九日判決 (D. P. 1897. 1. 73, S. 1896. 1. 361.)

(イ) 事実の概要 商人である訴外Aは、一八八四年一月一日および一八八七年二月二四日に、訴外B保険会社との間で、A自身を被保険者とする二件の生命保険契約(死亡保険金合計二万フラン)を締結した。それらの契約によれば、死亡保険金はAの妻(Y)に支払われるものであった。Aは、一八八五年六月一日、公証人証書をもって自己の相続財産を構成する動産および不動産の用益権をAの妻(Y)に包括的に贈与した。他方、Aの母(X1)および妹(X2)は、Aの相続人として、これらの財産の虚有権を有する。Aは一八九〇年一月二六日に死亡した。X1らは、本件保険金はAの相続財産に属すると主張し、本件訴訟を提起した。

原審であるパリ控訴院一八九四年五月三〇日判決は、①Yは、固有の権利として保険金請求権を直接かつ即時に取得したから、本件保険金はAの相続財産に属するものでない、それゆえ、遺留分を算定する場合にはこの保険金は含まれない、および②Aが支払った本件保険料は、A・Y間の契約または準契約(事務管理)に基づくものではないから、Yは、本件保険料相当額をAに償還する債務を負担しない、と判示した。X1らが上告した。

(ロ) 上告理由 ①民法典一一二一条の規定にしたがって、保険金受取人のためになされた約定は、実際には無償讓

与に相当するから、遺留分減殺に関する規定を適用すべきである。したがって、原審判決は、同法典九一五条および九二〇条などに違反する。②原審判決は、Aが保険会社に支払った本件保険料はYに対する贈与であるか否かを審理することなしに、保険料相当額の相続財産への持戻を否定したが、これは、民法典一一二一条および一三七五条（事務管理を受けた本人の償還義務）などに違反する。

(イ) 判旨 上告棄却。上告理由①について。「生命保険契約において、要約者が毎年約定の保険料を支払い、要約者死亡のときは諾約者が約定の金額を特に指定された者に対し支払うことを条件を付けずに (purement et simplement) 約定し、かつ、保険料の支払いが適法になされ保険契約が存続しているときは、その生命保険契約の効果は、一方において、要約者死亡時に、諾約者に対して、指定された第三者の手に保険金を支払う義務を負担させ、他方において、それと同時に第三者である受益者のために諾約者に対する権利を発生させるものである。／この権利は、受益者固有のものでありその個性に基づくものである。それ故に、その権利は「要約者の」相続財産を構成しない。／すなわち、この保険金は、要約者の死亡という事実によって発生しその存続を開始するものであるから、要約者が生存する間は、それは要約者の財産に属するものではない。生命保険契約は、要約者に対し、固有の利益を与えていないし、また、この利益を処分する権利をも与えていない。要約者は、要約者以外の者が保険料を支払わない場合には、保険料の支払いを停止することによって保険契約の効果を消滅させ、または第三者である受益者が受益の意思表示を行わない限り当該約定を撤回する権利を有するにすぎない。／このように約定された保険金は、要約者の財産に含まれず相続財産を構成しないから、遺留分の算定にこれを含めることはできない」。

上告理由②について。「Aが保険料として支払った金額をAの相続財産へ持戻す義務をYに負担させるためには、Yが共同相続人であることをXが主張可能なことが前提である。しかし、Yは共同相続人ではない。他方、原審判決は、

〔本件保険料の支払いについて、A・Y間には〕契約または準契約関係が存在しないから、Yは、夫の相続財産の債務者でない」と判示するが、これは正当である。

(二) 判決の意義 (i) 保険金請求権の固有権性 本件判決は、保険金に対する遺留分減殺の規定の適用を除外する最初の破毀院判決である。すなわち、「この権利〔保険金請求権〕は、受益者固有のものでありその個性に基づくものである。それ故に、その権利は〔要約者の〕相続財産を構成しない。……(中略)……このように約定された保険金は、要約者の財産に含まれず、相続財産を構成しないから、遺留分の算定にこれを含めることはできない」と判示する。つまり、本件判決は、保険金受取人が取得した保険金請求権は受取人固有のものであるから、相続法の適用を受けないと解するのである。

(ii) 保険金請求権発生の時期 ところで、本件判決は、保険金請求権は、保険事故発生時に発生すると解するが、この解釈は、破毀院一八八四年七月二日判決と同様であり、しかも判決の文言自体が同一である(本稿一〇二頁)。一八八四年判決については、抽象的保険金請求権は契約締結時に発生しているのであるから、同判決の保険契約に関する理解は不正確であるとの批判がなされているが、本件判決についても同様の批判が可能であると思われる。

(2) 破毀院民事部一九〇八年八月四日判決(D. P. 1909. 1. 185, S. 1909. 1. 5.)

(イ) 事実の概要 訴外Aは、A自身を被保険者とする生命保険契約(死亡保険金合計三万フラン)を締結していたが、妻および四人の子を残して、一九〇〇年七月二〇日に死亡した。保険契約修正書によって、妻(Y1)および子の内の一(人)(Y2)が本件保険金の受取人に指定されていた。Y2以外の子(Xら)は、Aの遺産分割を実行する前提として、Y1およびY2に対して、Aが支払った本件保険料総額三万五七六二フラン余を相続財産に持ち戻すよう請求した。

第一審アンジェ民事裁判所一九〇二年四月二八日判決および原審アンジェ控訴院一九〇三年六月一七日判決は、Aが

支払った保険料は、受取人に対する無償譲与となり、持戻の適用を受けると判示し、Y1らに保険料総額三万五七六二フラン余の持戻を命じた。Y1らが上告した。

(ロ) 上告理由 原審判決は、Y1らが取得した保険金の額を超過する金額を持ち戻すよう判示するが、これは民法典八四三条以下および一一二一条に違反する。

(イ) 判旨 原審判決一部破毀、レンヌ控訴院へ移送。「特定されている第三者のために約定された生命保険契約においては、保険金は要約者の財産に全然帰属しないから、それは、要約者の相続財産への持戻の適用を受けない。しかし、要約者が保険会社に支払った保険料については、事情が異なる。保険料の払込みが保険証券において指定する保険金受取人に保険金を取得させる目的でなされたときは、その払込みは、事情に応じ受取人のための無償譲与となり、これは持戻の適用を受ける。ただし、この場合には、持戻は、受贈者が得た利益の額を超えることができない」。そして、持戻すべき保険料の額に限り、原審判決を破毀した。

(二) 判決の意義 (i) 保険金請求権の直接取得性 本件判決は、保険金への持戻の適用の可否に関する最初の破毀院判決である。<sup>(53)</sup> 本件判決は、保険金への持戻の適用について、傍論としてではあるが、「保険金は要約者の財産に全然帰属しないから、それは、要約者の相続財産への持戻の適用を受けない」と判示する。このように解する根拠は、判決文から明らかかなように、保険金受取人が保険金請求権を直接取得することにある。

(ii) 保険料への持戻の適用 本件の主たる争点は、被相続人が支払った保険料総額が保険金額を超過する場合には、その全額について持戻の適用があるか否かである。本件判決は、他人のためにする生命保険契約の保険料の「払込みは、事情に応じ受取人のための無償譲与となり、これは持戻の適用を受ける。ただし、この場合には、持戻は、受贈者が得た利益の額を超えることができない」と判示する。第三者のためにする契約において、第三者が無償で利益を受けると

きは、その第三者のためにする契約は間接贈与と解されるから、本件判決は、本件保険料の払込みを受取人に対する無償譲与と解し、持戻を適用した（ただし、持ち戻す範囲は受取人が取得した保険金を限度とする）ものと思われる。

ところで、破毀院一八九六年六月二十九日判決は、被相続人（保険契約者）が支払った保険料について、持戻の適用を否定しているから（本稿一二六頁）、同判決と本件判決との関係を考察する。その前提として、生存配偶者の相続権に関する民法典の規定の沿革を調べてみると、民法典制定当初においては、生存配偶者は相続権を有しないに等しく、その七六七条は、「死者に、相続しうべき親等の血族なく、また私生子もないときは、相続財産は生存する離婚しなかつた配偶者に帰属する」と規定する<sup>(54)</sup>。つまり、この規定によれば、被相続人に相続しうべき血族である直系・傍系・二親等までの血族または私生子がある場合には、生存配偶者は相続権を有しないのである。その後、生存配偶者の相続権を拡張すべきであるとの主張が世論の大勢を占めるようになり、一八九一年三月九日の法律は、民法典七六七条を改正し生存配偶者に用益権の相続を認めた。改正後の七六七条によれば、生存配偶者は、いかなる順位の相続人がある場合でも、それらの相続人と競合してそれぞれの割合の用益権を取得することが可能となった<sup>(55)</sup>。

では、一八九六年判決と本件判決との関係はどのように解釈すべきであろうか。一八九六年判決の事案では、被相続人（被保険者）の死亡時は、一八九〇年一〇月二六日であるから、一八九一年改正前の民法典七六七条（制定当初の規定）の適用を受ける。それゆえ、Aの妻であるYは法定相続人でないから、同判決は、「A〔被相続人〕が保険料として支払った金額をAの相続財産へ持戻す義務をY〔Aの妻〕に負担させるためには、Yが共同相続人であることをX〔Aの母〕が主張可能なことが前提である。しかし、Yは共同相続人ではない」と判示し、保険料は持戻の対象でないと解するのである。しかし、本件判決の被相続人（被保険者）は、一九〇〇年七月二〇日に死亡したから、一八九一年改正後の新規定の適用を受ける。したがって、Y1、Y2とXらは共同相続人であり、それゆえ、本件保険料に持戻を適用

することが可能になる。つまり、一八九六年判決と本件判決との対立の原因は、生存配偶者の相続権に関する民法典の規定の相違にあると考えられる。

### 三 小括

以下においては、一八七四年から一九〇八年までの破毀院判決を整理し、それらが確立した法理が一九三〇年法にどのような影響を与えたかを考察する。

#### 1 他人のためにする生命保険契約の有効性

他人のためにする生命保険契約が有効であるためには、それが民法典一一二一条に定める「自分自身のためにする約定の条件であるとき」または「自分が他人に対してなす贈与の条件であるとき」という要件を具備する必要がある。しかし、すでに述べたように、他人のためにする生命保険契約がこれらの要件を備えていると解することは困難である（本稿八〇頁）。そこで、裁判所は、他人のためにする生命保険契約の社会的有用性を考慮し、「自分自身のためにする約定の条件であるとき」という要件を柔軟に解釈することによって、他人のためにする生命保険契約の有効性を承認した。初期の裁判例は、保険契約者が保険契約を解約し解約返戻金を取得することが可能であることに着目し、他人のためにする生命保険契約は保険契約者自身のためにする約定であると解した。例えば、エクス控訴院一八七一年五月一六日判決は、保険契約者は、保険証券を売却もしくは譲渡したまたは保険契約を解約することにより、その対価または解約返戻金を取得することが可能であり、また、保険契約者は、契約者配当を受けているから、他人のためにする生命保険契約は、保険契約者自身のためにする約定であり、したがって、同契約は同条に定める有効要件を具備すると判示した（本稿九三頁）。

そして、破毀院は、一八八八年に、「自分自身のためにする約定」とは精神的な利益でたりとする、次の二件の判決を下した。すなわち、破毀院民事部一八八八年一月一六日判決は、要約者自身の利益は、受益者に恩恵を与えることによつて生じる精神的な利益があればたりると判示した（本稿一〇六頁）。また、破毀院審理部一八八八年四月三〇日判決（D. P. 1888. 1. 291, S. 1890. 1. 407.）は、破産者の友人が、破産者に対し、破産手続き終結後残債務があるときは、その債務を保証することを約定した事案において、この約定を第三者のためにする契約と解し、「人は、当該約定に直接かつ即時の利益を有する場合には、その利益がたとえもっぱら精神的なもの（purement moral）であっても、自身のために約定することによつて、同時に第三者のために約定することが可能である」と判示した<sup>(56)</sup>。したがつて、民法典一一二一条に定める有効要件は、これら二件の破毀院判決によつて形骸化したものと解される<sup>(57)</sup>。

## 2 保険金受取人の特定性

(一) 受取人の特定可能性 破毀院民事部一八七三年一月一五日判決は、保険金受取人は特定されていることを要するとする準則を確立した（本稿九六頁）。ただし、今日では、保険金受取人の特定性は、契約の効果が具体的に生じる時にそれを特定することが可能であればたりると解されている。すなわち、破毀院民事部一九二七年一月二八日判決（D. H. 1928. 135.）は、「被保険者の直接の相続人」（*heir direct*）を保険金受取人に指定する事案について、「法律が契約締結後第三者のために約定することを認めるときは、当該第三者は、その効果を受ける条件を具備する時にその個性を特定することが可能であることを要する」と判示する。つまり、同判決は、受取人が指定の効果を受ける時、すなわち受取人が保険金を請求する時に受取人が特定されればたりると解するものと思われ<sup>(58)</sup>。

破毀院一八七三年判決の解釈は、一九三〇年法六三条一項（保険法典一三二—八条一項）に次のように規定された。

六三条「①被保険者が死亡した場合には、保険金または年金は、一人または数人の特定されている保険金受取人に

これを支払うことができる。<sup>(59)</sup>」

そして、破毀院一九二七年判決の解釈は、一九八一年一月七日の法律によって改正された保険法典L一三二―八条二項に、次のように定められた。

保険法典L一三二―八条②氏名を表示せずに一人または数人の受取人に保険契約による利益を与える約定は、保険金または年金の支払時に受取人を特定することが可能なときは、これを特定されている受取人のための約定とみなす。」

(二) 受取人の抽象的指定 保険金受取人が、被保険者の妻、子などと抽象的に指定されている場合に、受取人は特定されていると解されるか否かが問題となる。破毀院は、その解釈は、契約の解釈であるから、事実審の専権的判断に委ねられていると解している。<sup>(60)</sup> すなわち、破毀院審理部一八七五年七月一五日判決(D. P. 1876. 1. 232.)は、保険金受取人が「被保険者の相続人または権利承継人」と指定されている事案について、原審判決がその指定を被保険者の未成年の子を指定する趣旨でないと判断した点に関し、「控訴院は「受取人の指定について」専権的な判断を行った。その判断は、明確かつ明白な(*clair et positif*) 契約条項を変性する(*dénaturer*) 場合に限り、破毀院の審理の対象となる」と判示する。また、破毀院民事部一八八四年七月二日判決も同様に解する(本稿一〇二頁)。

では、受取人が抽象的に指定された場合に、その受取人は特定されていると解されるのだろうか。①保険金受取人を被保険者の妻または子と指定する事案について、事実審裁判所は、受取人が特定されていると解している(例えば、ナシ―控訴院一八八二年二月二五日判決(本稿一〇二頁))。②しかし、指定時にまだ誕生していない子(将来誕生する子)については、裁判例の多数は、特定されていないと解している。<sup>(61)</sup> ③また、被保険者の相続人または権利承継人と指定する事案については、破毀院民事部一八七三年一月一五日判決および破毀院審理部一八七五年七月一五日判決の原



審であるアミアン控訴院一八七三年一月三日判決は、受取人が特定されていないと解し、保険金は被保険者の相続財産に帰属すると判示する（本稿九六頁、一三二頁）。ただし、破毀院民事部一九二七年二月二八日判決は、受取人が「被保険者の直接の相続人」と指定されている事案について、その指定は特定可能なものであり、保険金受取人は保険者に対して直接かつ固有の権利を取得すると判示した（本稿一三一頁）。

一九三〇年法六三条二項（保険法典L一三二―八条三項）は、右の判例法理を拡張し、被保険者の相続人、および指定時にまだ誕生していない子を指定する場合についても特定されている受取人とみなしている。

六三条「②保険契約者が、氏名を表示せずに保険契約者の妻、保険契約者のすでに誕生しまたは将来誕生する子もしくは孫または保険契約者の相続人に保険契約による利益を与える旨を約定する場合には、その約定は、これを特定されている保険金受取人のための約定とみなす。」

そして、一九八一年の改正後の保険法典L一三二―八条三項によれば、保険契約者の権利承継人という指定も、特定されている保険金受取人のための約定とみなされる。

保険法典L一三二―八条「③次の各号に掲げる者が受取人に指定されている場合は、特にこれを前項に定める条件を具備するものとみなす。

一 保険契約者、被保険者その他指定を受けた受取人のすでに誕生している子または将来誕生する子。

二 被保険者または指定を受けた受取人の相続人または権利承継人。」

### 3 保険金請求権の直接取得性

(一) 直接取得性の確立 破毀院民事部一八七三年一月五日判決は、申込説を採用し、「保険金請求権は、要約者が保険契約締結時にこれを確定的に取得し、要約者の財産の一部を構成する。……（中略）……要約者は、当該契約

の利益を第三者に与える」と判示し、保険金受取人は、保険契約者から保険金請求権を承継取得すると解する（本稿九六頁）。

しかし、申込説によれば、保険金請求権は、保険契約者に一旦帰属するのであるから、例えば保険契約者が破産したときは、それは否認権の対象となり、したがって、保険契約者の財産に組み込まれ、破産債権者に供されることとなる。これは、保険契約者が受取人を指定した意図に反するものである。それゆえ、破毀院民事部一八八四年七月二日判決は、申込説を否定し、保険事故発生時に「受益者のために諾約者に対する権利を発生させるものである」と判示した（本稿一〇三頁）。しかし、抽象的保険金請求権は、保険契約締結時に発生すると解されるから、同判決の解釈は不正確である。結局、破毀院民事部一八八八年二月八日判決が、「第三者のためにする契約は、……（中略）……第三者のために発生した権利を、即時にその第三者に付与するものである」と判示し、保険金請求権の直接取得性を改めて明らかにした（本稿一一三頁）。

(二) 直接取得性の展開　破毀院は、保険金受取人が保険金請求権を保険契約者から承継取得したと解することが可能な場合についても、直接取得性を適用した。すなわち、例えば、保険契約者が、契約締結後に保険契約修正書を作成することによって保険金受取人を変更することが可能であるということは、受取人変更の時まで、保険契約者は保険金請求権を有しているとの解釈が成り立つ。そうだとすると、保険金受取人は保険金請求権を保険契約者から承継取得したと解することが可能であるが、破毀院民事部一八八八年一月一六日判決は、保険金受取人は保険契約によって保険金請求権を直接取得すると解した（本稿一〇六頁）。そして、破毀院は、①満期保険金については保険契約者がそれを受け取る養老保険に関する事案（一八八八年二月六日判決、本稿一一〇頁）、②契約締結時に被保険者の相続人または権利承継人を受取人に指定し、その後保険契約修正書を作成することによって保険金受取人を変更した事案（一八八八年

八月七日判決、本稿一二二頁）および③保険証券の裏書により保険金請求権の譲渡が可能であることが約定されているので、民法典一一二二条の適用を受けると解され、かつ解約返戻金の払戻および契約者貸付を受けることが可能なことが約定されているから、保険契約による利益を保険契約者が留保していると解される事案（一八九一年六月二二日判決、本稿一二三頁）についても、同様に保険金請求権の直接取得性を認めた。

#### 4 保険金請求権の固有権性

(一) 固有権性の確立 破毀院民事部一八八四年七月二日判決は、「この権利〔保険金請求権〕は、受益者固有のものでありその個性に基づくものである」と判示し、保険金受取人の権利が受取人固有の権利であることを明らかにした（本稿一〇三頁）。また、破毀院民事部一八八八年一月一六日判決は、「保険証券において特に指定されている第三者が民法典一一二二条後段に基づき承諾の意思表示をしたときは、それは、第三者のための、固有の撤回不能な権利となる」と判示し、保険金請求権が受取人の固有の権利であることを改めて確認した（本稿一〇六頁）。

(二) 保険契約者の債権者等との利害調整 保険金受取人が取得した保険金請求権は、受取人固有の権利である。したがって、保険契約者の債権者や破産管財人などは、その保険金請求権に干渉することはできない。しかし、受取人が無償で保険金を取得する場合には、受取人の指定は、経済的実質的には贈与（間接贈与）であると解される。そこで、詐害行為取消権、否認権、受益財産の持戻および遺留分減殺の適用が可能であるかが問題となる。

(1) 詐害行為取消権および否認権 本稿において引用した判決のうちで、詐害行為取消権（民法典一一六七条）の適用に触れるものは一件のみである。すなわち、リオン控訴院一八六三年六月二日判決は、保険料の支払いによって債務者の財産が逸失し債権者の権利を害する場合には、その適用が可能であると判示する（本稿八八頁）。しかし、これ以外の事案においては、上告理由などにおいて、詐害行為取消権の適用を主張することさえなされていない。

否認権（商法典四四六条、四四七条、五五九条および五六四条）については、破毀院民事部一八八八年二月二二日判決、同年三月二七日判決および同年八月七日判決が、保険金への適用を消極に解する（本稿一一七頁、一一九頁、一二一頁）。ただし、保険料については、これら三件の判決は、いずれも否認権の適用が可能であると解している。

(2) 受益財産の持戻および遺留分減殺 破毀院民事部一八八八年二月八日判決は、「保険金受取人は、保険契約者から保険金債権を付与されることによってこれを取得したのであるが、それは無償で取得したものである。民法典一一二一条の規定にしたがって、保険金受取人のためになされた約定は、実際には無償譲与に相当する。したがって、共同相続人間の遺産分割の平等を確保する場合、および、遺留分権利者、受遺者および受贈者について処分可能分と遺留分とを算定する場合には、持戻に関する規定が適用される」と判示した（本稿一一三頁）。

しかし、破毀院は、一八八八年二月八日判決以前の判決において、保険金受取人の権利の直接取得性および固有権性を認めているから、同判決は、これに反するとの批判を受けた。そこで、破毀院民事部一八九六年六月二九日判決は、「このように約定された保険金は、要約者の財産に含まれず、相続財産を構成しないから、遺留分の算定にこれを含めることはできない」と判示し、保険金が遺留分減殺の規定の適用を受けないことを明らかにした（本稿一二六頁）。また、破毀院民事部一九〇八年八月四日判決は、保険金には持戻を適用しないと判示する（本稿一二八頁）。ただし、保険料については、持戻が適用される（破毀院一九〇八年八月四日判決、本稿一二八頁）。

保険金請求権の直接取得性および固有権性に関する判例法理は、一九三〇年法の次に掲げる条項に規定された。ただし、六八条二項は、判例法理を変更し、保険契約者が支払った保険料についても、原則として受益財産の持戻および遺留分減殺に関する規定を適用しない旨を法定した。

六七条（保険法典一一三二―一二三条）「被保険者が死亡した場合に特定されている保険金受取人またはその相続人

に支払われる金額は、被保険者の相続財産を構成しない。保険金受取人は、その指定の方式および日付のいかんをとわず、保険契約締結時から単独で保険金請求権を有するものとみなされる。保険金受取人の承諾が被保険者の死亡後になされたときも同様である。」

六八条（保険法典L一三二―一三条）「①特定されている保険金受取人のための保険金は、これに相続財産への持戻に関する規定および保険契約者の相続分を侵害した場合の減殺に関する規定を適用しない。

②持戻および遺留分減殺に関する規定は、保険契約者が保険料として支払った金額についても適用しない。ただし、その保険料が保険契約者の資力に比して明白に過大である場合には、この限りでない。」

六九条（保険法典L一三二―一四条）「特定されている保険金受取人のための保険金は、保険契約者の債権者がこれを請求することはできない。本法律六八条二項に定める場合には、保険契約者の債権者は、民法典一一六七条および商法典四四六条ならびに四四六条に基づき、保険料の返還請求権のみを有する。」

七二条（保険法典L一三二―一七条）「破産者の妻の権利を定める商法典五五九条および五六四条は、商人が妻のために契約した生命保険には適用しない。」

## 5 保険金請求権発生の時期

破毀院民事部一八八四年七月二日判決は、保険金請求権の発生時期について、「生命保険契約の効果は、一方において、要約者死亡時に、諾約者に対して、指定された第三者の手に保険金を支払う義務を負担させ、他方において、それと同時に第三者である受益者のために諾約者に対する権利を発生させる」と判示する（本稿一〇三頁）。また、破毀院民事部一八九六年六月二九日判決も同様に解する（本稿一二六頁）。しかし、抽象的保険金請求権は、契約締結時に発生しているから、この解釈は不正確であるとの批判がなされている。

破毀院民事部一八八八年二月八日判決は、「保険金受取人は、契約締結時に保険会社に対する債権を取得する」と判示し、保険金請求権は、契約締結時に発生していることを明らかにした（本稿一一二頁）。この解釈は、一九三〇年法六七条（保険法典一三二—一二条）に規定された（本稿一三六頁）。

#### 6 保険金受取人の保険金請求権取得の時期

破毀院民事部一八七三年一月五日判決は、保険金受取人の権利取得について、申込説を採用し、「保険金請求権は、要約者が保険契約締結時にこれを確定的に取得し、要約者の財産の一部を構成する。……（中略）……要約者は、当該契約の利益を第三者に与える」と判示する（本稿九六頁）。したがって、同判決によれば、保険金受取人が保険金請求権を取得する時期は、受取人が承諾の意思表示をした時である。

しかし、申込説を採用する場合には、前記3で述べたような問題がある。そこで、破毀院民事部一八八四年七月二日判決は、保険事故発生時に、保険金請求権が発生し、それと同時に保険金受取人がこれを直接取得すると判示した（本稿一〇三頁）。しかし、抽象的保険金請求権は、保険契約締結時に発生すると解されるから、同判決の解釈は不正確である。そこで、破毀院民事部一八八八年二月八日判決は、「保険金受取人は、契約締結時に保険会社に対する債権を取得する。……（中略）……第三者のためにする契約は、これに条件が付されていないときは、第三者のために生じた権利を、即時にその第三者に付与するものである」と判示し、保険金受取人が保険契約締結時に保険金請求権を取得することを明らかにした（本稿一一二頁）。

次に、保険契約締結後、保険契約修正書によって受取人が変更された場合、新受取人は、いつから保険金請求権を取得するかが問題である。この問題について、破毀院一八八八年八月七日判決は、「保険金受取人の指定が保険契約修正書によってなされたということは、あまり重要なことでない。……（中略）……A〔被保険者〕は保険会社に対する債

権を自ら有することなく、この債権は、最初から常にA夫人〔新受取人〕に帰属していたとみなされる」と判示し、新受取人は、保険契約締結時に遡ってそれを取得することを明らかにした（本稿一二二頁）。

これらの判例法理は、一九三〇年法六七条（保険法典L一三二―一二条）に規定されている（本稿一三六頁）。

## 7 保険金受取人の承諾の意義

保険金受取人の承諾については、次の二つの論点がある。すなわち、①受取人はいつまでに承諾をしなければならぬか、および②承諾の効果はどのようなものである。破毀院一八七三年一月一日判決は申込説を採用するが（本稿九六頁）、申込説は、受益者の承諾は要約者の申込に対する意思表示と位置づけ、①については、受益者は、申込の効力が消滅する以前に承諾をしなければならないとし、また、②については、その承諾（要約者と受益者との合意）によって、受益者は、諾約者に対する権利を取得する（権利取得の要件）と解している。しかし、申込説を他人のためにする生命保険契約に適用する場合には、例えば、大多数の他人のためにする生命保険契約では、受取人自身が指定を受けていることを知るのは保険契約者の死亡後であるから、申込の効力は消滅し、受取人は有効な承諾をすることが不可能である。それゆえ、判例は、受取人の承諾に遡及効を認める解釈を行った<sup>63</sup>。例えば、破毀院一八八八年二月八日判決の原審であるドゥエ控訴院一八八六年六月一二日判決（D. P. 1888. 1. 199, S. 1888. 1. 129.）は、受取人の承諾に遡及効を認めるものである。

しかし、結局、破毀院一八八八年二月八日判決は、①について、「契約の申込と承諾を規律する契約の成立に関する一般原則をこの場合に適用すべき理由はない。したがって、一一二一条に定める承諾の意思表示は、要約者が〔指定を〕撤回しない限り、要約者の死亡後もこれを行うことができる」と判示し、申込説を否定している。また、②については、「第三者のためにする契約は、……（中略）……第三者のために発生した権利を、即時にその第三者に付与する

ものである。たしかに、この権利は、要約者がこれを撤回することができる。しかし、要約者は、第三者が承諾の意思表示をした時からそれを撤回することができない」と判示し、保険金受取人は、受取人自身の承諾（受益）の意思表示の有無にかかわらず保険金請求権を取得すること、そして、受取人の承諾は、保険契約者の指定撤回権を消滅させる事由であることを明らかにした（本稿一一二―一一三頁参照）。

この判例法理は、一九三〇年法の六四条一項（保険法典L一三二―九条一項）および六七条（保険法典L一三二―一四條）に法定された（本稿一三六頁）。

六四條「①特定されている保険金受取人に保険による利益を与える約定は、保険金受取人が明示または黙示の承諾をなした後は、これを撤回することができない。」

#### 8 保険金受取人指定の効力

保険金受取人が保険事故発生前に死亡した場合に、その指定の効力は存続するか否かであるが、一八八八年二月八日判決は、「被保険者の死亡後に限り「保険金の」支払いを請求することができるという約定は、保険事故時に受取人が生存することを条件とするものでない」と判示し、保険金受取人が保険事故発生前に死亡した場合でも、指定の効力は存続することを明らかにした（本稿一一二頁）。

しかし、一九三〇年法はこの法理を採用しなかった。すなわち、同法六四條五項（保険法典L一三二―九條四項）は、受取人が死亡したときは指定の効力は消滅するものと推定すると規定する。

六四條「⑤生命保険による利益を無償で特定されている受取人に与える約定は、これを、受取人が保険金または年金の支払い時に生存することを条件として約定したものと推定する。ただし、約定にこれに反する趣旨の規定がある場合には、この限りでない。」



同項をこのように規定したのは、次の三つの理由に基づくと解されている。①保険契約者は、保険金受取人の人的要素 (intuitu personae) を考慮して指定したと解するのが自然である。②生命保険による利益を無償で受取人に与える約定は、実質的には無償譲与であり、それゆえ、生前贈与の効力に関する民法典九五一条および遺言の効力に関する民法典一〇三九条と同様に解すべきであるが、これらの規定は、受贈者または受遺者が先に死亡した場合には、生前贈与または遺言の効力が消滅すると定めている。③当時、多数の生命保険約款が同趣旨の条件を規定していた。<sup>(64)</sup>

以上の考察から、①一八七四年から一八九六年までの破毀院判決が、当時の支配的学説である申込説を克服し、直接取得説を確立したこと、および②これらの判決が確立した法理が一九三〇年法六三条一項二項、六四条一項、六七条、六八条、六九条および七二条に法定され、今日なお効力をもっていることが明らかになった。しかし、判決は、保険金受取人が保険金請求権を直接取得する根拠については、なにも述べていない。<sup>(65)</sup> その解明はもっぱら学説が行っている。これについては、次節において考察する。

- (1) 沢木敬郎「第三者のためにする契約の法系別比較研究」比較法研究一三号（一九五六年）四六頁。Gaudement (E.), *Théorie générale des obligations*, p. 244, réimpression de l'édition 1937, 1965.
- (2) Picard (M.) et Besson (A.), *Traité général des assurances terrestres en droit français*, t. 4, n° 171, p. 402, 1945.
- (3) 法規的判決とは、大革命前のパルマンに認められていたもので、一般的効力を有する判決をいう。すなわち、ある事件で下した判決の法原理を一般化し、これを一定の方法によって公示する場合には、同類型の事件に関して法律たる効力が与えられた（野田良之・フランス法概論上巻（有斐閣、一九五四）四一三頁）。法規的判決は、民法典五条によって禁止されている。民法典五条「裁判官がその受理した事件について一般的でかつ法規制的な方法で判決を言い渡すことは、これを禁ずる。」
- (4) Crépon (T.), note sous l'arrêt Cass. civ. 16 janvier 1888, S. 1888, I. 121. また、Gaudement は、この判例法の展開は、社会生活が法の発達に影響を及ぼした最良の例であるという (supra note 1, p. 240)。

- (5) フランス民法典は、債務関係が契約当事者自身の行為を目的とする場合の約定を *contrat* または *convention* といひ、合意の効果が第三者にまで及ぶ場合を特に *stipulation* または *promesse* とよんでいる(山口俊夫・フランス債権法(東大出版会、一九八六)一一頁)。そのため、これを第三者のためにする要約と翻訳する例もある(山口・同書六九頁)が、本稿では、日本法にしたがって、第三者のためにする契約と翻訳する。
- (9) Dupuich (P.), *Traité pratique de l'assurance sur la vie*, n° 13, p. 25, 1900.
- (7) Labbé (J. E.), note sous l'arrêt Cass. civ. 7 et 12 février et 28 mars 1877, S. 1877. 1. 393.
- (8) Dupuich, *supra* note 6, n° 13 p. 26, Pouget (A.), *Assurance sur la vie au profit d'un tiers*, thèse Bordeaux, p. 84, 1906.
- (6) Pouget, *supra* note 8, p. 84.
- (10) Dupuich, *supra* note 6, n° 13 p. 2, Lefort (J.), *Traité théorique et pratique du contrat d'assurance sur la vie*, t. 1, p. 214, 1894.
- (11) Dupuich (P.), *L'assurance-vie théorique et pratique jurisprudence*, n° 96, p. 91, 1922, Picard (M.) et Besson (A.), *Les assurances terrestres*, 5<sup>e</sup> éd., t. 1, n° 502, p. 784, 1982, Lambert-Faivre (Y.), *Droit des assurances*, 9<sup>e</sup> éd., n° 952, p. 797, 1995, Kullmann (J.) (*sous la direction de*), *Lamy assurances*, n° 3054, p. 1345, 1995.
- (12) 谷口知平＝五十嵐清・新版注釈民法(13)債権(4)契約総則(有斐閣、一九九六)六〇〇頁(中馬義直執筆)、我妻栄・債権各論上巻(岩波書店、一九五四)一一三頁。フランス法に関する邦語文献として、山口・前掲注(5)六九―七二頁、神戸大学外国法研究会編・現代外国法典叢書(16)佛蘭西民法III財産取得法(2)(有斐閣、復刻版、一九九二)三三―四五頁(田中周友執筆)、沢木敬郎「第三者のためにする契約、生命保険契約」別冊シュリストフランス判例百選(一九六九)一二五―一二六頁、春田一夫「フランス法における第三者のためにする契約」八幡大学社会文化研究所紀要一六号(一九八五)一六―五三頁。Légier (G.), *Stipulation pour autrui*, in *Catala et Simler (sous la direction de)*, *Juris-Classeur Civil*, Art. 1121 et 1122, *contrats et obligations*: Fasc. 7-3, n° 1, p. 3, 1995, Starck (B.), *Obligations 2. contrat*, 5<sup>e</sup> éd., par H. Roland et L. Boyer, n°s 1316 et s., pp. 541 et s., 1995, Terré (F.), *Simler (P.) et Lequette (Y.)*, *Droit civil les obligations*, 6<sup>e</sup> éd., n°s 486 et s., pp. 406 et s., 1996.
- (13) 以下に引用する民法典の条文の翻訳に関しては、神戸大学外国法研究会編・現代外国法典叢書(16)佛蘭西民法III財産取得法(2)(有斐閣、復刻版、一九九二)三〇頁以下(田中周友執筆)および法務大臣官房司法法制調査部編・フランス民法典——物権・債権関係——(法曹会、一九八二)六三頁以下を参照した。
- (14) 中村敏夫・生命保険契約法の理論と実務(保険毎日新聞社、一九九七)九〇―一〇六頁、山下友信「生命保険金請求権の固有権性」(2)「民商八三巻四号(一九八〇)五七四頁、藤田友敬「保険金受取人の法的地位」(2)「法協一〇九巻六号(一九九二)一二六頁。
- (15) *Planiol (M.) et Ripert (G.)*, *Traité pratique de droit civil français*, 2<sup>e</sup> éd., t. 5, par A. Traspot et Y. Loussouarn, n° 422, pp.

- 545-546, 1957, Mazeaud (H., L. et J.), Leçons de droit civil, 4<sup>e</sup> éd., t. 4, vol., 2, par A. Breton, n° 1471, p. 683, 1982, Malaurie (P.) et Aynès (L.), Cours de droit civil les successions les libéralités, 3<sup>e</sup> éd., n° 417, p. 239, 1995, Terré (F.) et Lequette (Y.), Droit civil les successions les libéralités, 2<sup>e</sup> éd., n° 487, p. 476, 1988, Milcamps (T.) et Berdot (F.), Attribution à titre gratuit du bénéfice d'un contrat d'assurance sur la vie et droit des libéralités, Etudes offertes à A. Besson, pp. 235-248, 1976.
- (9) Planiol et Ripert, supra note 15, n° 411, pp. 534-535, Mazeaud, supra note 15, n°s 1471-1473, pp. 683-684, Malaurie et Aynès, supra note 15, n° 415, p. 236, Terré et Lequette, supra note 15, n° 481, pp. 470-471. 山口俊夫・概説フランス法(東大出版会)一七七八)五二七一-五三〇頁。
- (17) Gaudement, supra note 1, p. 241, Pothier (J.), Traité des obligations, Oeuvres complètes de Pothier, nouvelle éd., t. 1, n° 70, p. 70, 1821. 梅謙次郎・民法要義卷之三債權編(復刻版)(有斐閣)一九八四)四三三頁。過怠条項を付帯する場合を古法期の総論の一として紹介する。
- (18) Colin (A.) et Capitant (H.), Cours élémentaire de droit civil français, 3<sup>e</sup> éd., t. 2, p. 323, 1921. 山口・前掲註(5) 七〇頁。
- (61) Planiol (M.), Traité élémentaire de droit civil, 6<sup>e</sup> éd., t. 2, n° 1230, pp. 406-407, 1912, Balleydier (L.) et Capitant (H.), L'assurance sur la vie au profit d'un tiers et la jurisprudence, Livre du centenaire du code civil, t. 1, p. 531, 1904.
- (20) 石坂青四郎・日本民法第三編債權総論七卷(有斐閣)一九二二)二二七六-二二八一頁。末川博・契約法上(総論)(岩波書店)一九五八)一〇九頁。
- (12) Pouget *ドヤドヤ* Demolombe *ドヤドヤ* Laurent *ドヤドヤ* Toullier *ドヤドヤ* Larombière *ドヤドヤ* Duranton が申込説を主張する (supra note 8, p. 63.)。
- (22) Demolombe (C.), Cours de code napoléon, t. 24, n° 248, p. 235, 1877.
- (23) Laurent (F.), Principes de droit civil, 3<sup>e</sup> éd., t. 15, n° 568, p. 647, 1878.
- (24) Balleydier et Capitant, supra note 19, p. 532.
- (25) Dupuich, supra note 11, n° 101, pp. 97-98, Balleydier et Capitant, supra note 19, p. 532.
- (26) Balleydier et Capitant, supra note 19, p. 532. 山口・前掲註(5) 一七五頁。
- (27) Balleydier et Capitant, supra note 19, pp. 574-577.
- (28) Deslandres (M.), Du contrat d'assurance sur la vie au profit des bénéficiaires indéterminés, Revue critique des législations et de jurisprudence, 1891, pp. 180-181, Marty (G.) et Raynaud (P.), Droit civil, t. 2, vol., 1, n° 259, p. 234, 1962, Légier, supra note 12, n° 91, p. 16, Flour (J.) et Aubert (J. L.), Les obligations 1. l'acte juridique, 7<sup>e</sup> éd., n° 481, p. 350, 1996.

- (29) Deslandres, *supra* note 28, pp. 180-181.
- (30) Deslandres, *supra* note 28, p. 178. 田中・前掲注(12)三八頁。
- (31) 服部榮三・星川長七編・基本法コンメンタール商法総則商行為法(日本評論社、第三版、一九九一)二七五—二七六頁(金澤理執筆)。
- (32) Picard et Besson, *supra* note 2, n° 213 p.522.
- (33) 裁判例の選定については、次の文献を参照した。Balleydier et Capitant, *supra* note 19, pp. 525-539, Pouget, *supra* note 8, pp. 61-76, Lefort, *supra* note 10, pp.207-229, Couteau (E.), *Traité des assurance sur la vie*, t. 2, n°s 505-514, pp. 405-443, 1881.
- (34) Picard et Besson, *supra* note 2, n° 171, p. 402.
- (35) Couteau, *supra* note 33, n° 505, p.405.
- (36) フランスでは、保険契約者と被保険者が同一の者であることを前提として、その者を *assuré* と表記している。そこで、本稿で引用する判決文では、*assuré* を文脈に応じて保険契約者または被保険者と訳出した。
- (37) 本稿で引用する判決文中の「」内は、引用者が付け加えたものである。
- (38) 裁判所が保険金受取人の権利を認めなかった理由は、相続債権者が保険料を支払っていたからであると解する説がある(Couteau, *supra* note 33, n° 510, p. 429.)。
- (39) Légier, *supra* note 12, n°s 91-103, pp. 16-18, Larroument (C.), *Droit civil*, 3<sup>e</sup> éd., t. 3, n° 810-811, pp. 924-926, 1996.
- (40) Couteau, *supra* note 33, n° 514, p.440.
- (41) Picard et Besson, *supra* note 11, n°s 529-530, pp. 823-826. ただし、一九八九年一月一日から連帯富裕税(L. S. F.)が創設され、保険金受取人の財産に帰属する保険金は、連帯富裕税を課税するときは、その受取人の財産に含まれる(Lambert-Faivre, *supra* note 11, n° 975, p.813.)。
- (42) Lamy, *supra* note 11, n° 3100, p. 1372. なお、一九八〇年一月一八日の法律六八条によって、例外的課税がなされていたが、これが複雑なルールであったため、簡素な規定に改正されたものである。
- (43) Balleydier et Capitant, *supra* note 19, p.534, Labbé (J.F.), note sous l'arrêt Cass. civ. 2 juillet 1884, S. 1885. 1. 7.
- (44) この解釈は、破毀院一八七三年一月一五判決を踏襲するものと思われる。なぜなら、同判決は、保険契約者が受取人指定変更権を留保する場合には、その契約は、不特定の第三者のためにする契約で、民法典一一二一条の適用を受けないと解しているが、これを反対解釈すれば、本件契約のように、受取人が特定されていて、民法典一一二一条の適用を受ける場合には、受取人指定変更権が留保されていないと解されるからである。

- (45) 沢木・前掲注(12)一二五頁、藤田友敬「保険金受取人の法的地位(4)」法協一〇九卷一〇九号(一九九二)九〇頁。
- (46) Gaudement, *supra* note 1, p. 240. 山口・前掲注(16)九頁、木村健助「フランス民法典と判例」比較法研究九・一〇号(一九九五)一二一―一三頁。
- (47) 神戸大学外国法研究会編・現代外国法典叢書(17)佛蘭西民法IV財産取得法(3)(有斐閣、復刻版、一九九一)一〇六頁(木村健助執筆)、池田真朗・債権譲渡の研究(弘文堂、一九九三)七四―七八頁。
- (48) Lefort (J.), *Traité théorique et pratique du contrat d'assurance sur la vie*, t. 2, p. 270, 1894.
- (49) Balleydier et Capitant, *supra* note 19, pp. 526.
- (50) Dupuich, *supra* note 11, n° 103, p. 101. Créponによれば、受益者の承諾は、要約者の死亡前になすことを要するとする厳格説は、LaurentおよびColmet de Santerreのみで、本件判決以前においても、これ以外の学説および判例は、要約者の死亡後でも可能と解してゐた(*note sous l'arrêt Cass. civ. 16 janvier 1888, S. 1888. 1. 123.*)。
- (51) 以下に引用する商法典の条文の翻訳に関しては、神戸大学外国法研究会編・現代外国法典叢書(20)佛蘭西商法II破産及破産犯罪(有斐閣、一九五六)二六頁以下(小野木常執筆)を参照した。
- (52) Balleydier et Capitant, *supra* note 19, pp. 526.
- (53) Lyon-Caen (Ch.), *note sous l'arrêt Cass. civ. 4 août 1908, S. 1909. 1. 5.*
- (54) 山口・前掲注(16)四九八頁、神戸大学外国法研究会編・現代外国法典叢書(15)佛蘭西民法II財産取得法(1)(有斐閣、復刻版、一九九一)九〇頁(木村健助執筆)。なお、七六七条の立法理由は、相続制度において血族相続を原則とする以上、被相続人と血縁のない配偶者は、単なる補充的相続人にすぎず、また、生存配偶者の利益は、夫婦財産契約、夫婦間贈与、遺贈など相続以外の方法によって確保することが可能であるということにあった(山口・同頁、木村・同頁)。
- (55) 山口・前掲注(16)四九八頁、木村・前掲注(51)九二頁。
- (56) 学説は、次のように解する。①民法典一一一九条は、無益な条項で、ローマ法の死文化した規定を思い起こさせるにすぎないものであるから、この規定を根拠として、第三者のためにする契約の有効性に異議を申し立てることはできない。そして、いかなる公序原則も、第三者のためにする契約を禁止してはいない以上、契約自由の原則からいって、それを適法に約定することは可能である。また、要約者にとっての利益の存否についていかならば、それを探究する必要はない。人は、利益なしに契約を締結することはないからである(Balleydier et Capitant, *supra* note 19, p. 531.)。②他人のためにする生命保険は、大多数の場合、近親者を受取人にするのであるから、保険契約者は、精神的利益を有しているし、しかも、受取人の承諾前ならばいつでも指定を撤回することが可能なのであるから、金銭的な利益も有している(Dupuich, *supra* note 11, n° 98, p. 937.)。③民法典一一二一条は、ローマ法に由来する規定で

あるが、ローマ法では、この規定は、片務契約のみ適用されていたのであるから、同条も片務契約に限って適用すべきである。したがって、双務契約である他人のためにする生命保険には同条は、適用すべきでない (Planioi (M.), note sous l'arrêt Cass. civ. 22 février 1893, D. P. 1893. I. 402.)。ただし、この説は、Planioi 自身の見解ではない。彼は、他人のためにする生命保険の適法性に反対している (supra note 19)。

(57) Légier, supra note 12, n° 2, pp. 3-4, Flour et Aubert, supra note 28, nos 478-480, pp. 347-349.

(58) 受益者が特定されていることを要するとする法理が確立された理由は、申込説に基づくものと考えられる。この法理を確立した破毀院一八七三年一月二五日判決が申込説を採用しているからである。

(59) 以下に引用する一九三〇年七月一三日の陸上保険契約法および保険法典の条文の翻訳に関しては、現代外国法典叢書(19)佛蘭西商法 I 保険契約法 (有斐閣、復刻版、一九九一) 一二八頁以下 (大森忠夫執筆) および岩崎稜監訳・フランス保険法典 I (生命保険文化研究所、一九八五) 五九頁以下を参照した。

(60) 契約条項の解釈は、事実審裁判所の専権事項である (山口・前掲注 (16) 八七—九〇頁)。

(19) Picard et Besson, supra note 2, n° 180, pp. 428-429, Dupuich, supra note 11, n° 117, p. 129, Balleydier et Capitant, supra note 19, pp. 577-580.

(62) 第三者のためにする契約において、第三者が無償で利益を受けているときは、その第三者のためにする契約は間接贈与と解されるから、学説には、判例に反対するものがある (Picard et Besson, supra note 2, n° 213, p. 525)。

(63) Dupuich, supra note 6, n° 53, p. 135. この遡及効という観念は、第三者のためにする契約を停止条件付の契約と考えることに基づく。つまり、第三者の承諾によって停止条件が成就し、第三者のためにする契約の効力は契約締結の時から生じ、それゆえ、第三者はその契約の締結時に諾約者に対する権利を取得すると解する。しかし、Balleydier et Capitant は、この解釈を批判する。すなわち、申込説によれば、第三者のためにする契約は、第三者の承諾前には要約者の申込 (pollicitation) がなされているにすぎず、そうだとするならば、第三者のためにする契約は、第三者の承諾によって成立するのであるから、契約の成立を遡及させることは不可能であると主張する (supra note 19, p. 533.)。

(64) Picard et Besson, supra note 2, n° 191, pp. 461-462.

(65) Balleydier et Capitant, supra note 19, p. 530.